



四半期報告書の作成要領

(2023年6月第1四半期提出用)

公益財団法人 財務会計基準機構

企業会計基準委員会

凡 例

金 商 法 ……	金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）
施 行 令 ……	金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号）
開 示 府 令 ……	企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和 48 年大蔵省令第 5 号）
開 示 ガ イ ド ラ イ ン ……	企業内容等の開示に関する留意事項について（平成 11 年大蔵省金融企画局）
財 規 ……	財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）
財 規 ガ イ ド ラ イ ン ……	「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について（平成 11 年大蔵省金融企画局）
四 半 期 財 規 ……	四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成 19 年内閣府令第 63 号）
四半期財規ガイドライン ……	「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について（平成 19 年金融庁総務企画局）
連 結 財 規 ……	連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 51 年大蔵省令第 28 号）
連結財規ガイドライン ……	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について（平成 11 年大蔵省金融企画局）
四 半 期 連 結 財 規 ……	四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成 19 年内閣府令第 64 号）
四半期連結財規ガイドライン ……	「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について（平成 19 年金融庁総務企画局）

本資料利用にあたっての留意事項

1. 本資料は、2023 年 4 月 1 日までに公表された法令等を原則として掲載している。
2. 本資料は、財務会計基準機構内に設置された「有価証券報告書等開示内容検討会（以下「検討会」という。）」において議論された結果等を反映して作成したものである。
3. 本資料に記載されている「記載事例」等は、あくまでも記載事項の趣旨や考え方を示すことが目的であるため、実際の適用にあたっては、各企業の経営実態等に即した記載が必要となる。
4. 本資料は原則として製造業者で四半期連結財規（第 6 章及び第 7 章を除く。）により四半期連結財務諸表を作成し、四半期連結キャッシュ・フロー計算書については記載をしていない場合を想定したものである。
なお、本資料においては、各「記載事例」間の整合性を考慮していない。
5. 本資料に記載されている「記載事例」において、破線で囲まれている部分は、「省略可能な事項」又は「該当する場合には記載すべき事項」を示している。
6. 本資料に記載されている「作成にあたってのポイント」において、法令等の根拠によるもの以外に、検討会において法令等の制定の趣旨等を考慮して開示することが望ましいと考えられたものも含めて記載している。
7. 第 2 四半期のみ記載が必要とされる事項や第 1 四半期とは記載内容が異なる事項は、「第 2 四半期報告書向け記載事例（2023 年 9 月第 2 四半期提出用）」に記載している。

2023年6月第1四半期の四半期報告書作成に係る主な改正点

項 目	本 書	参照頁
1. 金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告の提言を踏まえた改正	<p>2023年1月31日付改正府令（令和5年内閣府令第11号）が公表されたことに伴い、以下の事項を改正しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業等のリスク ・経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 	<p>22～27</p> <p>28～33</p>
2. 法人税、住民税及び事業税等及び税効果会計に関する会計処理等に関する事項	<p>2022年10月28日に「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等が公表されたことに伴い、以下の事項を改正しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要な経営指標等の推移 ・冒頭記載 ・会計方針の変更等 <p><第2四半期報告書向け記載事例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要な経営指標等の推移 ・会計方針の変更等 	<p>10</p> <p>74</p> <p>114</p> <p>2、4</p> <p>26</p>

なお、上記の他に、以下の実務対応報告が公表されています。

- ・実務対応報告第43号「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い」（2022年8月26日）
- ・実務対応報告第44号「グローバル・ミニマム課税に対応する法人税法の改正に係る税効果会計の適用に関する当面の取扱い」（2023年3月31日）

MEMO

本書の目次

四半期報告書	1
表紙	2
第一部 企業情報	
第1 企業の概況	
1. 主要な経営指標等の推移	10
2. 事業の内容	18
第2 事業の状況	
1. 事業等のリスク	22
2. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	28
3. 経営上の重要な契約等	42
第3 提出会社の状況	
1. 株式等の状況	
(1) 株式の総数等	50
(2) 新株予約権等の状況	56
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	62
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	64
(5) 大株主の状況	66
(6) 議決権の状況	68
2. 役員の状況	70
第4 経理の状況	
冒頭記載	74
1. 四半期連結財務諸表	
(1) 四半期連結貸借対照表	86
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	92
注記事項	
(継続企業の前提に関する事項)	100
(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)	112
(会計方針の変更等)	114
(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)	122
(財政状態、経営成績又はキャッシュ・フローの状況に関する事項で、企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の判断に影響を与えると認められる重要なもの)	124
(追加情報)	126
(四半期連結貸借対照表関係)	128
(四半期連結損益計算書関係)	130
(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)	132
(株主資本等関係)	134
(セグメント情報等)	138
(金融商品関係)	152
(有価証券関係)	158
(デリバティブ取引関係)	160
(企業結合等関係)	162
(収益認識関係)	174
(1株当たり情報)	178
(重要な後発事象)	184
2. その他	186

第二部 提出会社の保証会社等の情報	188
四半期レビュー報告書	194

確認書	1

第2 四半期報告書向け記載事例（2022年9月第2 四半期提出用）	1
第1 企業の概況	
1. 主要な経営指標等の推移	2
第2 事業の状況	
2. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	10
第3 提出会社の状況	
1. 株式等の状況	
（5）大株主の状況	12
第4 経理の状況	
冒頭記載	14
1. 四半期連結財務諸表	
（3）四半期連結キャッシュ・フロー計算書	18
注記事項	
（会計方針の変更等）	26
（四半期連結貸借対照表関係）	32
（四半期連結損益計算書関係）	34
（四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係）	36
（金融商品関係）	38
（有価証券関係）	44
（デリバティブ取引関係）	46

四半期報告書

留意事項

- ① 「第一部 企業情報」に係る記載上の注意は主として製造業について示したものであり、他の業種については、これに準じて記載することとされています。このため、製造業以外の業種においては、投資情報としての有用性を高めるものであれば、その業種の特性に応じた適切な開示を行うことができるものと考えられます。
- ② 記載内容が同様である又は重複する箇所がある場合、当該箇所に省略することなく記載することが適当であるものを除き、当該他の箇所と同様若しくは他の箇所を参照する旨の記載を行うことができるとされています（開示ガイドライン 5-14、24 の 4 の 7-7）。したがって、投資者の理解を容易にする観点から、記載内容が同様である又は重複する項目を一か所に集約して記載し、その他の箇所には、当該箇所と同様である又は当該箇所を参照する旨の記載を行うことができるものと考えられます。
- ③ 四半期報告書の記載にあたっては、和暦と西暦のいずれも使用できるものと考えられます。

記載事例

【表紙】	
【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	○年○月○日
【四半期会計期間】	第××期第1四半期（自○年4月1日 至○年6月30日）
【会社名】	○○○○株式会社
【英訳名】	○○○○ Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 ○○ ○○
【本店の所在の場所】	東京都○○区○○ X-X-X
【電話番号】	03-XXXX-XXXX（代表）
【事務連絡者氏名】	○○部長 ○○ ○○
【最寄りの連絡場所】	東京都○○区○○ X-X-X
【電話番号】	03-XXXX-XXXX（代表）
【事務連絡者氏名】	○○部長 ○○ ○○
【縦覧に供する場所】	○○○○株式会社大阪支店 （大阪市中央区北浜○丁目○番○号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 証券会員制法人福岡証券取引所 （福岡市中央区天神2丁目14番2号）

〔第四号の三様式〕

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第 24 条の 4 の 7 第 項
【提出先】	____財務（支）局長
【提出日】	____年 月 日
【四半期会計期間】	第 期第 四半期（自 ____年 月 日 至 ____年 月 日）
【会社名】	_____
【英訳名】	_____
【代表者の役職氏名】	_____
【本店の所在の場所】	_____
【電話番号】	_____
【事務連絡者氏名】	_____
【最寄りの連絡場所】	_____
【電話番号】	_____
【事務連絡者氏名】	_____
【縦覧に供する場所】	_____
	名称
	_____(所在地)_____

（第四号の三様式記載上の注意）（本資料では以下「（記載上の注意）」という。）

(1) 一般的事項

- a 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、四半期報告書の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。
- b 指定国際会計基準（連結財務諸表規則第 93 条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により四半期連結財務諸表を作成した場合（四半期連結財務諸表規則第 93 条の規定により指定国際会計基準による四半期連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。）において、記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示している場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。
- c b の規定により本邦通貨以外の通貨建ての金額を本邦通貨に換算する場合には、一定の日における為替相場により換算することとし、換算に当たって採用した換算の基準として当該日、換算率、為替相場の種類その他必要な事項を注記すること。
- d 「第一部 企業情報」に係る記載上の注意は主として製造業について示したものであり、他の業種については、これに準じて記載すること。
- e 四半期報告書に掲げる事項は図表による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表により明瞭に示されるよう表示することとし、図表による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。
- f この様式（記載上の注意を含む。）は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、会社法第 399 条の 13 第 5 項又は第 6 項の取締役会の決議による委任に基づく取締役の決定について記載するときはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該取締役の決定の状況について、同法第 416 条第 4 項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載するときはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。
- g この様式において、「四半期連結累計期間」とは、四半期財務諸表等規則第 3 条第 7 号に規定する四半期連結累計期間をいい、「四半期累計期間」とは、同条第 6 号に規定する四半期累計期間をいう。
- h （略）

(2) 会社名

提出者が指定法人である場合には、「会社」を「指定法人」に読み替えて記載すること。

MEMO

(3) 削除

(4) 縦覧に供する場所

公衆の縦覧に供する主要な支店、金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会について記載すること。

(5)～(35) (略)

(36) 指定国際会計基準による四半期連結財務諸表の修正に伴う記載

指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合であって、指定国際会計基準に従い当四半期連結会計期間の前年同四半期連結会計期間に係る四半期連結財務諸表を修正したときは、この四半期報告書に記載すべき事項（当該修正後の四半期連結財務諸表を除く。）のうち、当該修正に関連する事項については当該修正後の内容及びその旨を記載すること。

(37) 修正国際基準による四半期連結財務諸表の修正に伴う記載

修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合であって、修正国際基準に従い当四半期連結会計期間の前年同四半期連結会計期間に係る四半期連結財務諸表を修正したときは、この四半期報告書に記載すべき事項（当該修正後の四半期連結財務諸表を除く。）のうち、当該修正に関連する事項については当該修正後の内容及びその旨を記載すること。

〔四半期財規〕

(定義)

第3条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～三 (略)

四 四半期会計期間 事業年度が3月を超える場合に、当該年度の期間を3月ごとに区分した期間（当該各期間のうち最後の期間を除く。）をいう。

五 四半期連結会計期間 連結会計年度が3月を超える場合に、当該連結会計年度の期間を3月ごとに区分した期間（当該各期間のうち最後の期間を除く。）をいう。

六 四半期累計期間 事業年度の開始の日から四半期会計期間の末日までの期間をいう。

七 四半期連結累計期間 連結会計年度の開始の日から四半期連結会計期間の末日までの期間をいう。

八～四十二 (略)

〔金商法〕

(四半期報告書の提出)

第24条の4の7 第24条第1項の規定による有価証券報告書を提出しなければならない会社（第23条の3第4項の規定により当該有価証券報告書を提出した会社を含む。次項において同じ。）のうち、第24条第1項第1号に掲げる有価証券の発行者である会社その他の政令で定めるもの（以下この項及び次項において「上場会社等」という。）は、その事業年度が3月を超える場合は、内閣府令で定めるところにより、当該事業年度の期間を3月ごとに区分した各期間（政令で定める期間を除く。以下同じ。）ごとに、当該会社の属する企業集団の経理の状況その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める事項（以下この項において「四半期報告書記載事項」という。）を記載した報告書（以下「四半期報告書」という。）を、当該各期間経過後45日以内の政令で定める期間内（やむを得ない理由により当該期間内に提出できないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けた期間内）に、内閣総理大臣に提出しなければならない。この場合において、上場会社等のうち内閣府令で定める事業を行う会社は、四半期報告書記載事項のほか、当該会社の経理の状況その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める事項を記載した四半期報告書を、当該各期間経過後60日以内の政令で定める期間内（やむを得ない理由により当該期間内に提出できないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けた期間内）に、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 第24条第1項の規定による有価証券報告書を提出しなければならない会社であって、上場会社等以外の会社（政令で定めるものを除く。）は、四半期報告書を任意に提出することができる。

3～13 (略)

MEMO

〔開示府令〕

(氏名の記載)

第 2 条の 10 この府令の規定により作成することとされている書類に記載する氏名については、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 30 条の 13 に規定する旧氏をいう。）及び名を括弧書で併せて記載することができる。

(四半期報告書の記載内容等)

第 17 条の 15 法第 24 条の 4 の 7 第 1 項の規定により四半期報告書を提出すべき会社（指定法人を含む。）又は同条第 2 項（法第 27 条において準用する場合を含む。）の規定により四半期報告書を提出する会社（指定法人を含む。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により四半期報告書 3 通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。この場合において、当該四半期報告書に四半期連結財務諸表を記載した場合には、四半期財務諸表については記載を要しない。

- 一 内国会社である場合 第四号の三様式
- 二 外国会社である場合 第九号の三様式

2、3 (略)

(有価証券通知書等の提出先)

第 20 条 有価証券通知書、発行登録追補書類、発行登録通知書及び法第 25 条第 4 項の規定による申請に係る書類（発行登録追補書類及びその添付書類を公衆の縦覧に供しない旨の承認に係るものに限る。）並びにこれらの添付書類を提出する場合において、その提出会社が内国会社であるとき、又は有価証券届出書、発行登録書、発行登録取下届出書、有価証券報告書、確認書、四半期報告書、半期報告書、臨時報告書、自己株券買付状況報告書、第 15 条の 3 第 1 項の規定による承認申請書、令第 4 条第 1 項の規定による承認申請書、法第 25 条第 4 項の規定による申請に係る書類（発行登録追補書類及びその添付書類を公衆の縦覧に供しない旨の承認に係るもの以外のものに限る。）及び第 16 条第 5 項に規定する書類並びにこれらの添付書類を提出する場合において、その提出会社が内国会社で次の各号のいずれかに該当するものであるときは、当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長等に提出しなければならない。

- 一 資本金の額、基金の総額又は出資の総額（会社（指定法人を含む。）の成立前に提出しようとするときは、成立後の資本金の額、基金の総額又は出資の総額）が 50 億円未満の会社（指定法人を含む。）
- 二 その発行する有価証券で金融商品取引所に上場されているものがない会社（指定法人を含む。）

2 前項に規定する書類を提出する場合において、その提出会社が同項に規定する会社以外の会社であるときは、関東財務局長に提出しなければならない。

3、4 (略)

第 22 条 (略)

2 主要な支店とは、提出会社の最近事業年度の末日においてその所在する都道府県に居住する当該提出会社の株主の総数が当該提出会社の株主の総数の 100 分の 5 を超える場合における支店（その名称のいかんにかかわらず、会社法第 911 条第 3 項第 3 号に規定する支店として同条の規定により登記されているもの（同号に掲げる事項について同法第 915 条第 1 項の規定により変更の登記がされているものを含む。）又は優先出資法第 2 条第 3 項に規定する根拠法の規定により登記されている事務所若しくは保険業法第 64 条の規定により登記されている事務所をいう。以下この項において同じ。）をいい、主要な支店が同一の都道府県内に 2 以上ある場合には、そのいずれか 1 とし、その本店と同一の都道府県に所在する支店を除く。

3、4 (略)

〔開示ガイドライン〕

(同様の内容の記載)

5-14 投資者の理解が容易になる観点から、当該箇所省略することなく記載することが適当であるものを除き、記載内容が同様である又は重複する箇所があれば、当該他の箇所と同様若しくは他の箇所を参照する旨の記載を行うことができる。

MEMO

5-44 開示府令第 20 条第 1 項の規定により有価証券届出書を当該会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長等に提出すべきものであるか否かは、当該会社が当該書類を提出する日において同項各号に掲げる会社に該当するか否かによる。

(有価証券届出書等に関する取扱いの準用)

24 の 4 の 7-7 5-3、5-6、5-7-3、5-10、5-12-2、5-13、5-14、5-16、5-16-2、5-17 から 5-21、5-22-2、5-23、5-23-2、5-44 及び 24-13 は、四半期報告書に関する取扱いについて準用する。

(主要な支店における有価証券届出書等の公衆縦覧)

25-1 開示府令第 22 条第 2 項に規定する主要な支店に該当しなかった支店が、新たにこれに該当することとなった場合には、該当することとなった日前に提出された法第 25 条第 1 項各号に掲げる書類の写しも当該支店に備え置き、当該各号に定める期間を経過するまでの間は、これらの書類を公衆の縦覧に供しなければならないことに留意する。

作成にあたってのポイント

- ① 四半期報告書において、四半期連結財務諸表を記載した場合には、四半期個別財務諸表については記載を要しないこととされていますので、ご注意ください。
- ② 開示府令の規定により記載が必要とされている事項はミニマム・スタンダードであり、提出会社の判断により、各記載項目に関連した事項について追加して記載することができることとされています。投資情報としての有用性を高めるために、提出会社の創意工夫が望まれるところです。

(指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成している場合)

- ③ 指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合であって、過年度遡及修正により前年同四半期連結会計期間に係る四半期連結財務諸表を修正したときは、この四半期報告書に記載すべき事項(「第 4 経理の状況」に記載する四半期連結財務諸表を除く。)のうち、当該修正に関連する事項については修正後の内容及びその旨を記載することとされていますので、ご注意ください。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

記載事例

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第82期 第1四半期 連結累計期間	第83期 第1四半期 連結累計期間	第82期
会計期間	自〇年4月1日 至〇年6月30日	自〇年4月1日 至〇年6月30日	自〇年4月1日 至〇年3月31日
売上高（百万円）	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
経常利益（百万円）	X,XXX	X,XXX	X,XXX
親会社株主に帰属する 四半期（当期）純利益 （百万円）	X,XXX	X,XXX	X,XXX
四半期包括利益又は包括利益 （百万円）	X,XXX	X,XXX	X,XXX
純資産額（百万円）	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX
総資産額（百万円）	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
1株当たり四半期（当期）純利益 （円）	XX.XX	XX.XX	XX.XX
潜在株式調整後1株当たり 四半期（当期）純利益 （円）	XX.XX	XX.XX	XX.XX
自己資本比率（%）	XX.X	XX.X	XX.X

（注）1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。

〔「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（2022年10月28日）等を早期適用している場合〕

2. 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、前第1四半期連結累計期間及び前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっている。

〔「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を早期適用し、2022年改正会計基準第20-3項ただし書き及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（2022年10月28日）第65-2項(2)ただし書きを適用している場合〕

2. 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、前第1四半期連結累計期間及び前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっている。なお、2022年改正会計基準については第20-3項ただし書きに定める経過措置を適用し、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日）については第65-2項(2)ただし書きに定める経過措置を適用している。この結果、当第1四半期連結累計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっている。

〔第四号の三様式〕

- | |
|----------------|
| 第一部【企業情報】 |
| 第1【企業の概況】 |
| 1【主要な経営指標等の推移】 |
| 2【事業の内容】 |

(記載上の注意)

(5) 主要な経営指標等の推移

a 提出会社が四半期連結財務諸表を作成している場合（当該提出会社が特定事業会社（第17条の15第2項に規定する事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。）であって、当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間（当連結会計年度の最初の四半期連結会計期間（以下この様式において「第1四半期連結会計期間」という。）の翌四半期連結会計期間をいう。以下この様式において同じ。）である場合を除く。）には、当四半期連結累計期間及び当四半期連結累計期間に対応する前年の四半期連結累計期間（以下この様式において「前年同四半期連結累計期間」という。）並びに最近連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等（指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合又は修正国際基準（連結財務諸表規則第94条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。）により四半期連結財務諸表を作成した場合（四半期連結財務諸表規則第94条の規定により修正国際基準による四半期連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。）は、これらの経営指標等に相当する指標等（(18)hの規定により指定国際会計基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表又は(18)iの規定により修正国際基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表を記載する場合は、これらに相当する指標等）の推移について記載すること。ただし、(a)、(c)及び(i)については、「第4 経理の状況」において当四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を記載する場合に、当四半期連結会計期間及び当四半期連結会計期間に対応する前年の四半期連結会計期間（以下この様式において「前年同四半期連結会計期間」という。）に係るものの括弧書きを併せて記載し、(g)、(h)及び(m)については当四半期連結累計期間及び前年同四半期連結累計期間の末日並びに最近連結会計年度の末日に係るものを記載し、(n)、(o)、(p)及び(q)については当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間である場合又は第2四半期連結会計期間以外の四半期連結会計期間であって「第4 経理の状況」に四半期連結キャッシュ・フロー計算書を記載した場合において、当四半期連結累計期間及び前年同四半期連結累計期間並びに最近連結会計年度に係るものを記載すること。

(a) 売上高

(b) 経常利益金額又は経常損失金額

(c) 親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は親会社株主に帰属する四半期純損失金額

(d) 親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額

(e) 四半期包括利益金額

(f) 包括利益金額

(g) 純資産額

(h) 総資産額

(i) 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額（四半期連結財務諸表規則第78条第1項の規定により注記しなければならない1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額をいう。）

(j) 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額（連結財務諸表規則第65条の2第1項の規定により注記しなければならない1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額をいう。）

(k) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額（四半期連結財務諸表規則第78条の2に規定する潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額をいう。）

(l) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額（連結財務諸表規則第65条の3に規定する潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額をいう。）

(m) 自己資本比率（四半期連結会計期間に係るものにあつては、四半期連結会計期間に係る純資産額から四半期連結財務諸表規則第56条の2において準用する連結財務諸表規則第43条の2の2の規定により掲記される株式引受権の金額、四半期連結財務諸表規則第57条において準用する連結財務諸表規則第43条の3第1項の規定により掲記される新株予約権の金額及び四半期連結財務諸表規則第58条に規定する非支配株主持分の金額を控除した額を当該四半期連結会計期間に係る総資産額で除した割合を、連結会計年度に係るものにあつては、連結会計年度に係る純資産額から連結財務諸表規則第43条の2の2の規定により掲記される株式引受権の金額、連結財務諸表規則第43条の3第1項の規定により掲記される新株予約権の金額及び連結

記載事例（脚注）

- (注) 1. 第〇〇期第 1 四半期連結累計期間末における総資産額の大幅な減少は、固定資産に係る多額の減損損失の計上等による。
2. 第〇〇期の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していない。

記載事例（四半期連結財務諸表を作成していない場合）

1【主要な経営指標等の推移】

回 次	第 82 期 第 1 四半期 累計期間	第 83 期 第 1 四半期 累計期間	第 82 期
会 計 期 間	自 ○年 4 月 1 日 至 ○年 6 月 30 日	自 ○年 4 月 1 日 至 ○年 6 月 30 日	自 ○年 4 月 1 日 至 ○年 3 月 31 日
売 上 高 (百万円)	XXX, XXX	XXX, XXX	XXX, XXX
経 常 利 益 (百万円)	X, XXX	X, XXX	X, XXX
四半期(当期)純利益 (百万円)	X, XXX	X, XXX	X, XXX
持分法を適用した 場合の投資利益 (百万円)	XXX	XXX	XXX
資 本 金 (百万円)	XX, XXX	XX, XXX	XX, XXX
発 行 済 株 式 総 数 (千株)	XXX, XXX	XXX, XXX	XXX, XXX
純 資 産 額 (百万円)	XX, XXX	XX, XXX	XX, XXX
総 資 産 額 (百万円)	XXX, XXX	XXX, XXX	XXX, XXX
1 株当たり四半期(当期)純利益 (円)	XX. XX	XX. XX	XX. XX
潜在株式調整後 1 株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	XX. XX	XX. XX	XX. XX
1 株 当 たり 配 当 額 (円)	X. XX	X. XX	X. XX
自 己 資 本 比 率 (%)	XX. X	XX. X	XX. X

財務諸表規則第2条第12号に規定する非支配株主持分の金額を控除した額を当該連結会計年度に係る総資産額で除した割合をいう。)

- (n) 営業活動によるキャッシュ・フロー
 - (o) 投資活動によるキャッシュ・フロー
 - (p) 財務活動によるキャッシュ・フロー
 - (q) 現金及び現金同等物の四半期末残高又は期末残高
- b 提出会社が四半期連結財務諸表を作成している場合（当該提出会社が特定事業会社であって、当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間である場合を除く。）には、当四半期連結会計期間及び前年同四半期連結会計期間に係る1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額（四半期連結財務諸表規則第78条第1項の規定により注記しなければならない1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額又はこれらの金額に準じて算出したもの）を記載すること。ただし、aにおいて記載した場合はこの限りでない。
- c 提出会社が四半期連結財務諸表を作成していない場合（当該提出会社が特定事業会社であって、当四半期会計期間が第2四半期会計期間（当事業年度の最初の四半期会計期間（以下c及び(27)bにおいて「第1四半期会計期間」という。）の翌四半期会計期間をいう。以下この様式において同じ。）である場合を除く。）には、提出会社の当四半期累計期間及び当四半期累計期間に対応する前年の四半期累計期間（以下cにおいて「前年同四半期累計期間」という。）並びに最近事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。ただし、(a)、(c)及び(j)については、「第4 経理の状況」において当四半期会計期間に係る四半期損益計算書を記載する場合には、当四半期会計期間及び当四半期会計期間に対応する前年の四半期会計期間（以下c及びdにおいて「前年同四半期会計期間」という。）に係るものの括弧書きを併せて記載し、(f)、(g)、(h)、(i)及び(o)については、当四半期会計期間及び前年同四半期会計期間の末日並びに最近事業年度の末日に係るものを記載し、(p)、(q)、(r)及び(s)については、当四半期会計期間が第2四半期会計期間である場合又は第2四半期会計期間以外の四半期会計期間であって「第4 経理の状況」に四半期キャッシュ・フロー計算書を記載した場合において、当四半期累計期間及び前年同四半期累計期間並びに最近事業年度に係るものを記載すること。
- (a) 売上高
 - (b) 経常利益金額又は経常損失金額
 - (c) 四半期純利益金額又は四半期純損失金額
 - (d) 当期純利益金額又は当期純損失金額
 - (e) 持分法を適用した場合の投資利益又は投資損失の金額（四半期財務諸表等規則第12条の規定により注記しなければならない投資利益又は投資損失の金額をいう。）
 - (f) 資本金
 - (g) 発行済株式総数
 - (h) 純資産額
 - (i) 総資産額
 - (j) 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額（四半期財務諸表等規則第70条第1項の規定により注記しなければならない1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額をいう。）
 - (k) 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額（財務諸表等規則第95条の5の2第1項の規定により注記しなければならない1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額をいう。）
 - (l) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額（四半期財務諸表等規則第70条の2第1項に規定する潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額をいう。）
 - (m) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額（財務諸表等規則第95条の5の3第1項に規定する潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額をいう。）
 - (n) 1株当たり配当額（会社法第453条の規定に基づき支払われた剰余金の配当（同法第454条第5項に規定する中間配当の金額を含む。）をいう。）
 - (o) 自己資本比率（四半期会計期間に係るものにあつては、四半期会計期間に係る純資産額から四半期財務諸表等規則第50条の2において準用する財務諸表等規則第67条の2の規定により掲記される株式引受権の金額及び四半期財務諸表等規則第51条において準用する財務諸表等規則第68条第1項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を当該四半期会計期間に係る総資産額で除した割合を、事業年度に係るものにあつては、事業年度に係る純資産額から財務諸表等規則第67条の2の規定により掲記される株式引受権の金額及び財務諸表等規則第68条第1項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を当該事業年度に係る総資産額で除した割合をいう。）
 - (p) 営業活動によるキャッシュ・フロー
 - (q) 投資活動によるキャッシュ・フロー

MEMO

- (r) 財務活動によるキャッシュ・フロー
- (s) 現金及び現金同等物の四半期末残高又は期末残高
- d 提出会社が四半期連結財務諸表を作成していない場合（当該提出会社が特定事業会社であって、当四半期会計期間が第2四半期会計期間である場合を除く。）には、当四半期会計期間及び前年同四半期会計期間に係る1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額（四半期財務諸表等規則第70条第1項の規定により注記しなければならない1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額又はこれらの金額に準じて算出したもの）を記載すること。ただし、cにおいて記載した場合はこの限りでない。
- e 提出会社が特定事業会社であって、当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間（中間連結財務諸表を作成していない場合は、第2四半期会計期間）である場合には、第五号様式記載上の注意(5)に準じて記載すること。

〔開示府令〕

（四半期報告書の記載内容等）

第17条の15（略）

2 法第24条の4の7第1項に規定する内閣府令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

- 一 銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第2項に定める銀行業（同条第1項に定める銀行（同法第47条第1項の規定により同法第4条第1項の内閣総理大臣の免許を受けた外国銀行を除く。）が行うものに限る。）に係る事業及び同法第52条の21第2項に定める業務（同法第2条第13項に定める銀行持株会社が行うものに限る。）に係る事業
- 二 保険業法第2条第1項に定める保険業（保険会社（同条第2項に定める保険会社をいう。以下この号において同じ。）が行うものに限る。）及び同条第17項に定める少額短期保険業（少額短期保険業者（同条第18項に定める少額短期保険業者をいう。以下この号において同じ。）が行うものに限る。）並びに同法第271条の21第1項に定める業務（同法第2条第16項に定める保険持株会社（当該保険持株会社の最近事業年度に係る有価証券報告書における当該保険持株会社の子会社である保険会社及び少額短期保険業者の株式の価額の合計額の当該保険持株会社の総資産の額に対する割合が100分の50を超えるものに限る。）が行うものに限る。）及び同法第272条の38第1項に定める業務（同法第272条の37第2項に定める少額短期保険持株会社（当該少額短期保険持株会社の最近事業年度に係る有価証券報告書における当該少額短期保険持株会社の子会社である少額短期保険業者の株式の価額の合計額の当該少額短期保険持株会社の総資産の額に対する割合が100分の50を超えるものに限る。）が行うものに限る。）
- 三 信用金庫法（昭和26年法律第238号）第54条に定める業務（同法第6条第1項第2号に掲げる者が行うものに限る。）に係る事業

3（略）

〔開示ガイドライン〕

（最初に提出する四半期報告書の記載上の特例）

24の4の7-6 法第24条の4の7第1項又は第2項の規定に該当しなかったことにより当四半期会計期間に対応する前事業年度の四半期会計期間（以下「前年同四半期」という。）に係る四半期報告書を提出していない場合（24の4の7-1のただし書により四半期報告書を提出しなかった場合を含む。）における四半期報告書の記載に当たっては、開示府令第四号の三様式又は第九号の三様式の記載上の注意において前年同四半期との対比の記載を求められる事項であっても、当該対比は要しないものとする。

5-12-2 連結財務諸表規則第2条第43号及び財務諸表等規則第8条第51項に規定する遡及適用、連結財務諸表規則第2条第44号に規定する連結財務諸表の組替え及び財務諸表等規則第8条第52項に規定する財務諸表の組替え、連結財務諸表規則第2条第45号及び財務諸表等規則第2条第53項に規定する修正再表示並びに財務諸表等規則第8条第27項に規定する企業結合に係る暫定的な会計処理の確定（以下5-12-2において「遡及適用等」という。）を行った場合は、開示府令第二号様式記載上の注意(25)の規定による最近5連結会計年度及び最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移の記載において、最近連結会計年度の直前連結会計年度及び最近事業年度の直前事業年度に係る主要な経営指標等（開示府令第二号様式における記載事項のうち、これらの主要な経営指標等に関連する情報を含む。以下5-12-2において同じ。）について、当該遡及適用等の内容を反映しなければならないことに留意する。なお、当該直前連結会計年度の直前連結会計年度及び当該直前事業年度の直前事業年度の主要な

MEMO

経営指標等について遡及適用等の内容を反映することは可能であることに留意する。

ただし、遡及適用等の内容を反映した場合には、その旨を注記しなければならない。

開示府令第二号の四様式から第二号の七様式までの「主要な経営指標等の推移」の記載についても同様とする。

(有価証券届出書等に関する取扱いの準用)

24 の 4 の 7-7 5-3、5-6、5-7-3、5-10、5-12-2、5-13、5-14、5-16、5-16-2、5-17 から 5-21、5-22-2、5-23、5-23-2、5-44 及び 24-13 は、四半期報告書に関する取扱いについて準用する。

作成にあたってのポイント

- ① 主要な経営指標等の推移について、特に記載様式は定められていませんが、比較可能性等の観点から記載事例のように並べて記載することが適当と考えられます。
- ② 「1 株当たり四半期（当期）純利益金額」（記載上の注意(5)a(i)、a(j)、c(j)、c(k))については、「1 株当たり四半期（当期）純利益」と記載することも差し支えないと考えられます。また、「純資産額」（記載上の注意(5)a(g)、c(h))及び「総資産額」（記載上の注意(5)a(h)、c(i))については、それぞれ「純資産」及び「総資産」と記載することも差し支えないと考えられます。
- ③ 「自己資本比率」を算定する際の純資産額は四半期末の金額で算定することが適当と考えられます。
- ④ 「1 株当たり情報」の記載にあたっては、四半期連結財務諸表の注記事項（178 頁以下）との整合性に留意してください。
- ⑤ 主要な経営指標等の中には、規則等の一部改正等によりその定義や範囲に変更が生じ、数値の継続性が確保できない場合がありますが、重要なものについては、その旨・内容等を脚注しておくことが望ましいと考えられます。
なお、「潜在株式調整後 1 株当たり四半期（当期）純利益」について記載していない場合には、その旨（理由）を記載することが望ましいと考えられます。
- ⑥ 遡及処理を行った場合、主要な経営指標等の推移についても遡及処理を行い、その旨を記載することとされています。なお、以下、「第 1 企業の概況」「第 2 事業の状況」についても同様と考えられます。
- ⑦ 主要な経営指標等の数値のうち遡及処理が求められるものは、四半期連結財務諸表等（注記を含む。）において遡及処理が行われたものと考えられます。したがって、資本金、発行済株式総数及び 1 株当たり配当額は、遡及処理しない数値になることにご留意ください。
- ⑧ 第 1 四半期及び第 3 四半期で「第 4 経理の状況」において四半期連結キャッシュ・フロー計算書を記載した場合は、「営業活動によるキャッシュ・フロー」、「投資活動によるキャッシュ・フロー」、「財務活動によるキャッシュ・フロー」及び「現金及び現金同等物の四半期末残高又は期末残高」を記載することとなります。
- ⑨ 第 2 四半期及び第 3 四半期で「第 4 経理の状況」において四半期連結累計期間のみの四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を記載している場合でも、当四半期連結会計期間及び前年同四半期連結会計期間に係る 1 株当たり四半期純利益又は四半期純損失を記載することとなりますので、ご留意ください。

(指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表等を作成している場合)

- ⑩ 指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、記載上の注意(5)a の(a)～(q)に掲げる経営指標等に相当する指標等の推移について記載することとなります。また、記載上の注意(18)h 又は i（75 頁参照）の規定により、最近連結会計年度に係る連結財務諸表を指定国際会計基準又は修正国際基準により作成し、当第 1 四半期連結会計期間に係る四半期報告書に記載する場合には、記載上の注意(5)a の(a)～(q)に掲げる経営指標等に相当する指標等を記載することとなります。

2【事業の内容】

記載事例

2【事業の内容】

当社及び当社の関係会社は、情報・エレクトロニクス、電力・産業システム、家庭電器、材料、サービス・その他の5部門にわたって、製品の開発、生産、販売、サービスに至る幅広い事業活動を展開している。

当第1四半期連結累計期間における、各部門に係る主な事業内容の変更と主要な関係会社の異動は、概ね次のとおりである。

(情報・エレクトロニクス部門)

従来の事業内容に加え、
.....
.....
.....°

〔主な関係会社の異動〕新規設立：○○○○○○

業務撤退による解散：○○○○○○

(電力・産業システム部門)

事業の内容について重要な変更はなく、また主要な関係会社にも異動はない。

(家庭電器部門)

(略)

(材料部門)

(略)

(サービス・その他部門)

(略)

なお、上記の他、
.....
.....
.....°

記載事例

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社は、電子デバイス・材料部門に係る事業の譲渡及び会社の整理等を行い、同部門から撤退した。これに伴い、当社の関係会社は、子会社が11社、関連会社が2社、それぞれ減少した。同部門からの撤退により減少した主な関係会社は、以下のとおりである。

[製造関係]

○○○○、○○○○、○○○○、○○○○、○○○○

[販売・据付・サービス他関係]

(略)

これは、昨今の半導体市況の低迷等による事業環境の悪化等の理由により、同部門から撤退することが、グループ全体の収益性の向上の観点からも適切である、と判断したことによるものである。

この結果、○年6月30日現在では、当社グループは、当社、親会社、子会社55社及び関連会社10社により構成されることとなり、情報通信システム、電力・産業システム、家庭電器及びサービス・その他の4部門に係る事業を営むこととなった。

記載事例 (事業の内容に重要な変更等がない場合)

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はない。また、主要な関係会社に異動はない。

(記載上の注意)

(6) 事業の内容

- a 当四半期連結累計期間において、提出会社及び関係会社において営まれている事業の内容について、重要な変更があった場合には、その内容を記載すること。
なお、セグメント情報（指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、これに相当する情報。以下この様式において同じ。）の区分ごとに、当該事業に携わっている主要な関係会社に異動があった場合には、その内容を記載すること。
- b (18)h の規定により第 1 四半期連結会計期間に係る四半期報告書に指定国際会計基準により作成を開始した最近連結会計年度に係る連結財務諸表を記載する場合には、当該連結財務諸表における主要な項目と連結財務諸表規則（第 7 章及び第 8 章を除く。）により作成した場合の最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項（当該差異の概算額等。d において同じ。）を記載すること。ただし、指定国際会計基準により連結財務諸表の作成を開始した連結会計年度（当該連結会計年度が複数あるときは、その直近のものをいう。）の直前連結会計年度において連結財務諸表規則第 95 条又は連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令（平成 14 年内閣府令第 11 号）附則第 3 項の規定に基づき、米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法（以下この様式において「米国基準」という。）により連結財務諸表を作成した提出会社が、指定国際会計基準により四半期連結財務諸表の作成を開始した場合は、記載を要しない。
- c 提出会社が第 1 四半期連結会計期間において指定国際会計基準により四半期連結財務諸表の作成を開始した場合（b の場合に限る。）には、最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る要約連結財務諸表（最近連結会計年度の直前連結会計年度において連結財務諸表規則（第 7 章及び第 8 章を除く。）により連結財務諸表を作成した場合には連結財務諸表規則（第 7 章及び第 8 章を除く。）により作成すべき連結財務諸表について、また修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合には修正国際基準により作成すべき連結財務諸表について、その表示科目を要約して作成した連結財務諸表をいう。）を第二号様式記載上の注意(60)a に準じて記載するとともに、連結財務諸表規則に従い、当該要約連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する事項を記載すること。ただし、指定国際会計基準により連結財務諸表の作成を開始した連結会計年度（当該連結会計年度が複数あるときは、その直近のものをいう。）の直前連結会計年度において米国基準により連結財務諸表を作成した提出会社が、指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、記載を要しない。
- d (18)i の規定により第 1 四半期連結会計期間に係る四半期報告書に修正国際基準により作成を開始した最近連結会計年度に係る連結財務諸表を記載する場合には、当該連結財務諸表における主要な項目と最近事業年度に係る有価証券報告書に記載した最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項を記載すること。ただし、修正国際基準により連結財務諸表の作成を開始した連結会計年度（当該連結会計年度が複数あるときは、その直近のものをいう。）の直前連結会計年度において米国基準により連結財務諸表を作成した提出会社が、修正国際基準により四半期連結財務諸表の作成を開始した場合は、記載を要しない。
- e 提出会社が第 1 四半期連結会計期間において修正国際基準により四半期連結財務諸表の作成を開始した場合（d の場合に限る。）には、最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る要約連結財務諸表（最近連結会計年度の直前連結会計年度において連結財務諸表規則（第 7 章及び第 8 章を除く。）により連結財務諸表を作成した場合には連結財務諸表規則（第 7 章及び第 8 章を除く。）により作成すべき連結財務諸表について、指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合には指定国際会計基準により作成すべき連結財務諸表について、また米国基準により連結財務諸表を作成した場合には米国基準により作成すべき連結財務諸表について、その表示科目を要約して作成した連結財務諸表をいう。以下 e において同じ。）を第二号様式記載上の注意(60)a に準じて記載するとともに、連結財務諸表規則に従い、当該要約連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する事項を記載すること。

[開示府令]

(定義)

第 1 条 (略)

一～二十四の二 (略)

二十五 セグメント情報 財務諸表等規則第 8 条の 29 第 1 項、連結財務諸表規則第 15 条の 2 第 1 項、中間財務諸表等規則第 5 条の 20 第 1 項、中間連結財務諸表規則第 14 条第 1 項、四半期財務諸表等規則第 22 条の 3 第 1 項又は四半期連結財務諸表規則第 15 条第 1 項に規定するセグメント情報をいう。

二十六～三十六 (略)

MEMO

〔四半期連結財規〕

(セグメント情報等の注記)

第 15 条 企業を構成する一定の単位（以下「報告セグメント」という。）に関する情報（以下「セグメント情報」という。）については、次に掲げる事項を様式第一号に定めるところにより注記しなければならない。

- 一 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額
- 二 前号に掲げる利益又は損失の金額の合計額と当該項目に相当する科目ごとの四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容
- 三 報告セグメントごとの資産の金額が変動する要因となった事象の概要（前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる場合に限る。）

2～6 (略)

作成にあたってのポイント

- ① 記載上の注意(6)a の「セグメント情報」には、報告セグメントだけでなく、報告セグメントに含まれない事業セグメントを一括して記載した区分も含まれると考えられます（以下、四半期報告書において同様）。
- ② 18 頁中段の記載事例では、グループを構成する会社について、変動後の会社総数を記載していますが、これは任意事項ですので、例えば、子会社及び関連会社の数に代えて、連結子会社及び持分法適用会社の数を記載する方法も考えられます。
- ③ 当四半期連結累計期間においてセグメント情報の区分を変更した場合には、その旨を記載することが望ましいと考えられます。

(指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表等を作成している場合)

- ④ 指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、以下、四半期報告書において、セグメント情報に関する記載が求められている項目については、これに相当する項目を記載することとなります。

(指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表等の作成を開始した場合)

- ⑤ 記載上の注意(18)h (75 頁参照) の規定により、指定国際会計基準により最近連結会計年度に係る連結財務諸表の作成を開始し、当第 1 四半期連結会計期間に係る四半期報告書に記載する場合には、当該連結財務諸表における主要な項目と最近事業年度に係る有価証券報告書に記載した連結財務諸表における主要な項目との差異に関する事項（当該差異の概算額等）を、2 期間（最近連結会計年度及びその直前連結会計年度）について記載する必要があります。さらに、要約連結財務諸表（連結財規（第 7 章及び第 8 章を除く。）又は修正国際基準により作成すべき連結財務諸表について、その表示科目を要約して作成したもの）を 2 期間（最近連結会計年度及びその直前連結会計年度）について記載するとともに、連結財規に従い、当該要約連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する事項も記載することとされています。ただし、直前連結会計年度において米国基準により連結財務諸表を作成した提出会社が、指定国際会計基準により四半期連結財務諸表の作成を開始した場合は、記載を要しないとされています。
- ⑥ 記載上の注意(18)i (75 頁参照) の規定により、修正国際基準により最近連結会計年度に係る連結財務諸表の作成を開始し、当第 1 四半期連結会計期間に係る四半期報告書に記載する場合には、当該連結財務諸表における主要な項目と最近事業年度に係る有価証券報告書に記載した連結財務諸表における主要な項目との差異に関する事項（当該差異の概算額等）を、2 期間（最近連結会計年度及びその直前連結会計年度）について記載する必要があります。さらに、要約連結財務諸表（連結財規（第 7 章及び第 8 章を除く。）、指定国際会計基準、米国基準により作成すべき連結財務諸表について、その表示科目を要約して作成したもの）を 2 期間（最近連結会計年度及びその直前連結会計年度）について記載するとともに、連結財規に従い、当該要約連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する事項も記載することとされています。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

記載事例（当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクが発生した場合）

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している以下の主要なリスクが発生した。

なお、文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものである。

(1) ○○○○について

当社グループが、
.....
.....
.....
.....°

(2) △△△△について

当社グループが、
.....
.....
.....
.....°

}	}	}
}	}	}
}	}	}

(3) ××××について

当社グループが、
.....
.....
.....
.....°

[提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合]

当社グループは、
.....
.....°

これにより、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているが、これは、
.....
.....
.....のためである。

当社は、当該状況を解消すべく、
.....
.....
.....°

〔第四号の三様式〕

第2【事業の状況】

- 1【事業等のリスク】
- 2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】
- 3【経営上の重要な契約等】

(記載上の注意)

(7) 事業等のリスク

- a 当四半期連結累計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合には当四半期累計期間。(8)a及び(18)fにおいて同じ。)において、四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社（四半期連結財務諸表を作成していない場合には提出会社。以下a及び(8)aにおいて同じ。）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。以下この様式において同じ。以下(7)及び(8)において「経営成績等」という。）の状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスク（連結会社の経営成績等の異常な変動、特定の取引先・製品・技術等への依存、特有の法的規制・取引慣行・経営方針、重要な訴訟事件等の発生、役員・大株主・関係会社等に関する重要事項等、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項をいう。）が発生した場合又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更があった場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること。
- b 提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象（以下bにおいて「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく記載すること。また、当該重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- c 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当四半期連結会計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合には当四半期会計期間。(8)b、(9)及び(18)gにおいて同じ。）の末日現在において判断したものである旨を記載すること。

〔開示ガイドライン〕

5-16-2 有価証券届出書の様式中「企業情報」の「第2 事業の状況」の「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」から「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」までの将来に関する事項（以下「将来情報」という。）で有価証券届出書に記載すべき重要な事項について、一般的に合理的と考えられる範囲で具体的な説明が記載されている場合には、有価証券届出書に記載した将来情報と実際に生じた結果が異なる場合であっても、直ちに虚偽記載等（重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けていることをいう。以下5-16-2及び5-16-4において同じ。）の責任を負うものではないと考えられる。当該説明を記載するに当たっては、例えば、当該将来情報について社内で合理的な根拠に基づく適切な検討を経たものである場合には、その旨を、検討された内容（例えば、当該将来情報を記載するに当たり前提とされた事実、仮定及び推論過程）の概要とともに記載することが考えられる。

なお、経営者が、有価証券届出書に記載すべき重要な事項であるにもかかわらず、投資者の投資判断に影響を与える重要な将来情報を、届出書提出日現在において認識しながら敢えて記載しなかった場合や、重要であることを合理的な根拠なく認識せず記載しなかった場合には、虚偽記載等の責任を負う可能性があることに留意する。

(有価証券届出書等に関する取扱いの準用)

24の4の7-7 5-3、5-6、5-7-3、5-10、5-12-2、5-13、5-14、5-16、5-16-2、5-17 から5-21、5-22-2、5-23、5-23-2、5-44 及び24-13は、四半期報告書に関する取扱いについて準用する。

C 個別ガイドライン

I 「事業等のリスク」に関する取扱いガイドライン

- 1 開示府令第二号様式記載上の注意(31)a、第四号の三様式記載上の注意(7)a 及び第五号様式記載上の注意(10)aに規定する「事業等のリスク」の記載例としては、おおむね以下に掲げるものがある。なお、記載例とは別種の

MEMO

事項についても、投資家に誤解を生ぜしめない範囲で会社の判断により記載することを妨げるものではない。

- (1) 会社グループがとっている特異な経営方針に係るもの
(略)
 - (2) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動に係るもの
(略)
 - (3) 特定の取引先等で取引の継続性が不安定であるものへの高い依存度に係るもの
(略)
 - (4) 特定の製品、技術等で将来性が不明確であるものへの高い依存度に係るもの
(略)
 - (5) 特有の取引慣行に基づく取引に関する損害に係るもの
(略)
 - (6) 新製品及び新技術に係る長い企業化及び商品化期間に係るもの
(略)
 - (7) 特有の法的規制等に係るもの
(略)
 - (8) 重要な訴訟事件等の発生に係るもの
(略)
 - (9) 役員、従業員、大株主、関係会社等に関する重要事項に係るもの
(略)
 - (10) 会社と役員又は議決権の過半数を実質的に所有している株主との間の重要な取引関係等に係るもの
(略)
 - (11) 将来に関する事項について
(略)
- 2 開示府令第二号様式記載上の注意(31)b、第四号の三様式記載上の注意(7)b 及び第五号様式記載上の注意(10)b に規定する「提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象」については、その経営への影響も含めて具体的な内容を記載すること。
- このうち、「提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況」は、おおむね以下に掲げる事象又は状況（これらに限るものではないことに留意する。）が単独で又は複合的に生ずることにより該当し得るものであることに留意する。
- (1) 売上高の著しい減少
 - (2) 継続的な営業損失の発生又は営業キャッシュ・フローのマイナス
 - (3) 重要な営業損失、経常損失又は当期純損失の計上
 - (4) 重要なマイナスの営業キャッシュ・フローの計上
 - (5) 債務超過
 - (6) 営業債務の返済の困難性
 - (7) 借入金の返済条項の不履行又は履行の困難性
 - (8) 社債等の償還の困難性
 - (9) 新たな資金調達への困難性
 - (10) 債務免除の要請
 - (11) 売却を予定している重要な資産の処分の困難性
 - (12) 配当優先株式に対する配当の遅延又は中止
 - (13) 主要な仕入先からの与信又は取引継続の拒絶
 - (14) 重要な市場又は得意先の喪失
 - (15) 事業活動に不可欠な重要な権利の失効
 - (16) 事業活動に不可欠な人材の流出
 - (17) 事業活動に不可欠な重要な資産の毀損、喪失又は処分
 - (18) 法令に基づく重要な事業の制約
 - (19) 巨額な損害賠償金の負担の可能性
 - (20) ブランド・イメージの著しい悪化

MEMO

- 3 開示府令第二号様式記載上の注意(31)b、第四号の三様式記載上の注意(7)b 及び第五号様式記載上の注意(10)b に規定する「当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策」については、当該提出会社に係る財務の健全性に悪影響を及ぼしている、又は及ぼし得る要因に関して経営者が講じている、又は講じる予定の対応策の具体的な内容（実施時期、実現可能性の程度、金額等を含む。）を記載すること。なお、対応策の例としては、おおむね以下に掲げるものがある（ただし、これらに限るものではないことに留意する。）。
- (1) 資産の処分（有価証券、固定資産等の売却等）に関する計画
 - (2) 資金調達（新規の借入れ又は借換え、新株又は新株予約権の発行、社債の発行、短期借入金の当座貸越枠の設定等）の計画
 - (3) 債務免除（借入金の返済期日の延長、返済条件の変更等）の計画
 - (4) その他（人員の削減等による人件費の削減、役員報酬の削減、配当の支払いの減額等）

作成にあたってのポイント

- ① 当四半期連結累計期間において、この四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクが発生した場合（22 頁記載事例）又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更（消滅も含まれると考えられます。）があった場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく、かつ、簡潔に記載することとなります。
- ② 提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく記載することとなります。また、当該重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策を具体的に、かつ、分かりやすく記載することとされています。
- ③ 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものである旨を記載することとされていますが、四半期報告書提出日時点での判断を妨げるものではないと考えられます。
- ④ 開示ガイドライン 5-16-2 の「一般的に合理的と考えられる範囲で具体的な説明が記載されている場合」について、「例えば、当該将来情報について社内で合理的な根拠に基づく適切な検討を経たものである場合には、その旨を、検討された内容（例えば、当該将来情報を記載するに当たり前提とされた事実、仮定及び推論過程）の概要とともに記載することが考えられる」とされています。
具体的な記載内容については、個別事案ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられますが、例えば、社内（例えば、取締役会等の社内の会議体等）で合理的な根拠に基づく適切な検討を行った場合、その旨と、四半期報告書に記載した将来情報に関する検討過程として、前提とされた事実、仮定（例えば、〇頃までに〇〇のような事象が起こる等）及びこれらを基に将来情報を導いた論理的な過程（推論過程）の概要について、わかりやすく記載することが想定されています。
- ⑤ 「事業等のリスク」は、様式上の記載項目とされているため、該当がない場合でも項目自体は省略せず、該当のない旨（又は変更がない旨）を記載することとなりますので、ご注意ください。

（指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表等を作成している場合）

- ⑥ 指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、以下、四半期報告書において、キャッシュ・フローに関する記載が求められている項目については、これに相当する項目を記載することとなります。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

記載事例

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものである。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当社グループは、.....
.....
.....
.....
.....°

セグメントごとの経営成績は、次のとおりである。

①○○○

○○○は、.....
.....
.....
.....
.....°

②×××

(略)

③△△△

(略)

④□□□

(略)

⑤その他

(略)

(記載上の注意)

(8) 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

a 四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関して投資者が適正な判断を行うことができるよう、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容（次に掲げる事項のほか、例えば、経営成績に重要な影響を与える要因についての分析、資本の財源及び資金の流動性に係る情報）を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。ただし、当四半期連結会計期間が、(23)の規定により「第 4 経理の状況」において四半期連結キャッシュ・フロー計算書を掲げた四半期連結会計期間以外の四半期連結会計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合は、(28)の規定により「第 4 経理の状況」において四半期キャッシュ・フロー計算書を掲げた四半期会計期間以外の四半期会計期間）である場合には、キャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容の記載を要しない。

(a) 当四半期連結累計期間における事業全体及びセグメント情報に記載された区分ごとの経営成績の状況並びにキャッシュ・フローの状況についての前年同四半期連結累計期間との比較・分析。なお、連結会社が経営方針・経営戦略等を定めている場合で、経営者において、当該経営方針・経営戦略等との比較が、前年同四半期連結累計期間との比較よりも投資者の理解を深めると判断したときは、前年同四半期連結累計期間との比較・分析に代えて、当該経営方針・経営戦略等と比較・分析して記載することができる。

また、当四半期連結累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載（第二号様式記載上の注意(32)a(g)における記載をいう。）について重要な変更があった場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること。

(b) 当四半期連結累計期間において、連結会社が経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等を定めている場合における当該経営方針・経営戦略等又は当該指標等について、既に提出した有価証券報告書に記載された内容に比して重要な変更があったとき又は新たに経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等を定めた場合には、その内容及び理由。

(c) 当四半期連結累計期間において、連結会社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更があった場合又は新たに事業上及び財務上の対処すべき課題が生じた場合におけるその内容、対処方針等。

財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下(c)及び(12)aにおいて「基本方針」という。）を定めている会社において、当四半期連結累計期間に当該基本方針に重要な変更があった場合にはその内容。また、当四半期連結累計期間において、新たに基本方針を定めた場合には、会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 118 条第 3 号に掲げる事項。

(d) 当四半期連結累計期間における研究開発活動の金額。加えて、研究開発活動の状況（例えば、研究の目的、主要課題、研究成果、研究体制等）に重要な変更があった場合には、セグメント情報に関連付けた内容。

(e) 当四半期連結累計期間において、連結会社又は提出会社の従業員数（就業人員数をいう。以下この様式において同じ。）に著しい増加又は減少があった場合には、セグメント情報に関連付けて、その事情及び内容。

(f) 当四半期連結累計期間において、生産、受注及び販売の実績について著しい変動があった場合には、その内容。

(g) 当四半期連結累計期間において、主要な設備（連結会社以外の者から賃借しているものを含む。）に関し、次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める内容。

i 新設、休止、大規模改修、除却、売却等により著しい変動があった場合 その内容

ii 最近連結会計年度末において計画中であった新設、休止、大規模改修、除却、売却等について著しい変更があった場合 その内容

b 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものである旨を記載すること。

MEMO

〔開示ガイドライン〕

5-16-2 有価証券届出書の様式中「企業情報」の「第2 事業の状況」の「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」から「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」までの将来に関する事項（以下「将来情報」という。）で有価証券届出書に記載すべき重要な事項について、一般的に合理的と考えられる範囲で具体的な説明が記載されている場合には、有価証券届出書に記載した将来情報と実際に生じた結果が異なる場合であっても、直ちに虚偽記載等（重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けていることをいう。以下 5-16-2 及び 5-16-4 において同じ。）の責任を負うものではないと考えられる。当該説明を記載するに当たっては、例えば、当該将来情報について社内で合理的な根拠に基づく適切な検討を経たものである場合には、その旨を、検討された内容（例えば、当該将来情報を記載するに当たり前提とされた事実、仮定及び推論過程）の概要とともに記載することが考えられる。

なお、経営者が、有価証券届出書に記載すべき重要な事項であるにもかかわらず、投資者の投資判断に影響を与える重要な将来情報を、届出書提出日現在において認識しながら敢えて記載しなかった場合や、重要であることを合理的な根拠なく認識せず記載しなかった場合には、虚偽記載等の責任を負う可能性があることに留意する。

（有価証券届出書等に関する取扱いの準用）

24 の 4 の 7-7 5-3、5-6、5-7-3、5-10、5-12-2、5-13、5-14、5-16、5-16-2、5-17 から 5-21、5-22-2、5-23、5-23-2、5-44 及び 24-13 は、四半期報告書に関する取扱いについて準用する。

MEMO

作成にあたってのポイント

- ① 当四半期が第1四半期又は第3四半期の場合で、「第4経理の状況」において四半期連結キャッシュ・フロー計算書を記載していないときは、キャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容の記載は要しないとされています。
- ② 経営者の視点による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容の記載としては、「財政状態及び経営成績の状況」「キャッシュ・フローの状況」「経営方針・経営戦略等」「会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定」「経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等」「優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題」「基本方針」「研究開発活動」「従業員数」「生産、受注及び販売の実績」「主要な設備」を「2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」の中でまとめて記載し、さらに、これらのほか、経営成績に重要な影響を与える要因についての分析、資本の財源及び資金の流動性に係る情報などを具体的に、かつ、分かりやすく記載することとなります。

なお、経営成績に重要な影響を与える要因についての分析などについては、上記の項目と併せて記載することも考えられます。
- ③ 事業全体及びセグメント情報に記載された区分ごとの経営成績の状況並びにキャッシュ・フローの状況については、前年同四半期連結累計期間と比較・分析して記載することとされており、記載にあたっては、前年同四半期連結累計期間との数値比較に関する説明のほか、その背景、要因等について記載することが適当と考えられます。その場合、表やグラフなどを用いて説明することも差し支えないものと考えられます。なお、財政状態の状況については、その状況に関する分析・検討内容を記載することとされており、記載にあたっては、前連結会計年度と比較・分析して記載することが考えられます。
- ④ 当四半期連結累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更があった場合（新たに生じた場合も含まれると考えられます。）には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく、かつ、簡潔に記載することとされています。
- ⑤ 事業全体及びセグメント情報に記載された区分ごとの経営成績の状況並びにキャッシュ・フローの状況について、経営方針・経営戦略等を定めている場合で、経営者において、当該経営方針・経営戦略等との比較が、前年同四半期連結累計期間との比較よりも投資者の理解を深めると判断したときは、前年同四半期連結累計期間との比較・分析に代えて、当該経営方針・経営戦略等と比較・分析して記載することができるとされています。なお、財政状態の状況についても、前連結会計年度との比較・分析に代えて、当該経営方針・経営戦略等と比較・分析して記載することができると考えられます。
- ⑥ 当四半期連結累計期間が他の四半期連結累計期間と比較して、著しい変動（例えば、季節的変動、事業再編等が考えられます。）が生じる企業においては、その状況について経営成績の状況の説明に含めて記載することも考えられます。
- ⑦ 当四半期において、セグメント情報の区分や利益又は損失の測定方法を変更した場合には、「第4経理の状況」のセグメント情報等における報告セグメントの変更を行った場合や事業セグメントの利益又は損失の算定方法の重要な変更を行った場合の注記との整合性にもご留意ください。
- ⑧ キャッシュ・フローの状況については、現金及び現金同等物の異動状況について説明するほか、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローの区分ごとに、前年同四半期連結累計期間との数値の比較増減、その背景等について記載することが適当と考えられます。
- ⑨ 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものである旨を記載することとされていますが、四半期報告書提出日時点での判断を妨げるものではないと考えられます。
- ⑩ 開示ガイドライン 5-16-2 の「一般的に合理的と考えられる範囲で具体的な説明が記載されている場合」について、「例えば、当該将来情報について社内で合理的な根拠に基づく適切な検討を経たものである場合には、その旨を、検討された内容（例えば、当該将来情報を記載するに当たり前提とされた事実、仮定及び推論過程）の概要とともに記載することが考えられる」とされています。

具体的な記載内容については、個別事案ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられますが、例えば、社内（例えば、取締役会等の社内の会議体等）で合理的な根拠に基づく適切な検討を行った場合、その旨と、四半期報告書に記載した将来情報に関する検討過程として、前提とされた事実、仮定（例えば、〇頃までに〇〇のような事象が起こる等）及びこれらを基に将来情報を導いた論理的な過程（推論過程）の概要について、わかりやすく記載することが想定されています。

記載事例（前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更があった場合）

(2) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更を行っており、

.....
.....
.....。

記載事例（当第1四半期連結累計期間において、経営方針・経営戦略等について、既に提出した有価証券報告書に記載された内容に比べて重要な変更があった場合）

(3) 経営方針・経営戦略等

当社グループは、当第1四半期連結累計期間において新経営体制に移行したことに伴い、経営方針の見直しを行った。

.....
.....
.....

（経営方針・経営戦略等の重要な変更の内容及び理由）

.....
.....
.....。

[経営方針・経営戦略等の重要な変更に伴って、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等を新たに定めた場合]

(3) 経営方針・経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

（略）

これに併せて、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等として、

.....
.....
.....
.....。

（新たに定めた経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等の内容及び理由）

〔会社法施行規則〕

第118条 事業報告は、次に掲げる事項をその内容としなければならない。

一、二 (略)

三 株式会社が当該株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下この号において「基本方針」という。）を定めているときは、次に掲げる事項

イ 基本方針の内容の概要

ロ 次に掲げる取組みの具体的な内容の概要

(1) 当該株式会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

(2) 基本方針に照らして不適切な者によって当該株式会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

ハ ロの取組みの次に掲げる要件への該当性に関する当該株式会社の取締役（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の判断及びその理由（当該理由が社外役員の存否に関する事項のみである場合における当該事項を除く。）

(1) 当該取組みが基本方針に沿うものであること。

(2) 当該取組みが当該株式会社の株主の共同の利益を損なうものではないこと。

(3) 当該取組みが当該株式会社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと。

四、五 (略)

作成にあたってのポイント

① 記載上の注意(8)aに掲げる項目の記載にあたっては、34頁及び36頁に掲げている記載事例のように項目別に記載するほか、例えば、記載上の注意(8)a(b)に掲げる「経営方針・経営戦略等」「経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等」及び(c)に掲げる「優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題」について一体的に記載することも考えられます。

② 当四半期連結累計期間において、連結会社が経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等（以下「経営方針等」という。）を定めている場合における経営方針等について既に提出した有価証券報告書に記載された内容に比べて重要な変更があったとき又は新たに経営方針等を定めた場合には、その内容及び理由を記載することとされています。経営方針等が前連結会計年度末から前有価証券報告書提出日までの間に変更された場合で、当該変更内容を前有価証券報告書に既に記載した場合は、当四半期報告書において当該変更内容を重ねて記載する必要はないと考えられます。

また、経営方針等が当四半期連結累計期間末から当四半期報告書提出日までの間に変更された場合には、当四半期報告書において、変更された旨及び変更後の内容を記載することも考えられます。

③ 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題で重要な変更があった場合又は新たに発生した場合、経営者が会社の置かれたその状況をどのように認識し、会社の事業の進展のために克服すべき当面の課題をどのように捉えているか、また、どのように対処するか等について、具体的に記載する必要があります。

なお、前有価証券報告書又は前四半期報告書等に記載した重要な課題については、その後の経過等を記載することが望ましいと考えられます。

④ 株式会社が当該株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（基本方針）を定めている場合には、当四半期連結累計期間に当該基本方針に重要な変更があった場合にはその内容、また、当四半期連結累計期間に新たに基本方針を定めた場合には、会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項を記載することとされています。

記載事例（当第1四半期連結累計期間において、優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題が新たに発生した場合）

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期連結累計期間において新たに発生した優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題は、次のとおりである。

事業のグローバルな展開に対応し、.....
.....°

記載事例（当第1四半期連結累計期間において、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に重要な変更があった場合）

(5) 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当第1四半期連結累計期間において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について重要な変更を行った。その内容は次のとおりである。

(略)

MEMO

記載事例

(6) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、XX,XXX百万円（グループ外部からの受託研究に係る費用X,XXX百万円を含む。）である。

[研究開発活動の状況に重要な変更があった場合]

また、当第1四半期連結累計期間における研究開発活動の状況の変更の内容は、次のとおりである。

① ○○○

主に○○株式会社及び株式会社△△が中心となって、
.....
.....。

② ×××
(略)

③ △△△
(略)

④ □□□
(略)

⑤ その他
(略)

記載事例（当第1四半期連結累計期間に、従業員数に著しい減少があった場合）

(7) 従業員数

当第1四半期連結累計期間において、当社グループは業務の効率化を行うため、○○○○に係る事業を大幅に縮小した。これに伴い、○○○○の従業員数は、.....

.....。

なお、従業員数は就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）である。

記載事例（当第1四半期連結累計期間に、生産、受注及び販売の実績に著しい増加があった場合）

(8) 生産、受注及び販売の実績

当第1四半期連結累計期間において、○○○○の生産、受注及び販売実績が著しく増加した。

これは、
.....
.....。

作成にあたってのポイント

- ① 当四半期連結累計期間における研究開発活動の金額を記載し、更に研究開発活動の状況に重要な変更があった場合、その内容をセグメント情報に関連付けて記載することになりますので、ご注意ください。なお、研究開発活動の状況を特定のセグメントに関連付けられない場合には、その旨を明らかにすることが適当と考えられます。
- ② 研究開発活動の金額及び研究開発活動の状況には、グループ以外からの受託研究等も含めて記載することは差し支えないと考えられます。ただし、その場合には、その旨（金額、内容）を明らかにすることが適当と考えられます。
- ③ 当四半期連結累計期間において、「従業員数」に著しい増減があった場合にはセグメント情報に関連付けてその事情及び内容を記載することとされており、例えば、増減の起因となった事由（営業の拡大・縮小、合併、事業の譲渡・譲受け、大量人員の出向等）及び増減人数等をセグメント情報に関連付けて記載することが適当と考えられます。なお、従業員数は「就業人員数」を記載することとされており、例えば、出向者数は出向先すなわち就業先の従業員数に含めて記載することになります。
- ④ 当四半期連結累計期間において、「生産、受注及び販売の実績」に著しい変動があった場合にはその内容を記載することとなります。

記載事例（前連結会計年度末において計画中であったものに重要な変更があった場合）

(9) 主要な設備

前連結会計年度末において計画中であった主要な設備の新設、休止、大規模改修、除却、売却等について、当第1四半期連結累計期間に重要な変更があったものは、次のとおりである。

① 新設

.....
.....
.....°

② ○○○○

.....
.....
.....°

記載事例

(10) 経営成績に重要な影響を与える要因

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因として、.....
.....
.....°

(11) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループの資金状況は、.....
.....
.....°

(12) ○○○○○○

.....
.....
.....°

作成にあたってのポイント

当四半期連結累計期間において、「主要な設備」に関し、著しい変動があった場合、又は前連結会計年度末において計画中であったものに著しい変更があった場合には、それぞれその内容を記載することとなります。

3【経営上の重要な契約等】

記載事例（当第1四半期連結会計期間において、新たに経営上の重要な契約を締結した場合）

3【経営上の重要な契約等】

(1) 技術受入契約

契約会社名	相手先の名称	相手先の所在地	契約品目	契約締結日	契約期間	契約内容
〇〇株式会社 (当社)	〇〇〇 コーポレーション	米国 〇〇州	小型モーター ファン	〇年 5月1日	〇年〇月〇日から 〇年〇月〇日まで	1. 商標権の使用権の設定 2. 技術情報の提供 3. 製造権又は販売権の許諾
~~~~~	~~	~	~~~~	~~~~	~~~~~	~~~~~

(注) 上記の技術受入契約においては、それぞれ、ロイヤルティとして売上高の X%程度を支払っている。

(2) 技術援助契約

契約会社名	相手先の名称	相手先の所在地	契約品目	契約締結日	契約期間	契約内容
~~~~~	~~	~	~~~~	~~~~	~~~~~	~~~~~

(注) 上記の技術援助契約においては、ロイヤルティとして売上高の X%程度を受け取っている。

記載事例（当第1四半期連結会計期間において、取引金融機関と金融支援に関する協定を締結した場合）

3【経営上の重要な契約等】

〇〇株式会社（連結子会社）は、下記のとおり金融支援に関する協定を締結した。

相手先	契約締結日	契約期間	契約内容
〇〇銀行	〇年5月1日	〇年〇月〇日から 〇年〇月〇日まで	〇〇株式会社の経営再建計画の支援のため、〇〇銀行は貸付金 XX 百万円につき、左の期間支払うべき元本の弁済猶予、利息の軽減及び利息の支払猶予を行う。ただし、協議により一部元本の返済を行った。
~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~

(記載上の注意)

(9) 経営上の重要な契約等

- a 当四半期連結会計期間において、事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の経営上の重要な契約を締結した場合又はこれらの契約に重要な変更若しくは解約があった場合には、その内容を記載すること。
- b 当四半期連結会計期間において、吸収合併又は新設合併が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収合併又は新設合併の目的、条件、引継資産・負債の状況、吸収合併消滅会社となる会社又は新設合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる吸収合併存続会社となる会社又は新設合併設立会社となる会社の株式の数その他の財産（吸収合併存続会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該吸収合併又は新設合併の後の吸収合併存続会社となる会社（吸収合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる財産が吸収合併存続会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）又は新設合併設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。
- c 当四半期連結会計期間において、重要な事業の全部若しくは一部の譲渡又は重要な事業の全部若しくは一部の譲受けが行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、その概要について記載すること。
- d 当四半期連結会計期間において、株式交換、株式移転又は株式交付が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、株式交換、株式移転又は株式交付の目的、条件、株式交換完全子会社となる会社、株式移転完全子会社となる会社又は株式交付子会社となる会社（以下dにおいて「株式交換完全子会社等」という。）の株式1株に割り当てられる株式交換完全親会社となる会社、株式移転設立完全親会社となる会社又は株式交付親会社となる会社（以下dにおいて「株式交換完全親会社等」という。）の株式の数その他の財産（株式交換完全親会社等となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該株式交換、株式移転及び株式交付の後の株式交換完全親会社等となる会社（株式交換完全子会社等となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる財産が株式交換完全親会社等となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）の資本金・事業の内容等について記載すること。
- e 当四半期連結会計期間において、吸収分割又は新設分割が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収分割又は新設分割の目的、条件、承継する資産・負債又は承継させる資産・負債の状況、吸収分割会社となる会社又は新設分割会社となる会社に割り当てられる吸収分割承継会社となる会社又は新設分割設立会社となる会社の株式の数その他の財産（吸収分割承継会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該吸収分割又は新設分割の後の吸収分割承継会社となる会社（吸収分割会社に割り当てられる財産が吸収分割承継会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）又は新設分割設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。

〔開示ガイドライン〕

5-17 開示府令第2号様式記載上の注意(33)aに規定する「その他の経営上の重要な契約」に該当するか否かの判断に当たっては、次の点に特に留意するものとする。

- ① 当該契約の締結が、会社法第362条第4項に規定する取締役会の決議事項に相当する場合
- ② 当該契約の締結によって、契約の相手先に対する事業上の依存度が著しく大きくなる場合（例えば、原材料の供給・製品の販売等に係る包括的契約、一手販売・一手仕入契約等）
- ③ 当該契約の締結相手によって、著しく事業上の拘束を受ける場合（例えば、営業地域の制限を伴うフランチャイズ契約、ライセンス契約等）
- ④ 当該契約の締結が、重要な資産の管理、処分（譲渡、取得、賃貸借等）に該当する場合（例えば、重要な固定資産の譲渡（取得）又は、多額の出捐、債務負担を伴う場合（例えば、規模の大きい共同出資事業契約等））

(有価証券届出書等に関する取扱いの準用)

24の4の7-7 5-3、5-6、5-7-3、5-10、5-12-2、5-13、5-14、5-16、5-16-2、5-17から5-21、5-22-2、5-23、5-23-2、5-44及び24-13は、四半期報告書に関する取扱いについて準用する。

記載事例（当第1四半期連結会計期間において、合併を行うことが決定された場合）

3【経営上の重要な契約等】

株式会社〇〇電気製作所との合併

当社の連結子会社である株式会社〇〇電機は、回転制御分野における国際競争力の強化を図るため、〇年4月〇日開催の取締役会において、輸出を主力とする株式会社〇〇電気製作所（東京都港区、資本金 XXX 百万円、代表取締役社長〇〇〇〇）と合併することを決議した。また、同日に両社は合併契約を締結し、〇年6月〇日の合併承認総会においてそれぞれ承認された。

合併の概要は、次のとおりである。

(1) 合併の方法

株式会社〇〇電機を存続会社とする吸収合併。

(2) 合併に際して発行する株式及び割当

株式会社〇〇電機が普通株式 X, XXX, XXX 株を発行し、合併期日現在の株式会社〇〇電気製作所の株主名簿記載の株主に対して、株式会社〇〇電気製作所の普通株式 1 株につき、株式会社〇〇電機の普通株式 X.X 株をもって割当交付する。

(3) 合併比率の算定根拠

株式会社〇〇電機は A 証券株式会社を、株式会社〇〇電気製作所は B 証券株式会社を、それぞれ第三者算定機関として起用して合併比率の算定を依頼し、その算定結果を参考として、両社において協議の上、上記比率を決定した。

なお、A 証券株式会社及び B 証券株式会社は、市場株価法、DCF 法（ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法）及び時価純資産価額法を用いた上で、これらの分析結果を総合的に勘案して合併比率を算定した。

(4) 合併の期日

〇年10月1日

(5) 引継資産・負債の状況

(6) 吸収合併存続会社となる会社の概要

資本金 XXX, XXX 百万円

事業内容 -----

⋮

⋮

記載事例（当第1四半期連結会計期間において、事業譲渡を行うことが決定された場合）

3【経営上の重要な契約等】

当社は、〇年5月〇日開催の取締役会において、株式会社〇〇〇〇に対し、当社のポリエチレン事業を譲渡する事業譲渡契約について決議を行い、同日付けで事業譲渡契約を締結した。なお、事業の譲渡を行う日は、〇年10月1日の予定である。

その主な内容は、次のとおりである。

(1) 当社は、〇年9月30日現在のポリエチレン事業に係る固定資産（〇〇工場の土地・建物・製造設備等）及び棚卸資産を譲渡する。

(2) 当社のポリエチレン事業に係る販売先・仕入先等はすべて株式会社〇〇〇〇が引継ぐが、〇年9月30日現在の債権・債務については、当社に全て帰属するものとし、株式会社〇〇〇〇には引継がないものとする。

(3) 〇年9月30日現在で〇〇工場に在籍する従業員は、〇年10月1日付をもって株式会社〇〇〇〇に移籍する。

(4) 株式会社〇〇〇〇は、当該事業の対価として適正なる価額を支払うものとする。

(5) その他必要な事項は、両社で協議の上決定する。

MEMO

3 【経営上の重要な契約等】

当社は○年○月○日開催の取締役会決議に基づき、株式会社△△製作所との間で次世代携帯電話等通信関連周辺機器の生産能力増強を目的として、同日付で株式交換契約を締結した。

株式交換の概要は、以下のとおりである。

(1) 株式交換の内容

当社を完全親会社とし、株式会社△△製作所を完全子会社とする株式交換。

(2) 株式交換の日（効力発生日）

○年○月○日

(3) 株式交換の方法

株式交換日現在の株式会社△△製作所の株主名簿記載の株主に対して、当社は普通株式 X, XXX, XXX 株を新たに発行し、割当交付する。

(4) 株式交換比率

	当社	株式会社△△製作所
株式交換比率	1	X. XXX

(5) 株式交換比率の算定根拠

株式交換比率の算定にあたって、当社は A 証券株式会社を、株式会社△△製作所は B 証券株式会社を財務アドバイザーに任命した。

A 証券株式会社は、当社については市場株価平均法、DCF 法（ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法）及び時価純資産法、株式会社△△製作所については取引事例法、DCF 法及び時価純資産法による分析を行い、これらを総合的に勘案して株式交換比率を算定した。

B 証券株式会社は、当社については市場株価平均法、株式会社△△製作所については、修正簿価純資産価額法及び DCF 法による分析を行い、これらを総合的に勘案して株式交換比率を算定した。

これらの算定結果を参考に、当事者間で協議し株式交換比率を決定した。

(6) 株式交換完全親会社となる会社の概要

資本金 XXX, XXX 百万円 (○年○月○日現在)

事業内容 -----

⋮

⋮

MEMO

3【経営上の重要な契約等】

当社は、〇年〇月〇日開催の取締役会において、〇〇事業を当社の連結子会社である△△株式会社に会社分割により移管する決議を行い、△月△日に、△△株式会社と吸収分割に関する契約を締結した。

会社分割の概要は次のとおりである。

(1) 会社分割の目的

当社と△△株式会社は、〇〇事業について、当社は大規模企業を中心に、△△株式会社は中小規模の企業及び個人向け市場を中心に事業展開していたが、今後、〇〇事業をさらに発展させていくために、両社の〇〇事業を統合させ、事業規模の拡大や経営事務効率の向上をはかり収益力を強化する。

(2) 会社分割の方法

当社の〇〇事業本部を△△株式会社に承継させる吸収分割とする。

(3) 分割期日

〇年〇月〇日

(4) 分割に際して発行する株式及び割当

△△株式会社は、本分割に際して普通株式 XX,XXX 株を発行し、そのすべてを当社に割り当てる。

(5) 割当株式数の算定根拠

割当株式数の算定にあたっては、当社は A 証券株式会社を、△△株式会社は B 証券株式会社を財務アドバイザーに任命した。両証券会社は、取引事例法、DCF 法（ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法）及び時価純資産法による分析を行い、これらを総合的に勘案して、それぞれ割当株式数を算定した。

これらの算定結果を参考に、当事者間で協議し割当株式数を決定した。

(6) 分割する〇〇事業の経営成績

	〇年〇月期 (百万円)
売上高	XXX,XXX
売上総利益	XX,XXX
営業利益	X,XXX

(7) 分割する資産、負債の状況（〇年〇月〇日現在）

資産	金額（百万円）	負債	金額（百万円）
流動資産	X,XXX	流動負債	X,XXX
固定資産	XX,XXX	固定負債	XX,XXX
合計	XX,XXX	合計	XX,XXX

(8) △△株式会社の概要

代表者 取締役社長 〇〇 〇〇  
 住 所 東京都〇〇区××町 X-X-X  
 資 本 金 XXX 百万円（〇年〇月〇日現在）

事業内容  
 業 績 等

〇年〇月期		〇年〇月期	
売上高	X,XXX 百万円	資 産	X,XXX 百万円
経常利益	XXX //	負 債	X,XXX //
当期純利益	XX //	純 資 産	XXX //

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はない。



#### 作成にあたってのポイント

- ① 合併等の時期が四半期連結会計期間末後である場合には、四半期連結財務諸表における「重要な後発事象」との関係がでてきます。「重要な後発事象」は四半期レビューの対象となる重要な事項であるため、このような場合は、「重要な後発事象」に重点をおいて記載し、本欄では「詳細は、『第 4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表』の重要な後発事象を参照してください。」等の記載方法も考えられます。
- ② 「経営上の重要な契約等」について、提出日現在において契約期間が満了している場合又は契約を更新している場合等には、その旨を脚注において記載することが望ましいと考えられます。
- ③ 合併、重要な事業の全部若しくは一部の譲渡又は譲受け、事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借、技術援助契約、分割等が行われる場合において、経営上の重要な契約等に該当するときは、連結会社以外の会社との間で行われるか否かによらず、すべて記載することとなります。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 記載事例

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	XXX, XXX, XXX
計	XXX, XXX, XXX

###### ②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (○年6月30日)	提出日現在発行数 (株) (○年○月○日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通 株式	XXX, XXX, XXX	XXX, XXX, XXX	東京証券取引所 プライム市場 ニューヨーク証券取引所	単元株式数 100株
計	XXX, XXX, XXX	XXX, XXX, XXX	—	—

(注) 提出日現在発行数には、○年○月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていない。

###### 記載事例（発行可能株式総数が増加する場合）

(注) ○年7月○日の取締役会において、○年○月○日付で株式分割に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数はXXX, XXX, XXX株増加し、XXX, XXX, XXX株となった。

〔第四号の三様式〕

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】（様式省略）

②【発行済株式】（様式省略）

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

②【その他の新株予約権等の状況】

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】（様式省略）

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】（様式省略）

(5)【大株主の状況】（様式省略）

(6)【議決権の状況】

①【発行済株式】（様式省略）

②【自己株式等】（様式省略）

2【役員の状況】

（記載上の注意）

(10) 株式の総数等

a 「発行可能株式総数」の欄には、当四半期会計期間の末日現在の定款に定められた発行可能株式総数又は発行可能種類株式総数を記載すること。

会社が種類株式発行会社であるときは、株式の種類ごとの発行可能種類株式総数を記載し、「計」の欄には、発行可能株式総数を記載すること。

なお、当四半期会計期間の末日後四半期報告書の提出日までの間に定款に定められた会社が発行する株式の総数に増減があった場合には、その旨、その決議があった日、株式数が増減した日、増減株式数及び増減後の株式の総数を欄外に記載すること。

b 「発行済株式」には、発行済株式の種類ごとに「種類」、「第 四半期会計期間末現在発行数」、「提出日現在発行数」、「上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名」及び「内容」を記載すること。

c 会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、「種類」の欄にその旨を記載すること。

d 「内容」の欄には、単元株式数を含め、株式の内容を具体的に記載すること。

この場合において、会社が種類株式発行会社であるときは、会社法第 108 条第 1 項各号に掲げる事項について定款、株主総会決議又は取締役会決議により定めた内容及び同法第 322 条第 2 項に規定する定款の定めの有無を記載すること。

なお、会社が会社法第 107 条第 1 項各号に掲げる事項を定めている場合には、その具体的内容を記載すること。

会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、冒頭に、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質を記載すること。

e 会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。

(a) 第 19 条第 9 項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引の内容

(b) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項（当該権利の行使を制限するために支払われる金銭その他の財産に関する事項を含む。）についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取決めの内容（当該取決めがない場合はその旨）

(c) 提出者の株券の売買（令第 26 条の 2 の 2 第 1 項に規定する空売りを含む。）に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取決めの内容（当該取決めがない場合はその旨）

(d) 提出者の株券の貸借に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者と提出者の特別利害関係者等との間の取決めがあることを知っている場合にはその内容

(e) その他投資者の保護を図るため必要な事項

記載事例（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合）

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	XXX, XXX, XXX
A 種優先株式	XXX, XXX, XXX
計	XXX, XXX, XXX

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (○年6月30日)	提出日現在発行数 (株) (○年○月○日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通 株式	XXX, XXX, XXX	XXX, XXX, XXX	東京証券取引所 プライム市場 ニューヨーク証券取引所	単元株式数 100株
A 種 優先 株式 (当該優 先株式は 行使価額 修正条項 付新株予 約権付社 債券等で ある。)	XXX, XXX, XXX	XXX, XXX, XXX	—	行使価額修正条項 付新株予約権付社 債券等の特質 ・ ..... ・ ..... ・ ..... ・ .....  単元株式数 XXX株  優先株式の内容 ・ ..... ・ ..... ・ ..... ・ .....
計	XXX, XXX, XXX	XXX, XXX, XXX	—	—

(注) 1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりである。

- ・ 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容は、 .....
- ・ 株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容は、 .....
- ・ 株券の貸借に関する事項についての所有者と会社の特別利害関係者等との間の取決めは、 .....
- ・ その他投資者の保護を図るため、 .....

2. 提出日現在発行数には、○年○月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていない。

- f 会社が会社法第 108 条第 1 項各号に掲げる事項について異なる定めをした内容の異なる 2 以上の種類の株式（以下「2 以上の種類の株式」という。）を発行している場合であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無若しくはその内容に差異があるときは、その旨及びその理由を欄外に記載すること。この場合において、株式の保有又はその議決権行使について特に記載すべき事項がある場合には、その内容を記載すること。
- g 「発行数」の欄には、当四半期会計期間の末日現在及び提出日現在の発行数を記載すること。  
 なお、新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合（商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成 13 年法律第 129 号）第 19 条第 2 項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債若しくは新株引受権付社債又は同条第 3 項の規定により新株予約権証券とみなされる新株引受権証券（以下g及び(14)において「旧転換社債等」という。）を発行している場合を含む。）の「提出日現在」の欄に記載すべき発行数については、当該新株予約権の行使（旧転換社債等の権利行使を含む。）によるものにより、四半期報告書の提出日の属する月の前月末のものについて記載することができる。ただし、その旨を欄外に記載すること。
- h 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額を欄外に記載すること。
- i 協同組織金融機関の場合には、普通出資及び優先出資に区分して記載すること（「1 株式等の状況」の「(4) 発行済株式総数、資本金等の推移」から「(6) 議決権の状況」までにおいて同じ。）。
- j 相互会社にあつては、記載を要しない（「1 株式等の状況」の「(5) 大株主の状況」及び「(6) 議決権の状況」において同じ。）。

#### 〔開示ガイドライン〕

5-7-2 有価証券届出書の様式中「当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質」の欄の記載に当たっては、次に掲げる事項を分かりやすく、かつ、簡潔に記載するものとする。

なお、開示府令第 19 条第 9 項に基づき行使価額修正条項付新株予約権付社債券等とみなされる取得請求権付株券等である場合は、当該取得請求権付株券等の内容と同項に規定するデリバティブ取引その他の取引の内容を一体として当該取得請求権付株券等の内容であるものとみなして記載すること。

- ① 株価（株価を利用して算出される平均価格その他これらに準ずるものを含む。以下同じ。）の下落により、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使により引き受けられ、若しくは取得されることとなる株券の数（以下「割当株式数」という。）が増加し、又は当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等による資金調達額（以下「資金調達額」という。）が減少するものである場合はその旨
- ② 割当株式数又は当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に際して支払われるべき金銭その他の財産の価額（以下「行使価額等」という。）の修正基準（株価を基準とするものに限る。）及びその修正頻度
- ③ 行使価額等の下限、割当株式数の上限（発行済株式総数に対する割合を含む。）及び資金調達額の下限（当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等が新株予約権証券である場合は、当該新株予約権証券に係る新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限及び新株予約権が行使されない可能性がある旨）並びにこれらが定められていない場合はその旨及びその理由
- ④ 提出会社の決定による当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の全額の繰上償還又は全部の取得を可能とする旨の条項の有無  
 この場合、①から④までの全部又は一部が当該有価証券届出書の他の箇所に記載されている場合であっても記載を要することに留意する。

5-7-3 5-7-2は、有価証券届出書の様式中「新規発行株式」の「内容」の欄、「発行済株式」の「内容」の欄又は「新株予約権等の状況」の欄に行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質を記載する場合に準用する。

（本邦以外の金融商品取引所）

5-13 有価証券届出書の様式中発行済株式の「上場金融商品取引所」の欄の記載に当たっては、本邦以外の地域の金融商品取引所も含まれることに留意する。

（有価証券届出書等に関する取扱いの準用）

24 の 4 の 7-7 5-3、5-6、5-7-3、5-10、5-12-2、5-13、5-14、5-16、5-16-2、5-17 から 5-21、5-22-2、5-23、5-23-2、5-44 及び 24-13 は、四半期報告書に関する取扱いについて準用する。

MEMO

#### 作成にあたってのポイント

- ① 「内容」の欄には、単元株式数を含め、株式の内容を具体的に記載することとされており、会社が、会社法第107条第1項各号に掲げる事項を定めている場合には、その具体的内容を記載することとされています。また、単元株制度を採用していない会社の場合には、「内容」の欄にその旨を記載することが適当と考えられます。
- ② 会社が2以上の種類の株式を発行している場合、「内容」の欄には、会社法第108条第1項各号に掲げる事項について定款、株主総会決議又は取締役会決議により定めた内容及び同法第322条第2項に規定する定款の定めの有無を記載することとされています。また、以下、「第3 提出会社の状況」において、当該株式の種類ごとに関連する事項について開示することが求められている項目がありますのでご注意ください。
- ③ 会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に該当する取得請求権付株式を発行している場合には、「種類」の欄にその旨を記載し、「内容」の欄の冒頭に当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質を記載し、更に記載上の注意(10)e(a)~(e)に掲げる事項の欄外注記を行うこととされています。なお、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に該当する取得請求権付株式を複数発行している場合、当該欄外注記は対象となる種類株式ごとに行うこととなります。
- ④ 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質が「内容」の欄に記載しきれない場合には、注書きで欄外に記載することも可能です。この場合には「内容」の欄の冒頭に「当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質」といったタイトルを記載し、注書きすること等が考えられます。

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

記載事例（当第1四半期会計期間において、取締役、使用人等に対して新株予約権証券を発行した場合）

(2)【新株予約権等の状況】	
①【ストックオプション制度の内容】	
決議年月日	○年○月○日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 ○○ 当社勤続××年以上の管理職 ○○ 子会社△△△株式会社の取締役 ○○
新株予約権の数（個）※	XXX
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 XXX,XXX
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	XXX
新株予約権の行使期間 ※	自 ○年○月○日～至 ○年○月○日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 XXX 資本組入額 XXX
新株予約権の行使の条件 ※	権利行使時においても当社取締役又は従業員であることを要する。 権利者が死亡した場合には、相続人が権利行使可能とする。 .....。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。 .....。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	—

※ 新株予約権証券の発行時（○年○月○日）における内容を記載している。

記載事例（当第1四半期会計期間において、取締役、使用人等に対して新株予約権証券を発行しなかった場合）

(2)【新株予約権等の状況】	
①【ストックオプション制度の内容】	
該当事項はない。	



(記載上の注意)

(11) ストックオプション制度の内容

当四半期会計期間において、取締役、使用人等に対して新株予約権証券を発行した場合には、第二号様式記載上の注意(39)a、b本文前段及びdに準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意(39)b本文前段中「最近事業年度の末日」とあるのは「当該発行時」と読み替えるものとする。

<第二号様式記載上の注意>

(39) ストックオプション制度の内容

- a 取締役、使用人等に対して新株予約権証券を付与する決議がされている場合には、当該決議に係る決議年月日並びに付与対象者の区分及び人数を決議ごとに記載し、当該決議がされていない場合には、該当ない旨を記載すること。
- b 当該決議により新株予約権証券を付与する、又は付与している場合には、最近事業年度の末日における当該新株予約権に係る次に掲げる事項を記載すること。  
(略)
  - (a) 新株予約権の数
  - (b) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数
  - (c) 新株予約権の行使時の払込金額
  - (d) 新株予約権の行使期間
  - (e) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
  - (f) 新株予約権の行使の条件
  - (g) 新株予約権の譲渡に関する事項
  - (h) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項（会社法第236条第1項第8号に規定する事項をいう。）
  - (i) 金銭以外の財産を新株予約権の行使の際に出資の目的とする場合には、その旨並びに当該財産の内容及び価額
- c (略)
- d 会社法第236条第1項各号に掲げる事項について異なる定めをした内容の異なる新株予約権を発行した場合には、同一内容の新株予約権ごとに記載すること。
- e (略)

作成にあたってのポイント

- ① 「ストックオプション制度の内容」には、取締役、使用人等に対して新株予約権証券を当四半期会計期間に発行した場合のみ所定の事項を記載することとなりますので、ご注意ください。  
なお、所定の事項のうち、第二号様式記載上の注意(39)aに掲げる事項については、決議日時点の内容を記載することが考えられます。また、第二号様式記載上の注意(39)b(a)から(i)までに掲げる事項については、当該発行時における内容を記載することとされています。
- ② 第二号様式記載上の注意(39)b(b)における「内容」とは、51頁の記載上の注意(10)dに規定されているものと同様であると考えられますが、単元株式数の記載については任意と解されています。なお、議決権の状況(69頁記載上の注意(16)b~f)についても、同様と考えられます。
- ③ 金銭以外の財産を新株予約権の行使の際に出資の目的とする場合には、その旨並びに当該財産の内容及び価額を記載することとされていますのでご注意ください。
- ④ 「ストックオプション制度の内容」については、当四半期会計期間において、取締役、使用人等に対して新株予約権証券を発行していない場合には、該当のない旨を記載することとなりますので、ご注意ください。

②【その他の新株予約権等の状況】

記載事例（当第1四半期会計期間に買収防衛策の一環として新株予約権を発行した場合）

②【その他の新株予約権等の状況】

当社は、いわゆる買収防衛策の一環として新株予約権を発行した。当該新株予約権の内容は、以下のとおりである。

決議年月日	○年○月○日
付与対象者	当社株主
新株予約権の数（個）	X, XXX
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 X, XXX
新株予約権の行使時の払込金額（円）	X, XXX
新株予約権の行使期間	自 ○年○月○日 至 ○年○月○日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 XXX 資本組入額 XXX
新株予約権の行使の条件	(注) 1
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—
取得条項に関する事項	(注) 2
信託の設定の状況	(注) 3

※ 新株予約権の発行時（○年○月○日）における内容を記載している。

- (注) 1. 新株予約権者は、.....  
.....°
2. 取得条項に関する事項として、.....  
.....°
3. 信託の設定の状況は、.....  
.....°

記載事例（当四半期会計期間において、「ストックオプション制度の内容」において記載を要する新株予約権以外の新株予約権及び新株予約権付社債が未発行の場合）

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はない。

(記載上の注意)

(12) その他の新株予約権等の状況

- a 当四半期会計期間において、「第一部 企業情報」の「第 2 事業の状況」の「2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」において記載を要する基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(いわゆる買収防衛策)の一環として、新株予約権を発行した場合には、第二号様式記載上の注意(40) (a ただし書を除く。)に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意(40)a 本文中「最近事業年度の末日及び届出書提出日の属する月の前月末現在」とあるのは「当該発行時」と、(40)b 中「(39)c 及び d」とあるのは「(39)d」と読み替えるものとする。
- b 当四半期会計期間において、(11)及び a の規定により記載を要する新株予約権以外の新株予約権又は新株予約権付社債を発行した場合には、第二号様式記載上の注意(41) (a ただし書及び c を除く。)に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意(41)a 本文中「最近事業年度の末日及び届出書提出日の属する月の前月末現在」とあるのは「当該発行時」と読み替えるものとする。

<第二号様式記載上の注意>

(38) 株式の総数等

a~d (略)

e 会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。

- (a) 第 19 条第 9 項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引の内容
- (b) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項(当該権利の行使を制限するために支払われる金銭その他の財産に関する事項を含む。)についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取決めの内容(当該取決めがない場合はその旨)
- (c) 提出者の株券の売買(令第 26 条の 2 の 2 第 1 項に規定する空売りを含む。)に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取決めの内容(当該取決めがない場合はその旨)
- (d) 提出者の株券の貸借に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者と提出者の特別利害関係者等との間の取決めがあることを知っている場合にはその内容
- (e) その他投資者の保護を図るため必要な事項
- f~j (略)

(39) ストックオプション制度の内容

a (略)

b (略)

- (a) 新株予約権の数
- (b) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数
- (c) 新株予約権の行使時の払込金額
- (d) 新株予約権の行使期間
- (e) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
- (f) 新株予約権の行使の条件
- (g) 新株予約権の譲渡に関する事項
- (h) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項(会社法第 236 条第 1 項第 8 号に規定する事項をいう。)
- (i) 金銭以外の財産を新株予約権の行使の際に出資の目的とする場合には、その旨並びに当該財産の内容及び価額
- c (略)
- d 会社法第 236 条第 1 項各号に掲げる事項について異なる定めをした内容の異なる新株予約権を発行した場合には、同一内容の新株予約権ごとに記載すること。
- e (略)

MEMO

(40) ライツプランの内容

- a 基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（いわゆる買収防衛策）の一環として、新株予約権を発行している場合には、当該新株予約権の発行に係る決議年月日及び付与対象者のほか、最近事業年度の末日及び届出書提出日の属する月の前月末現在における(39)b(a)から(i)までに掲げる事項並びに取得条項に関する事項及び信託の設定の状況を決議ごとに記載し、未発行の場合には、該当ない旨を記載すること。ただし、(略)
- b aに掲げるもののほか、(39)c及びdに準じて記載すること。

(41) その他の新株予約権等の状況

- a 「(2) 新株予約権等の状況」の「① ストックオプション制度の内容」及び「② ライツプランの内容」に記載した新株予約権以外の新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合には、当該新株予約権又は当該新株予約権付社債の発行に係る決議年月日のほか、最近事業年度の末日及び届出書提出日の属する月の前月末現在における当該新株予約権又は当該新株予約権付社債に係る(39)b(a)から(i)までに掲げる事項及び新株予約権のうち自己新株予約権の数を決議ごとに記載し、未発行の場合には、該当ない旨を記載すること。なお、新株予約権付社債を発行している場合には、その残高についても記載すること。ただし、(略)
- b その他提出会社に対して新株の発行を請求できる権利が存在している場合には、新株予約権又は新株予約権付社債に準じて記載すること。
- c (略)
- d 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等が発行している場合には、その旨、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質及び(38)e(a)から(e)までに掲げる事項を記載すること。
- e aからdまでに掲げるもののほか、(39)dに準じて記載すること。

作成にあたってのポイント

- ① 当四半期会計期間において、いわゆる買収防衛策の一環として新株予約権を発行した場合、有価証券報告書における「ライツプランの内容」に準じて記載することとなりますので、ご注意ください。なお、当四半期会計期間末後の決議によりいわゆる買収防衛策の一環として新株予約権が発行され、その内容に重要性がある場合には、制度の趣旨から考えて、提出日までをフォローした記載とすることが望ましいと考えられます。
- ② 金銭以外の財産を新株予約権の行使の際に出資の目的とする場合には、その旨並びに当該財産の内容及び価額を記載することとされていますのでご注意ください。
- ③ 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に該当する新株予約権又は新株予約権付社債を発行した場合に必要な欄外注記の内容は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である旨、その特質及び第二号様式記載上の注意(38)e(a)～(e)までに掲げる事項になります。
- ④ 当四半期会計期間において、「取締役、使用人等に対して新株予約権証券を発行した場合」以外の新株予約権又は新株予約権付社債を未発行の場合には、該当ない旨を記載することとなりますのでご注意ください。いわゆる事前警告型の買収防衛策に重要な変更があった場合又は新たに事前警告型の買収防衛策を定めた場合については、「第2 事業の状況」の「2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」における基本方針に関する規定（記載上の注意(8)a(c)。29頁以下参照）にご留意ください。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

記載事例（当第1四半期会計期間に行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が行使された場合）

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

当第1四半期会計期間において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が以下のとおり行使された。

	第1四半期会計期間 (○年4月1日から ○年6月30日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数（個）	XX
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数（株）	X,XXX
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等（円）	XXX
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額（百万円）	X,XXX
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計（個）	XX
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数（株）	X,XXX
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等（円）	XXX
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額（百万円）	X,XXX

記載事例（当第1四半期会計期間に行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が行使されなかった場合）

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はない。

(記載上の注意)

(13) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等

- a 当四半期会計期間において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が行使された場合に記載すること。なお、複数の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等について行使が行われた場合には、種類ごとに区分して記載すること。
- b 「行使価額等」とは、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利を行使した際に、交付された株式1株あたりにつき払い込んだ金銭その他の財産の価額及びこれに準ずるものをいう。

作成にあたってのポイント

- ① 「行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等」には、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が当四半期会計期間に行使された場合のみ所定の事項を記載することとなりますので、ご注意ください。
- ② 「行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等」は、様式上の記載項目とされているため、該当がない場合でも項目自体は省略せず、該当のない旨を記載することとなりますので、ご注意ください。

## (4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

## 記載事例

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】						
年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
○年5月1日 (注1)	XX,XXX	XXX,XXX	XXX	XX,XXX	XXX	XX,XXX
○年4月1日～ ○年6月30日 (注2)	X,XXX	XXX,XXX	XXX	XX,XXX	XXX	XX,XXX

(注) 1. (株)〇〇セラミックスとの合併(合併比率1:0.X)に伴うものである。  
2. 新株予約権の行使による増加である。

## 記載事例

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】						
年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
○年5月15日 (注1)	X,XXX	XX,XXX	XXX	X,XXX	XXX	XXX
○年6月15日 (注2)	X,XXX	XX,XXX	XXX	X,XXX	△XXX	XXX

(注) 1. 株主割当：割当比率1:0.X、発行株数X,XXX千株、発行価格XX円、資本組入額XX円  
第三者割当：発行株数X,XXX千株、発行価格XXX円、資本組入額XX円  
主な割当先：〇〇〇(株)、〇〇〇(株)、〇〇〇〇(株)、他XX社  
2. 資本準備金の資本組入れによるものである。なお、これに伴い同日付で、○年○月○日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、1株につき1.X株の割合をもって分割した。ただし、分割の結果生じる1株未満の端数株式は、これを一括売却し、その処分代金を端数の生じた株主に対し、その端数に応じて分配した。

## 記載事例 (資本準備金を取崩し、その他資本剰余金へ振り替えた場合)

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】						
年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
○年6月1日 (注)	-	XX,XXX	-	XX,XXX	△X,XXX	X,XXX

(注) 会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金へ振り替えたものである。

## 記載事例 (当第1四半期会計期間の末日後、四半期報告書の提出日までに発行済株式総数が増減した場合)

(注) 一般募集  
○年8月○日を払込期日とする一般募集による増資により、発行済株式総数がX,XXX,XXX株、資本金及び資本準備金がそれぞれXXX百万円増加した。

株式分割  
○年7月○日付をもって1株を1.XX株に株式分割し、これに伴い発行済株式総数がXXX,XXX株増加した。



(記載上の注意)

(14) 発行済株式総数、資本金等の推移

- a 当四半期会計期間における発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減について記載すること。
- b 新株の発行による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、新株の発行形態（有償・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合には割当比率等）、発行価格及び資本組入額を欄外に記載すること。  
合併については、合併の相手先名及び合併比率を欄外に記載すること。  
新株予約権の行使（旧転換社債等の権利行使を含む。）による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、当四半期会計期間中の合計額を記載し、その旨を欄外に記載すること。  
準備金若しくは再評価積立金その他の法律で定める準備金を資本金に組入れた場合又は剰余金の処分による資本組入れを行った場合における資本金の増加については、その内容を欄外に記載すること。  
発行済株式総数、資本金及び資本準備金の減少については、その理由及び減資割合等を欄外に記載すること。
- c 当四半期会計期間において、有価証券届出書、発行登録追補書類又は臨時報告書（第 19 条第 2 項第 1 号又は第 2 号の規定により提出する場合に限る。）に記載すべき手取金の総額並びにその用途の区分ごとの内容、金額及び支出予定時期に重要な変更が生じた場合には、その内容を欄外に記載すること。
- d 相互会社にあつては、発行済株式総数に係る記載を省略し、「資本金及び資本準備金」を「基金等の総額」に読み替えて記載し、基金等の概要及び基金償却積立金の額を注記すること。なお、基金等とは、基金及び保険業法第 56 条に規定する基金償却積立金をいう。

作成にあたってのポイント

- ① 当四半期会計期間において、有価証券届出書、発行登録追補書類又は臨時報告書（開示府令第 19 条第 2 項第 1 号又は第 2 号の規定により提出する場合に限る。）に記載すべき手取金の総額並びにその用途の区分ごとの内容、金額及び支出予定時期に重要な変更が生じた場合には、その内容を欄外に記載することとされていますので、ご注意ください。
- ② 当四半期会計期間の末日後、四半期報告書の提出日までに「発行済株式総数」に増減があった場合には、その増減の起因となった事実（例えば、一般募集・第三者割当増資・株式分割等）を左記の記載事例のように記載することが望ましいと考えられます。

(5)【大株主の状況】

記載事例

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はない。

(記載上の注意)

(15) 大株主の状況

- a 当四半期会計期間が第 2 四半期会計期間である場合について、当四半期会計期間の末日現在の「大株主の状況」について記載すること。
- b 「所有株式数」の欄には、他人（仮設人を含む。）名義で所有している株式数を含めた実質所有により記載すること。
- c 「大株主」は、所有株式数の多い順（提出会社を除く。）に 10 名程度について記載し、会社法施行規則第 67 条第 1 項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、その旨を併せて記載すること。ただし、会社が 2 以上の種類の株式を発行している場合であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときは、所有株式に係る議決権の個数の多い順に 10 名程度についても併せて記載すること。

なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市町村（第 21 条第 2 項に規定する市町村をいう。）までを記載しても差し支えない。

- d 会社が発行する株券等に係る大量保有報告書等が法第 27 条の 30 の 7 の規定により公衆の縦覧に供された場合又は会社が大量保有報告書等の写しの送付を受けた場合（法第 27 条の 30 の 11 第 4 項の規定により送付したとみなされる場合を含む。）であって、当該大量保有報告書等に記載された当該書類の提出者の株券等の保有状況が株主名簿の記載内容と相違するときには、実質所有状況を確認して記載すること。

なお、記載内容が大幅に相違している場合であって実質所有状況の確認ができないときには、その旨及び大量保有報告書等の記載内容を注記すること。

作成にあたってのポイント

「大株主の状況」は、様式上の記載項目とされているため、当四半期会計期間が第 1 四半期又は第 3 四半期であるため記載事項がない場合でも、項目自体は省略せず、記載事項がない旨を記載することとなりますので、ご注意ください。

## (6)【議決権の状況】

## 記載事例

## (6)【議決権の状況】

## ①【発行済株式】

○年6月30日現在

区 分	株式数(株)	議決権の数(個)	内 容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 X, XXX	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 XXX, XXX, XXX	X, XXX, XXX	—
単元未満株式	普通株式 XXX	—	一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	XXX, XXX, XXX	—	—
総株主の議決権	—	X, XXX, XXX	—

(注)「完全議決権株式(その他)」欄には株式会社証券保管振替機構名義の株式が XXX, XXX 株含まれている。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数 X, XXX 個が含まれている。

## ②【自己株式等】

○年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式 数の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
〇〇〇株式会社	東京都港区赤坂 〇丁目〇番〇〇号	X, XXX	—	X, XXX	X. XX
計	—	X, XXX	—	X, XXX	X. XX

(注) このほか、株主名簿上は当社名義となっているが、実質的に所有していない株式が XX, XXX 株ある。  
なお、当該株式数は「①発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の中に含まれている。

記載事例(当第1四半期会計期間又は第3四半期会計期間において、当該四半期会計期間の末日の議決権の状況を記載することができない場合)

## (6)【議決権の状況】

## ①【発行済株式】

○年6月30日現在

区 分	株式数(株)	議決権の数(個)	内 容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 X, XXX	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 XXX, XXX, XXX	X, XXX, XXX	—
単元未満株式	普通株式 XXX	—	一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	XXX, XXX, XXX	—	—
総株主の議決権	—	X, XXX, XXX	—

(注) 1. (略)

2. 当第1四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、  
.....  
(具体的な理由).....のため、記載することができない  
ことから、直前の基準日(○年○月○日)に基づく株主名簿による記載をしている。

## ②【自己株式等】

(略)

(記載上の注意)

(16) 議決権の状況

- a 当四半期会計期間の末日現在の「議決権の状況」について記載すること。  
なお、各欄に記載すべき株式について、2以上の種類の株式を発行している場合は、株式の種類ごとの数が分かるように記載すること。
- b 「無議決権株式」の欄には、無議決権株式(単元未満株式を除く。)の総数及び内容を記載すること。
- c 「議決権制限株式(自己株式等)」の欄には、議決権制限株式(単元未満株式を除く。dにおいて同じ。)のうち、自己保有株式及び相互保有株式について、種類ごとに総数及び内容を記載すること。
- d 「議決権制限株式(その他)」の欄には、cに該当する議決権制限株式以外の議決権制限株式について、種類ごとに総数、議決権の数及び内容を記載すること。
- e 「完全議決権株式(自己株式等)」の欄には、完全議決権株式のうち、自己保有株式及び相互保有株式について、種類ごとに総数及び内容を記載すること。
- f 「完全議決権株式(その他)」の欄には、eに該当する完全議決権株式以外の完全議決権株式について、種類ごとに総数、議決権の数及び内容を記載すること。
- g 「単元未満株式」の欄には、単元未満株式の総数を種類ごとに記載すること。
- h 「他人名義所有株式数」の欄には、他人(仮設人を含む。)名義で所有している株式数を記載するとともに、欄外に他人名義で所有している理由並びにその名義人の氏名又は名称及び住所を記載すること。  
なお、株主名簿において所有者となっている場合であっても実質的に所有していない株式については、その旨及びその株式数を欄外に記載すること。

[開示ガイドライン]

- 5-16 開示府令第二号様式記載上の注意(45)cに規定する「議決権制限株式(自己株式等)」及び同eに規定する「完全議決権株式(自己株式等)」の記載に当たっては、株主名簿上の名義により形式的に自己株式等に該当するか否かを判断するのではなく、所有状況の実態に即して実質的に判断することに留意する。

(有価証券届出書等に関する取扱いの準用)

- 24の4の7-7 5-3、5-6、5-7-3、5-10、5-12-2、5-13、5-14、5-16、5-16-2、5-17から5-21、5-22-2、5-23、5-23-2、5-44及び24-13は、四半期報告書に関する取扱いについて準用する。

(様式上の記載項目)

- 24の4の7-8 開示府令第四号の三様式中「議決権の状況」欄を記載する場合において、各四半期会計期間の末日現在の状況を記載することができないときは、各四半期会計期間の末日の直前の基準日に基づく株主名簿による議決権数を記載することができる。

作成にあたってのポイント

- ① 株式会社証券保管振替機構名義の株式に名義書換失念株式がある場合には、左記の注記例のように、当該株式の数及び当該株式に係る議決権の数を注記することが考えられます。
- ② 【自己株式等】の表は、【発行済株式】の表に記載された「自己株式等」の内訳を記載することが適当であるとされていますので、単元未満株式を除く株式数により記載することが適当と考えられます。
- ③ 例えば、第1四半期会計期間又は第3四半期会計期間において、当該四半期会計期間の末日現在の「議決権の状況」を記載することができない場合には、直前の基準日に基づく株主名簿による議決権数を記載することができるとされています。

## 2【役員の状況】

### 記載事例（監査役を設置する会社の場合）

#### 2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりである。

##### (1) 新任役員

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)	就任年月日
取締役 営業第一部長	〇〇 〇〇	〇年 〇月〇日生	〇年〇月 当社入社 〇年〇月 〇〇支店長 〇年〇月 営業第一部長（現） 〇年〇月 取締役就任（現）	〇年〇月 ～ 〇年〇月	X, XXX	〇年 〇月〇日
取締役 経理部長	〇〇 〇〇	〇年 〇月〇日生	〇年〇月 株式会社〇〇銀行〇〇支店長 〇年〇月 当社入社 〇年〇月 経理部長（現） 〇年〇月 取締役就任（現）	〇年〇月 ～ 〇年〇月	X, XXX	〇年 〇月〇日

（注）取締役（営業第一部長）〇〇〇〇は、取締役社長〇〇〇〇の次男である。

##### (2) 退任役員

役職名	氏名	退任年月日
取締役 総務部長	〇〇 〇〇	〇年〇月〇日

##### (3) 役職の異動

新役職名	旧役職名	氏名	異動年月日
常務取締役	取締役 企画部長	〇〇 〇〇	〇年〇月〇日

##### (4) 異動後の役員の男女別人数及び女性の比率

男性 X 名 女性 X 名（役員のうち女性の比率 XX%）

### 記載事例（監査等委員会設置会社の場合）

#### 2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりである。

##### (1) 新任役員

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)	就任年月日
取締役 営業第一部長	〇〇 〇〇	〇年 〇月〇日生	〇年〇月 当社入社 〇年〇月 〇〇支店長 〇年〇月 営業第一部長（現） 〇年〇月 取締役就任（現）	〇年〇月 ～ 〇年〇月	X, XXX	〇年 〇月〇日
取締役	〇〇 〇〇	〇年 〇月〇日生	〇年〇月 株式会社〇〇〇〇入社 〇年〇月 同社取締役（現） 〇年〇月 当社取締役就任（現）	〇年〇月 ～ 〇年〇月	X, XXX	〇年 〇月〇日

（注）取締役〇〇〇〇は監査等委員に就任している。

（以下略）

(記載上の注意)

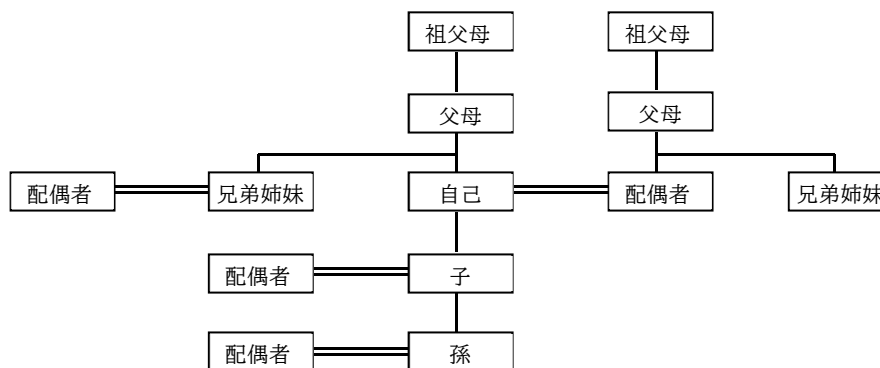
(17) 役員の状況

- a 前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間において役員に異動があった場合に記載すること。
- b 異動後の役員の男女別人数を記載するとともに、役員のうち女性の比率を括弧内に記載すること。
- c 新任役員については、その役職名、氏名、生年月日、主要略歴（例えば、入社年月、役員就任直前の役職名、役員就任年月、他の主要な会社の代表取締役役に就任している場合の当該役職名、中途入社の場合における前職）、任期及び所有株式数を記載すること（所有株式数は、他人（仮設人を含む。）名義で所有している株式数を含めた実質所有により記載すること。なお、会社が2以上の種類の株式を発行している場合には、種類ごとの数を記載すること。）。また、他の役員と二親等内の親族関係がある場合には、その内容を記載すること。  
なお、相互会社の場合にあっては、「所有株式数」の記載を要しない。
- d 退任役員については、その役職名、氏名及び退任年月日を記載すること。
- e 役員の仕事の異動については、当該役員の氏名、新旧役職名及び異動年月日を記載すること。
- f 会社が、会社法第108条第1項第9号に掲げる事項につき異なる定めをした内容の異なる種類の株式を発行した場合において、当該種類の株主によって選任された役員がいるときはその旨を注記すること。

作成にあたってのポイント

- ① 新任役員の略歴欄の記載における役員就任前の主要職歴としては入社年月や役員就任直前の役職名が例示として記載されていますが、最終学歴等例示のない事項を任意で記載することを妨げるものではありません。  
また、「任期」欄は、例えば、「〇年〇月〇日から選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時」と記載することも考えられます。
- ② 「所有株式数」の欄は、いわゆる実質主義により記載を行うこととなります。
- ③ 「役員間に二親等内の親族関係」がある場合にはその内容を注記することとされていますが、二親等内の親族については、以下の〔親族表（二親等内）〕を参考にしてください。

〔親族表（二親等内）〕



- ④ 役員の状況については、前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間の役員の異動を記載することとされていますので、例えば、第1四半期報告書に記載された異動については、第2四半期以降の四半期報告書においても記載することになります。  
なお、前事業年度の有価証券報告書を定時株主総会前に提出した場合、当該有価証券報告書に記載した当該定時株主総会及びその直後の取締役会での決議事項である「役員の改選」、「代表取締役の異動」及び「役員の役職の変更」等に関する事項については、それらが実際に否決・修正されなければ、当四半期報告書において、前事業年度の有価証券報告書の提出日後に行われた役員の異動として記載することは不要であると考えられます。
- ⑤ 代表取締役であるかどうかの記載について、記載上の注意では特に言及されていませんが、代表権の有無は重要な事項ですので、記載することが適当と考えられます。常勤監査役の場合の「常勤」の記載も同様です。
- ⑥ 監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社の場合には、記載上の注意（1）一般的事項 f（3頁参照）に記載があるように、監査役を設置する会社に準じて記載することになりますのでご留意ください。
- ⑦ 役員が「役員持株会で保有する単元株」については、役員持株会の実態によって取扱いが変わるものと考えられます。例えば、株主名簿に「持株会」名義で登録され、「持株会」が議決権行使を行うこと、配当金を「持株会」でプールし運用するシステムとなっていることなどのように、事実上「持株会」が株主となっている場合は、役員個々の所有株式に含める必要はないと考えられますが、これらの要件を満たさない場合には、役員個々の所有株式としてカウントする必要があると考えられます。
- ⑧ 役員の役職の異動のみを記載する場合は、異動後の役員の男女別人数及び女性の比率の記載は不要と考えられます。

記載事例（指名委員会等設置会社の場合）

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりである。

(1) 取締役の状況

① 新任取締役

氏名	生年月日	略 歴	任期	所有株式数 (株)	就 任 年月日
〇〇 〇〇	〇年 〇月〇日生	〇年〇月 当社入社 〇年〇月 〇〇支店長 〇年〇月 営業第一部長 〇年〇月 取締役就任（現）	〇年〇月 ～ 〇年〇月	X, XXX	〇年 〇月〇日
〇〇 〇〇	〇年 〇月〇日生	〇年〇月 株式会社〇〇銀行〇〇支店長 〇年〇月 当社入社 〇年〇月 経理部長 〇年〇月 取締役就任（現）	〇年〇月 ～ 〇年〇月	X, XXX	〇年 〇月〇日

(注) 監査委員会 委員 〇〇 〇〇 就任

報酬委員会 委員 〇〇 〇〇 就任

② 退任取締役

氏 名	退 任 年 月 日
〇〇 〇〇	〇年〇月〇日
〇〇 〇〇	〇年〇月〇日

(注) 監査委員会 委員 〇〇 〇〇 退任

報酬委員会 委員 〇〇 〇〇 退任

(2) 執行役の状況

① 新任執行役

役職名	氏名	生年月日	略 歴	任期	所有株式数 (株)	就 任 年月日
執行役 総務部長	〇〇 〇〇	〇年 〇月〇日生	〇年〇月 当社入社 〇年〇月 〇〇支店長 〇年〇月 総務部長（現） 〇年〇月 執行役就任（現）	〇年〇月 ～ 〇年〇月	X, XXX	〇年 〇月〇日

② 退任執行役

役職名	氏 名	退 任 年 月 日
常務執行役	〇〇 〇〇	〇年〇月〇日

③ 役職の異動

新役職名	旧役職名	氏 名	異 動 年 月 日
常務執行役	執行役 企画部長	〇〇 〇〇	〇年〇月〇日

(3) 異動後の役員の男女別人数及び女性の比率

男性 X 名 女性 X 名 （役員のうち女性の比率 XX%）

記載事例（役員に異動がない場合）

2【役員の状況】

該当事項はない。



MEMO

## 第4【経理の状況】

### 冒頭記載

#### 記載事例

##### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成している。

##### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（〇年4月1日から〇年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（〇年4月1日から〇年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、〇〇監査法人による四半期レビューを受けている。

記載事例（当第1四半期連結会計期間において「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（2022年10月28日）等を早期適用する場合）

##### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成している。

なお、当第1四半期連結会計期間（〇年4月1日から〇年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（〇年4月1日から〇年6月30日まで）は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令」（令和5年3月27日内閣府令第22号）附則第2条第1項ただし書き及び同条第4項により、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成している。

##### 2. 監査証明について

（略）

〔第四号の三様式〕

第4【経理の状況】

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】 (様式省略)

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】又は【四半期連結損益及び包括利益計算書】  
(様式省略)

2【その他】

(記載上の注意)

(18) 経理の状況

- a 財務諸表等規則別記に掲げる事業を営む会社が、特別の法令若しくは準則の定めるところにより又はこれに準じて四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表（gにおいて「四半期連結財務諸表等」という。）を作成している場合には、その旨を記載すること。
- b 指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。  
また、修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。
- c 四半期連結財務諸表を作成していない場合には、その旨及び作成していない理由を記載すること。
- d 提出会社が四半期連結財務諸表を作成していない場合であって、四半期財務諸表等規則第83条第2項の規定により指定国際会計基準により四半期財務諸表を作成したときには、その旨を記載すること。
- e 提出会社が特定事業会社であって、(30)の規定により中間連結財務諸表及び中間財務諸表（以下(18)において「中間連結財務諸表等」という。）を作成している場合には、その旨を記載すること。  
また、中間連結財務諸表規則第87条及び中間財務諸表等規則第74条第2項の規定により中間連結財務諸表等を指定国際会計基準により作成した場合には、併せて、その旨を記載すること。  
また、中間連結財務諸表規則第88条の規定により中間連結財務諸表を修正国際基準により作成した場合には、併せて、その旨を記載すること。
- f 提出会社が法の規定により提出する四半期連結財務諸表等（eの規定により中間連結財務諸表等を作成している場合には、中間連結財務諸表等）の適正性を確保するための特段の取組みを行っている場合には、その旨及びその取組みの具体的な内容を記載すること。ただし、前事業年度の有価証券報告書又は当四半期連結累計期間に提出した有価証券届出書に記載された連結財務諸表及び財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに重要な変更がない場合には、記載を要しない。
- g 四半期連結財務諸表等又は中間連結財務諸表等について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨及び公認会計士の氏名又は監査法人の名称を記載すること。  
なお、当四半期連結会計期間において、公認会計士又は監査法人が交代した場合には、その旨を記載すること。
- h 連結財務諸表規則第1条の2に規定する指定国際会計基準特定会社が連結財務諸表規則（第7章及び第8章を除く。）、修正国際基準又は米国基準により作成した最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した最近事業年度に係る有価証券報告書を法第24条第1項の規定により提出しており、当該有価証券報告書の提出後第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書を提出するまでの間において、最近連結会計年度に係る連結財務諸表を指定国際会計基準により作成した場合には、当該四半期報告書において(19)から(24)までの規定により記載した四半期連結財務諸表の下に「国際会計基準による前連結会計年度に係る連結財務諸表」の項を設け、当該連結財務諸表を記載することができる。
- i 連結財務諸表規則第1条の3に規定する修正国際基準特定会社が連結財務諸表規則（第7章及び第8章を除く。）、指定国際会計基準又は米国基準により作成した最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した最近事業年度に係る有価証券報告書を法第24条第1項の規定により提出しており、当該有価証券報告書の提出後第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書を提出するまでの間において、最近連結会計年度に係る連結財務諸表を修正国際基準により作成した場合には、当該四半期報告書において(19)から(24)までの規定により記載した四半期連結財務諸表の下に「修正国際基準による前連結会計年度に係る連結財務諸表」の項を設け、当該連結財務諸表を記載することができる。

記載事例（公認会計士又は監査法人が交代した場合）

当社の監査法人は次のとおり交代している。

第××期連結会計年度 監査法人××××

第△△期第1四半期連結会計期間及び第1四半期連結累計期間 ○○○○監査法人

〔開示ガイドライン〕

5-21 有価証券届出書に記載された財務諸表、連結財務諸表、四半期連結財務諸表、四半期財務諸表、中間財務諸表及び中間連結財務諸表並びに財務書類の金額単位を変更したときは、当該事業年度の有価証券届出書の「経理の状況」の冒頭にその内容を記載するものとする。

(有価証券届出書等に関する取扱いの準用)

24の4の7-7 5-3、5-6、5-7-3、5-10、5-12-2、5-13、5-14、5-16、5-16-2、5-17 から5-21、5-22-2、5-23、5-23-2、5-44 及び24-13 は、四半期報告書に関する取扱いについて準用する。

24の4の7-9 法第24条の4の7第1項又は第2項の規定により提出する第1四半期会計期間又は第3四半期会計期間(第2四半期会計期間の翌四半期会計期間をいう。)に係る四半期報告書の「経理の状況」に、四半期連結財務諸表規則第5条の2第2項又は第3項の規定により作成した四半期連結キャッシュ・フロー計算書(四半期連結財務諸表を作成していない場合は、四半期財務諸表等規則第4条の2第2項又は第3項の規定により作成した四半期キャッシュ・フロー計算書)を記載する場合には、当該四半期報告書の「経理の状況」の冒頭にその旨を記載しなければならないことに留意する。

24の4の7-10 法第24条の4の7第1項又は第2項の規定により提出する四半期報告書の「経理の状況」に、四半期連結財務諸表規則第64条第3項若しくは第4項又は第83条の2第3項の規定により作成した四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書(四半期連結財務諸表を作成していない場合は、四半期財務諸表等規則第56条第3項又は第4項の規定により作成した四半期会計期間に係る四半期損益計算書)を記載する場合には、当該四半期報告書の「経理の状況」の冒頭にその旨を記載しなければならないことに留意する。

〔四半期連結財規〕

(金額の表示の単位)

第29条 四半期連結財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額は、百万円単位又は千円単位をもって表示するものとする。

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成している。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（○年4月1日から○年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（○年4月1日から○年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、○○監査法人による四半期レビューを受けている。

3. 四半期連結財務諸表について

四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第64号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成していない。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりである。

資産基準	X.X%
売上高基準	X.X%
利益基準	X.X%
利益剰余金基準	X.X%

#### 作成にあたってのポイント

- ① 第 1 四半期及び第 3 四半期において四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を記載した場合、又は第 2 四半期及び第 3 四半期において四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を記載した場合には、経理の状況の冒頭記載においてその旨（例えば、「四半期連結財務諸表規則第 5 条の 2 第 2 項により、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成している。」）を記載することとされています。
- ② 四半期連結財務諸表の表示単位は百万円単位又は千円単位とされていますが、金額の表示単位を変更した場合には、その内容を記載する必要があります。
- ③ 公認会計士又は監査法人が交代した場合には、その旨を記載することとされています。この場合の比較対象は、直前の四半期連結会計期間（第 1 四半期連結会計期間の場合は、前連結会計年度）であると解されています。また、「当四半期連結会計期間において」とされていることから、第 1 四半期連結会計期間の場合は、前連結会計年度のみが比較対象となります。なお、同一監査法人内における業務執行社員の変更は、記載の対象にはならないと解されています。
- ④ 会計基準等を早期適用する場合、経理の状況の冒頭に四半期連結財規等の附則に基づいている旨の記載をすることが望ましいと考えられます。
- ⑤ 四半期連結財務諸表を作成していない場合には、その旨及び理由を記載することとされていますので、ご注意ください。
- ⑥ 提出会社が四半期連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っている場合には、その旨及びその取組みの具体的な内容を記載することとされていますので、ご注意ください。ただし、前事業年度の有価証券報告書又は当四半期連結累計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合には当四半期累計期間）に提出した有価証券届出書に記載された連結財務諸表及び財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに重要な変更がない場合には、記載を要しないとされています。なお、その旨及びその取組みの具体的な内容は、経理の状況の冒頭記載に記載することが適当と考えられます。

#### （指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表等を作成している場合）

- ⑦ 指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合には、その旨を記載する必要があります。

#### （指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表等の作成を開始した場合）

- ⑧ 最近事業年度に係る有価証券報告書に、連結財規（第 7 章及び第 8 章を除く。）、修正国際基準又は米国基準により作成した連結財務諸表を記載し、当該有価証券報告書の提出後、第 1 四半期報告書を提出するまでの間において、最近連結会計年度に係る連結財務諸表を指定国際会計基準により作成した場合には、当該第 1 四半期報告書において、四半期連結財務諸表の下に「国際会計基準による前連結会計年度に係る連結財務諸表」の項を設け、当該連結財務諸表を記載することができます。
- ⑨ 最近事業年度に係る有価証券報告書に、連結財規（第 7 章及び第 8 章を除く。）、指定国際会計基準又は米国基準により作成した連結財務諸表を記載し、当該有価証券報告書の提出後、第 1 四半期報告書を提出するまでの間において、最近連結会計年度に係る連結財務諸表を修正国際基準により作成した場合には、当該第 1 四半期報告書において、四半期連結財務諸表の下に「修正国際基準による前連結会計年度に係る連結財務諸表」の項を設け、当該連結財務諸表を記載することができます。

MEMO



## 〔四半期連結財規〕

### (定義)

第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～三十七 (略)

三十八 会計方針 四半期連結財務諸表の作成に当たって採用した会計処理の原則及び手続をいう。

三十九 表示方法 四半期連結財務諸表の作成に当たって採用した表示の方法をいう。

四十 会計上の見積り 資産、負債、収益及び費用等の額に不確実性がある場合において、四半期連結財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき、それらの合理的な金額を算定することをいう。

四十一 会計方針の変更 一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更することをいう。

四十二 会計上の見積りの変更 新たに入手可能となった情報に基づき、前連結会計年度以前の連結財務諸表又は直前の四半期連結会計期間以前若しくは直前の四半期連結累計期間以前の四半期連結財務諸表の作成に当たって行った会計上の見積りを変更することをいう。

四十三 (略)

四十四 遡及適用 新たな会計方針を前連結会計年度以前の連結財務諸表並びに直前の四半期連結会計期間以前及び直前の四半期連結累計期間以前の四半期連結財務諸表に遡って適用したと仮定して会計処理を行うことをいう。

四十五～四十七 (略)

### (四半期連結財務諸表作成の一般原則)

第4条 法の規定により提出される四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、次に掲げる基準に適合したものでなければならない。

一 四半期連結財務諸表は、原則として連結財務諸表の作成に当たって適用される会計処理の原則及び手続に準拠して作成されていること。

二 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成された連結会社の四半期財務諸表を基礎として作成されていること。

三 四半期連結財務諸表提出会社の利害関係人に対して、企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する判断を誤らせないために必要な財務情報を明瞭に表示すること。

四 前連結会計年度に係る連結財務諸表及び直前の四半期連結会計期間又は当該四半期連結会計期間における四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表を作成するために採用した会計処理の原則及び手続は、正当な理由により変更を行う場合を除き、当四半期連結会計期間において継続して適用されていること。

### (連結の範囲)

第5条 四半期連結財務諸表提出会社は、そのすべての子会社を連結の範囲に含めなければならない。ただし、次の各号の一に該当する子会社は、連結の範囲に含めないものとする。

一 財務及び営業又は事業の方針を決定する機関(株主総会その他これに準ずる機関をいう。)に対する支配が一時的であると認められる子会社

二 連結の範囲に含めることにより四半期連結財務諸表提出会社の利害関係人の判断を著しく誤らせるおそれがあると認められる子会社

2 前項の規定により連結の範囲に含めるべき子会社のうち、その資産、売上高(役務収益を含む。以下同じ。)、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性の乏しいものは、連結の範囲から除くことができる。

3 (略)

MEMO

〔四半期連結財規ガイドライン〕

5-2 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項（以下「連結財務諸表規則ガイドライン」という。）5-2の取扱いは、規則第5条第2項に規定する事項について準用する。この場合において、連結財務諸表規則ガイドライン 5-2 中「翌連結会計年度」とあるのは、「当該四半期連結財務諸表に係る四半期連結会計期間が属する連結会計年度（当該四半期連結会計期間における四半期連結累計期間を除く。）」と読み替えるものとする。

〔連結財規ガイドライン〕

5-2 規則第5条第2項に規定する連結の範囲の適用に当たっては、次の点に留意する。

- 1 規則第5条第2項の規定は、重要性の乏しい子会社を連結の範囲から積極的に除くことを意図したものではないこと。
- 2 重要性の乏しい子会社を連結の範囲から除くに当たっては、連結の範囲から除こうとする子会社が2以上あるときは、これらの子会社が全体として重要性が乏しいものでなければならないこと。
- 3 連結の範囲から除かれる子会社が翌連結会計年度以降相当期間にわたり、重要性の乏しい子会社として同項の規定の適用が認められるかどうかをも考慮し、連結の範囲が継続されること。

MEMO

## 〔四半期連結財規〕

(比較情報の作成)

第5条の3 当四半期連結会計期間及び当四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表は、当該四半期連結財務諸表の一部を構成するものとして比較情報(次の各号に掲げる四半期連結財務諸表の区分に応じ、当該四半期連結財務諸表に記載された事項に対応するものとして当該各号に定める事項)を含めて作成しなければならない。

- 一 四半期連結貸借対照表 前連結会計年度に係る事項
- 二 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書 前連結会計年度の対応する四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間に係る事項
- 三 四半期連結キャッシュ・フロー計算書 前連結会計年度の対応する四半期連結累計期間に係る事項

## 〔四半期連結財規ガイドライン〕

5の3 規則第5条の3に規定する比較情報に関しては、以下の点に留意する。

- 1 当四半期連結会計期間及び当四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表において記載されたすべての数値について、原則として、前連結会計年度並びに当該連結会計年度の対応する四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間に係る数値を含めなければならない。
- 2 当四半期連結会計期間及び当四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表の理解に資すると認められる場合には、前連結会計年度並びに当該連結会計年度の対応する四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間に係る定性的な情報を含めなければならない。

### 作成にあたってのポイント

- ① 当第1四半期連結会計期間に会計方針の変更などを行い、遡及処理した場合には、その影響額を当第1四半期の四半期連結財務諸表に係る比較情報に反映させることとなります。(参考:114頁以降「会計方針の変更等」)
- ② 四半期連結貸借対照表は前連結会計年度に係る事項を、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書は前連結会計年度の対応する四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間に係る事項を、四半期連結キャッシュ・フロー計算書は前連結会計年度の対応する四半期連結累計期間に係る事項を比較情報として各四半期連結財務諸表に含めて作成することとなります。
- ③ 四半期連結財務諸表において記載されたすべての数値については原則として、また、四半期連結財務諸表の理解に資すると認められる場合には定性的な情報であっても比較情報を記載することとされています。  
したがって、注記事項についても、上記の考え方を踏まえて記載することが必要と考えられます。

## 1【四半期連結財務諸表】

## (1)【四半期連結貸借対照表】

## 記載事例

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (○年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (○年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	XXX	XXX
受取手形、売掛金及び契約資産 (純額)	XXX	XXX
有価証券	XXX	XXX
商品及び製品	XXX	XXX
仕掛品	XXX	XXX
原材料及び貯蔵品	XXX	XXX
その他	XXX	XXX
流動資産合計	XXX	XXX
固定資産		
有形固定資産	XXX	XXX
無形固定資産		
のれん	XXX	XXX
その他	XXX	XXX
無形固定資産合計	XXX	XXX
投資その他の資産	XXX	XXX
固定資産合計	XXX	XXX
繰延資産	XXX	XXX
資産合計	XXX	XXX

(記載上の注意)

(19) 四半期連結財務諸表

- a 四半期連結貸借対照表（指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、四半期連結貸借対照表に相当するもの。以下この様式において同じ。）については、当四半期連結会計期間に係るものを記載すること。
- b 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書に相当するもの。以下この様式において同じ。）については、四半期連結財務諸表規則に定めるところにより作成した四半期連結累計期間に係るものを記載すること。  
ただし、四半期連結財務諸表規則に定めるところにより作成した当四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を記載することを妨げるものではない。
- c 指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合における四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書については、四半期連結財務諸表規則に定めるところにより作成した四半期連結累計期間に係るもの及び四半期連結会計期間に係るものを記載すること。
- d 指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合における持分変動計算書については、当四半期連結累計期間に係る持分変動計算書と前年同四半期連結累計期間に係る持分変動計算書を記載すること。
- e 四半期連結キャッシュ・フロー計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、四半期連結キャッシュ・フロー計算書に相当するもの。以下この様式において同じ。）については、当四半期連結会計期間が第 2 四半期連結会計期間である場合において、四半期連結財務諸表規則に定めるところにより作成した四半期連結累計期間に係るものを記載すること。  
ただし、当四半期連結会計期間が第 2 四半期連結会計期間以外の四半期連結会計期間である場合においても、四半期連結財務諸表規則に定めるところにより作成した四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を記載することを妨げるものではない。
- f 指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合における四半期連結キャッシュ・フロー計算書については、各四半期連結会計期間について、四半期連結財務諸表規則に定めるところにより作成した四半期連結累計期間に係るものを記載すること。
- g 四半期連結財務諸表の作成に当たっては、四半期連結財務諸表規則に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記等を会社の実態に即して適正に記載すること。
- h 四半期連結財務諸表に対する四半期レビュー報告書は、四半期連結財務諸表に添付すること。なお、四半期連結財務諸表のうち、従前において法第 5 条第 1 項の規定により提出された有価証券届出書に含まれた四半期連結財務諸表と同一の内容のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、すでに提出された当該四半期連結財務諸表に対する四半期レビュー報告書によるものとする。

(20) 四半期連結貸借対照表

当四半期連結会計期間に係る四半期連結貸借対照表を掲げること。

〔四半期連結財規〕

(四半期連結貸借対照表の記載方法)

第 30 条 (略)

2 四半期連結貸借対照表は、様式第二号により記載するものとする。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (○年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (○年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	XXX	XXX
短期借入金	XXX	XXX
未払法人税等	XXX	XXX
引当金	XXX	XXX
資産除去債務	XXX	XXX
その他	XXX	XXX
流動負債合計	XXX	XXX
固定負債		
社債	XXX	XXX
長期借入金	XXX	XXX
引当金	XXX	XXX
退職給付に係る負債	XXX	XXX
資産除去債務	XXX	XXX
その他	XXX	XXX
固定負債合計	XXX	XXX
負債合計	XXX	XXX
純資産の部		
株主資本		
資本金	XXX	XXX
資本剰余金	XXX	XXX
利益剰余金	XXX	XXX
自己株式	△XXX	△XXX
株主資本合計	XXX	XXX
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	XXX	XXX
繰延ヘッジ損益	XXX	XXX
土地再評価差額金	XXX	XXX
為替換算調整勘定	XXX	XXX
退職給付に係る調整累計額	XXX	XXX
・・・・・・・・・・・・・・・・	XXX	XXX
その他の包括利益累計額 合計	XXX	XXX
株式引受権	XXX	XXX
新株予約権	XXX	XXX
非支配株主持分	XXX	XXX
純資産合計	XXX	XXX
負債純資産合計	XXX	XXX



〔四半期連結財規〕

様式第二号【四半期連結貸借対照表】

〔記載上の注意〕

連結会社が営む事業のうち別記事業がある場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

〔四半期連結貸借対照表に関する主な四半期連結財規の規定〕

項 目	四半期連結財規
四半期連結貸借対照表の記載方法	第 30 条
資産、負債及び純資産の分類記載	第 31 条
科目の記載の配列	第 32 条
資産の分類	第 33 条
各資産の範囲	第 34 条（財規第 15 条～第 16 条の 2、第 22 条、第 27 条、第 31 条～第 31 条の 4、第 36 条を準用）
流動資産の区分表示	第 35 条
流動資産に係る引当金の表示	第 36 条（財規第 20 条（第 3 項を除く。）を準用）
有形固定資産の区分表示	第 37 条
有形固定資産の減価償却累計額の表示	第 38 条（四半期財規第 33 条を準用）
有形固定資産の減損損失累計額の表示	第 39 条（財規第 26 条の 2（第 4 項及び第 5 項を除く。）を準用）
無形固定資産の区分表示	第 40 条
無形固定資産の減価償却累計額等の表示	第 41 条（財規第 30 条を準用）
投資その他の資産の区分表示	第 42 条（四半期連結財規第 37 条第 2 項を準用）
投資その他の資産に係る引当金の表示	第 43 条（財規第 20 条（第 3 項を除く。）を準用）
繰延資産の区分表示	第 44 条（四半期連結財規第 37 条第 2 項を準用）
繰延資産の償却累計額の表示	第 45 条（財規第 38 条を準用）
負債の分類	第 47 条
各負債の範囲	第 48 条（財規第 47 条～第 48 条の 3、第 51 条～第 51 条の 4 を準用） 第 48 条の 2（連結財規第 36 条の 2 を準用）
流動負債の区分表示	第 49 条
固定負債の区分表示	第 50 条（四半期連結財規第 49 条第 2 項～第 4 項を準用）
棚卸資産及び工事損失引当金の表示	第 53 条
純資産の分類	第 54 条
株主資本の分類及び区分表示	第 55 条（財規第 61 条、第 62 条第 1 項、連結財規第 43 条第 3 項及び第 4 項を準用）
その他の包括利益累計額の分類及び区分表示	第 56 条（連結財規第 43 条の 2 を準用）
株式引受権の表示	第 56 条の 2（連結財規第 43 条の 2 の 2 を準用）
新株予約権の表示	第 57 条（連結財規第 43 条の 3 を準用）
非支配株主持分の表示	第 58 条
特別法上の準備金等	第 60 条

〔四半期連結貸借対照表に関する主な四半期連結財規ガイドラインの規定〕

項 目	四半期連結財規ガイドライン
受取手形、売掛金及び契約資産の表示	35-1-2（連結財規ガイドライン 23-1-2 を準用）
支払手形及び買掛金の表示	49-1-1（連結財規ガイドライン 37-1-1 を準用）
棚卸資産の表示	35-1-4（財規ガイドライン 17-1-7 を準用）
減損損失累計額の表示	39（四半期財規ガイドライン 34 を準用）
長期前払費用の表示	42（四半期財規ガイドライン 37 を準用）
長期引当金の表示	50-1-3（連結財規ガイドライン 38-1-5 を準用）

MEMO

#### 作成にあたってのポイント

- ① 「収益認識に関する会計基準」等では、企業の履行と顧客の支払との関係に基づき、契約資産、契約負債又は顧客との契約から生じた債権を計上したうえで、契約資産、契約負債又は顧客との契約から生じた債権について、適切な科目をもって貸借対照表に表示することとされています。この際、契約資産については、例えば、契約資産、工事未収入金等として表示することとされています。契約負債については、例えば、契約負債、前受金等として表示することとされています。顧客との契約から生じた債権については、例えば、売掛金、営業債権等として表示することとされています。
- ② 「商品及び製品（半製品を含む。）」、「仕掛品」、「原材料及び貯蔵品」に属する資産については、「棚卸資産」の科目で一括して掲記することができます。その場合、第 2 四半期連結会計期間においてはその内訳科目及び金額を注記することとされていますが、第 1 四半期連結会計期間及び第 3 四半期連結会計期間においては当該注記は省略することができます。
- ③ 流動資産に属する資産で「その他」に区分しているもののうち、その金額が資産の総額の 100 分の 10 を超えるもの又は資産の総額の 100 分の 10 以下であっても区分して表示することが適切であるものは、当該資産を示す科目をもって別に区分掲記しなければならないこととなっていますので、ご注意ください（有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、繰延資産、流動負債及び固定負債も概ね同様の取扱いとなります。）。
- ④ 流動負債又は固定負債に属する引当金及び固定負債に属する退職給付に係る負債は、他の項目に属する負債と一括して掲記することができず、当該負債を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならないこととされています。また、金額が負債及び純資産の合計額の 100 分の 1 を超える引当金は、当該引当金の設定目的を示す科目をもって掲記しなければならないこととなっていますので、ご注意ください。
- ⑤ 連結会社、持分法を適用した非連結子会社及び関連会社が保有する四半期連結財務諸表提出会社の株式の処分に係る申込期日経過後における申込証拠金が四半期連結会計期間末時点で存在する場合には、純資産の部の「自己株式」の次に「自己株式申込証拠金」という科目をもって掲記しなければならないこととされていますので、ご注意ください。

## (2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第1四半期連結累計期間】

## 記載事例

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自〇年4月1日 至〇年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自〇年4月1日 至〇年6月30日)
売上高	XXX	XXX
売上原価	XXX	XXX
売上総利益(又は売上総損失)	XXX	XXX
販売費及び一般管理費		
. . . . .	XXX	XXX
. . . . .	XXX	XXX
. . . . .	XXX	XXX
販売費及び一般管理費合計	XXX	XXX
営業利益(又は営業損失)	XXX	XXX
営業外収益		
. . . . .	XXX	XXX
. . . . .	XXX	XXX
営業外収益合計	XXX	XXX
営業外費用		
. . . . .	XXX	XXX
. . . . .	XXX	XXX
営業外費用合計	XXX	XXX
経常利益(又は経常損失)	XXX	XXX
特別利益		
. . . . .	XXX	XXX
. . . . .	XXX	XXX
特別利益合計	XXX	XXX
特別損失		
. . . . .	XXX	XXX
. . . . .	XXX	XXX
特別損失合計	XXX	XXX
税金等調整前四半期純利益 (又は税金等調整前四半期純損失)	XXX	XXX
法人税、住民税及び事業税	XXX	XXX
法人税等調整額	XXX	XXX
法人税等合計	XXX	XXX
四半期純利益(又は四半期純損失)	XXX	XXX
非支配株主に帰属する四半期純利益 (又は非支配株主に帰属する四半期純 損失)	XXX	XXX
親会社株主に帰属する四半期純利益 (又は親会社株主に帰属する四半期 純損失)	XXX	XXX

(記載上の注意)

(21) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書

- a 当四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を掲げること。なお、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書」と、四半期連結損益及び包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「四半期連結損益及び包括利益計算書」と記載すること。
- b 当四半期連結会計期間（当四半期連結会計期間が第1四半期連結会計期間である場合又は提出会社が特定事業会社であって当四半期連結会計期間が第3四半期連結会計期間である場合を除く。）に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を記載する場合には、当四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を掲げること。なお、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書」と、四半期連結損益及び包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「四半期連結損益及び包括利益計算書」と記載すること。

[四半期連結財規]

(四半期連結損益計算書の記載方法)

第64条 (略)

- 2 四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書は、様式第三号により記載するものとする。
- 3 四半期連結財務諸表提出会社は、第2・四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書を作成することができる。この場合においては、様式第四号により記載するものとする。
- 4 四半期連結財務諸表提出会社は、第2・四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書を作成する場合には、第3・四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書を作成しなければならない。この場合においては、様式第四号により記載するものとする。

(四半期連結包括利益計算書の記載方法)

第83条の2 (略)

- 2 四半期連結累計期間に係る四半期連結包括利益計算書は、様式第三号の二により記載するものとする。
- 3 四半期連結財務諸表提出会社は、第64条第3項の規定により、第2・四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書を作成する場合には、第2・四半期連結会計期間及び第3・四半期連結会計期間に係る四半期連結包括利益計算書を作成しなければならない。この場合においては、様式第四号の二により記載するものとする。

様式第三号【四半期連結損益計算書】、様式第三号の二【四半期連結包括利益計算書】

(記載上の注意)

連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

作成にあたってのポイント

- ① 第2四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書を作成することはできますが、当該四半期連結損益計算書を作成した場合には、第3四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書も作成しなければなりません。  
また、第2四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書を作成した場合には、第2四半期連結会計期間及び第3四半期連結会計期間に係る四半期連結包括利益計算書も作成しなければなりませんので、ご注意ください。
- ② 「収益認識に関する会計基準」等では、顧客との契約から生じる収益を適切な科目をもって損益計算書に表示することとされており、例えば、売上高、売上収益、営業収益等として表示することとされています。

## 【四半期連結包括利益計算書】

## 【第1四半期連結累計期間】

## 記載事例

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自〇年4月1日 至〇年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自〇年4月1日 至〇年6月30日)
四半期純利益（又は四半期純損失）	XXX	XXX
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	XXX	XXX
繰延ヘッジ損益	XXX	XXX
為替換算調整勘定	XXX	XXX
退職給付に係る調整額	XXX	XXX
持分法適用会社に対する持分相当額	XXX	XXX
・・・・・・・・・・・・・・・・	XXX	XXX
その他の包括利益合計	XXX	XXX
四半期包括利益	XXX	XXX
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	XXX	XXX
非支配株主に係る四半期包括利益	XXX	XXX

〔四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書に関する主な四半期連結財規の規定〕

項 目	四半期連結財規
四半期連結損益計算書の記載方法	第 64 条
収益及び費用の分類	第 65 条
売上高の表示方法	第 66 条
売上原価の表示方法	第 67 条
売上総損益金額の表示	第 68 条
販売費及び一般管理費の表示方法	第 69 条
営業損益金額の表示	第 70 条
営業外収益の表示方法	第 71 条
営業外費用の表示方法	第 72 条
経常損益金額の表示	第 73 条
特別利益の表示方法	第 74 条
特別損失の表示方法	第 75 条
税金等調整前四半期純損益金額の表示	第 76 条
四半期純利益又は四半期純損失	第 77 条
持分法による投資利益等の表示	第 79 条
特別法上の準備金等の繰入額又は取崩額	第 80 条
四半期連結包括利益計算書の記載方法	第 83 条の 2
四半期連結損益及び包括利益計算書	第 83 条の 3
四半期連結包括利益計算書の区分表示	第 83 条の 4
その他の包括利益の区分表示	第 83 条の 5（連結財規第 69 条の 5 を準用）
四半期包括利益	第 83 条の 6

〔四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書に関する主な四半期連結財規ガイドラインの規定〕

項 目	四半期連結財規ガイドライン
売上高の表示方法	66（財規ガイドライン 72-1 を準用）
売上原価の表示方法	67（中間財規ガイドライン 42 を準用）
販売費及び一般管理費の表示方法	69（中間財規ガイドライン 44 を準用）
四半期連結損益及び包括利益計算書様式	83 の 3

記載事例（四半期連結損益及び包括利益計算書を記載した場合）

【四半期連結損益及び包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自〇年4月1日 至〇年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自〇年4月1日 至〇年6月30日)
売上高	XXX	XXX
	(略)	
四半期純利益（又は四半期純損失）	XXX	XXX
（内訳）		
親会社株主に帰属する四半期純利益 （又は親会社株主に帰属する四半期 純損失）	XXX	XXX
非支配株主に帰属する四半期純利益 （又は非支配株主に帰属する四半期 純損失）	XXX	XXX
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	XXX	XXX
繰延ヘッジ損益	XXX	XXX
為替換算調整勘定	XXX	XXX
退職給付に係る調整額	XXX	XXX
持分法適用会社に対する持分相当額	XXX	XXX
・・・・・・・・・・	XXX	XXX
その他の包括利益合計	XXX	XXX
四半期包括利益	XXX	XXX
（内訳）		
親会社株主に係る四半期包括利益	XXX	XXX
非支配株主に係る四半期包括利益	XXX	XXX



MEMO

MEMO

(記載上の注意)

(23) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書

当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間である場合又は当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間以外の四半期連結会計期間である場合であって、四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成したときは、当四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を掲げること。

[四半期連結キャッシュ・フロー計算書に関する主な四半期連結財規の規定]

項目	四半期連結財規
四半期連結キャッシュ・フロー計算書	第5条の2
四半期連結キャッシュ・フロー計算書の記載方法	第84条
四半期連結キャッシュ・フロー計算書の表示区分	第85条
営業活動によるキャッシュ・フローの表示方法等	第86条(連結財規第84条～第89条を準用)

[四半期連結財規]

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書)

第5条の2 四半期連結財務諸表提出会社は、第2・四半期連結累計期間(連結会計年度の開始の日から当該連結会計年度の最初の四半期連結会計期間(以下「第1・四半期連結会計期間」という。))の翌四半期連結会計期間(以下「第2・四半期連結会計期間」という。))の末日までの期間をいう。)に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しなければならない。

2 四半期連結財務諸表提出会社は、第1・四半期連結累計期間(連結会計年度の開始の日から第1・四半期連結会計期間の末日までの期間をいう。以下同じ。))に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成することができる。

3 四半期連結財務諸表提出会社は、第1・四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成する場合には、第3・四半期連結累計期間(連結会計年度の開始の日から第2・四半期連結会計期間の翌四半期連結会計期間(以下「第3・四半期連結会計期間」という。))の末日までの期間をいう。以下同じ。))に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、第3・四半期連結会計期間において大規模な企業結合が行われたことその他の事情により、第3・四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成することが実務上困難なときは、当該第3・四半期連結キャッシュ・フロー計算書の作成を要しない。この場合においては、当該第3・四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成することができない旨及びその理由を注記しなければならない。

作成にあたってのポイント

① 第1四半期連結累計期間において、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成することはできますが、当該四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成した場合には、第3四半期連結累計期間においても四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しなければなりません。ただし、第3四半期連結会計期間において大規模な企業結合が行われたこと等により、第3四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成することが実務上困難な場合は、第3四半期連結キャッシュ・フロー計算書の作成は要しません。なお、この場合においては、作成することができない旨及びその理由を注記する必要があります。

② 前第1四半期連結累計期間及び前第3四半期連結累計期間に四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しなかった場合、当第1四半期連結累計期間及び当第3四半期連結累計期間において四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成することはできると考えられます。また、前第1四半期連結累計期間及び前第3四半期連結累計期間に四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成した場合においても、当第1四半期連結累計期間及び当第3四半期連結累計期間の四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しないことはできると考えられます。ただし、継続性の観点から、みだりに変更することは好ましくないと考えられます。

③ 第2四半期連結累計期間においては、四半期連結キャッシュ・フロー計算書は必ず作成しなければなりませんので、ご注意ください(第2四半期報告書向け記載事例18頁～25頁参照)。

注記事項

(継続企業の前提に関する事項)

記載事例 (継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在し、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合)

当第1四半期連結会計期間

(自 ○年4月 1日

至 ○年6月30日)

当社グループは、.....

.....。

これにより、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在している。

四半期連結財務諸表提出会社である当社は、当該状況を解消すべく、.....

.....。

しかしながら、.....

.....であるため、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。

なお、四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を四半期連結財務諸表に反映していない。

## 〔四半期連結財規〕

(継続企業の前提に関する注記)

第 27 条 四半期財務諸表等規則第 21 条の規定は、四半期連結財務諸表提出会社について準用する。この場合において、同条中「四半期貸借対照表日」とあるのは「四半期連結決算日」と、同条第 4 号中「四半期財務諸表」とあるのは「四半期連結財務諸表」と読み替えるものとする。

(注記の方法)

第 28 条 第 10 条から第 10 条の 6 まで及び第 12 条の規定による注記は、四半期連結キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。ただし、第 1・四半期連結累計期間及び第 3・四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しない場合には、第 1・四半期連結累計期間及び第 3・四半期連結累計期間に係る四半期連結包括利益計算書（第 3・四半期連結会計期間に係る四半期連結包括利益計算書を作成する場合には、当該第 3・四半期連結会計期間に係る四半期連結包括利益計算書）の次に記載しなければならない。

2 この規則（第 10 条から第 10 条の 6 まで及び第 12 条を除く。）の規定による注記は、第 10 条から第 10 条の 6 まで及び第 12 条の規定による注記の次に記載しなければならない。ただし、次の各号に定める場合は、この限りでない。

一 第 10 条から第 10 条の 6 まで及び第 12 条の規定による注記と関係がある事項について、これと併せて記載を行った場合

二 脚注（当該注記に係る事項が記載されている四半期連結財務諸表中の表又は計算書の末尾に記載することをいう。）として記載することが適当と認められるものについて、当該記載を行った場合

3 第 27 条の規定による注記は、前項の規定にかかわらず、四半期連結キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。ただし、第 1・四半期連結累計期間及び第 3・四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しない場合には、第 1・四半期連結累計期間及び第 3・四半期連結累計期間に係る四半期連結包括利益計算書（第 3・四半期連結会計期間に係る四半期連結包括利益計算書を作成する場合には、当該第 3・四半期連結会計期間に係る四半期連結包括利益計算書）の次に記載しなければならない。

4 前項の場合において、第 10 条から第 10 条の 6 まで及び第 12 条の規定による注記は、第 1 項の規定にかかわらず、第 27 条の規定による注記の次に記載しなければならない。

5 この規則の規定により特定の科目に関係ある注記を記載する場合には、当該科目に記号を付記する方法その他これに類する方法によって、当該注記との関連を明らかにしなければならない。

## 〔四半期財規〕

(継続企業の前提に関する注記)

第 21 条 四半期貸借対照表日において、企業が将来にわたって事業活動を継続するとの前提（以下「継続企業の前提」という。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときは、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、四半期貸借対照表日後において、当該重要な不確実性が認められなくなった場合は、注記することを要しない。

一 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

二 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

三 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

四 当該重要な不確実性の影響を四半期財務諸表に反映しているか否かの別

## 〔四半期連結財規ガイドライン〕

27 四半期財務諸表等規則ガイドライン 21 の取扱いは、規則第 27 条に規定する継続企業の前提に関する注記について準用する。

MEMO

## 〔四半期財規ガイドライン〕

- 21 規則第 21 条に規定する継続企業の前提に関する注記については、次の点に留意する。
  - 1 継続企業の前提とは、「四半期レビュー基準」にいう継続企業の前提をいうものとする。
  - 2 財務諸表等規則ガイドライン 8 の 27-2 及び 8 の 27-3 の取扱いは、継続企業の前提に関する注記について準用する。
  - 3 前会計期間（前事業年度又は前四半期会計期間をいう。この 21 において同じ。）の財務諸表において財務諸表等規則第 8 条の 27 等の規定により注記した継続企業の前提に関する重要な不確実性が四半期貸借対照表日において認められる場合には、四半期貸借対照表日までの期間における当該重要な不確実性の変化も含めて記載し、当四半期会計期間の末日までに継続企業の前提に関する重要な不確実性に特段の変化がない場合には、前会計期間の注記を踏まえる必要がある（例えば、前事業年度の末日に当該注記を行った場合であって、当四半期会計期間の末日までに継続企業の前提に関する重要な不確実性に特段の変化がないときは、当初に行った注記の内容を基に、当四半期会計期間が属する事業年度の末日までの期間に対応した内容を記載する必要がある。）ことに留意する。
  - 4 規則第 21 条第 2 号に規定する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策については、少なくとも翌四半期会計期間の末日までを対象とした対応策を記載する必要があることに留意する（3 において前会計期間の注記を踏まえる必要がある場合を除く。）。
  - 5 前会計期間の決算日における継続企業の前提に関する重要な不確実性に大きな変化があった場合又は前会計期間の決算日において継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められなかったものの、当四半期会計期間に継続企業の前提に関する重要な不確実性が新たに認められることとなった場合であって、当四半期会計期間の末日から 1 年にわたって継続企業の前提が成立するとの評価に基づいて四半期財務諸表を作成するときは、規則第 21 条第 3 号に規定する当該重要な不確実性が認められる理由として、具体的な対応策が未定であること、4 に規定する対応策の対象期間を超えた期間についても継続企業の前提が成立すると評価した理由等を含めて記載することに留意する。
  - 6 四半期貸借対照表日後に継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が発生した場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められ、四半期会計期間が属する事業年度（当該四半期会計期間以前の期間を除く。）以降の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼすときは、当該重要な不確実性の存在は規則第 8 条に規定する重要な後発事象に該当することに留意する。

## 〔四半期レビュー基準〕（企業会計審議会（2019 年 9 月 3 日））

### 第二 実施基準

1～8 （略）

#### 9 継続企業の前提

監査人は、前会計期間の決算日において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在し、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められた場合には、当該事象又は状況の変化並びにこれらに係る経営者の評価及び対応策の変更について質問しなければならない。

また、監査人は、前会計期間の決算日において、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められなかったものの、当四半期会計期間において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を認めた場合には、経営者に対し、経営者による評価及び対応策を含め継続企業の前提に関する開示の要否について質問しなければならない。

これらの質問の結果、監査人は、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められると判断した場合には、継続企業の前提に関する事項について、四半期財務諸表において、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうかに関し、追加的な質問や関係書類の閲覧等の追加的な手続を実施して、検討しなければならない。

10～12（略）

MEMO



#### 作成にあたってのポイント

- ① 前連結会計年度の連結財務諸表又は前四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表において注記した継続企業の前提に関する重要な不確実性が、当四半期連結会計期間の四半期連結貸借対照表日においても認められる場合には、四半期連結財務諸表ガイドライン 27 において準用する四半期財務諸表ガイドライン 21 に定められているように、当四半期連結会計期間の四半期連結貸借対照表日までの期間における当該重要な不確実性の変化も含めて記載することとされています。また、当該重要な不確実性に特段の変化がない場合は、前連結会計年度又は前四半期連結会計期間の注記を踏まえる必要がある（例えば、前連結会計年度の末日に当該注記を行った場合であって、当四半期連結会計期間の末日までに当該重要な不確実性に特段の変化がないときは、当初に行った注記の内容を基に、当四半期連結会計期間が属する連結会計年度の末日までの期間に対応した内容を記載する必要がある。）とされていますので、ご留意ください。
- ② 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策については、少なくとも翌四半期連結会計期間の末日までを対象とした対応策を記載する必要があることにご留意ください（①において前連結会計年度又は前四半期連結会計期間の注記を踏まえる必要がある場合を除く。）。
- ③ 前連結会計年度又は前四半期連結会計期間の決算日における継続企業の前提に関する重要な不確実性に大きな変化があった場合、若しくは前連結会計年度又は前四半期連結会計期間の決算日において継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められなかったものの、当四半期連結会計期間に継続企業の前提に関する重要な不確実性が新たに認められることとなった場合であって、当四半期連結会計期間の末日から 1 年にわたって継続企業の前提が成立するとの評価に基づいて四半期連結財務諸表を作成するときは、当該重要な不確実性が認められる理由として、具体的な対応策が未定であること、②に記載する対応策の対象期間を超えた期間についても継続企業の前提が成立すると評価した理由等を含めて記載することにご留意ください。
- ④ 前連結会計年度又は前四半期連結会計期間の決算日に継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められたが、当四半期連結会計期間において認められない場合は、当四半期連結会計期間に係る記載は不要となります。なお、重要な不確実性が認められなくなった経緯や対応策などの具体的な説明は、「事業等のリスク」などの項目で記載することが望ましいと思われまます。
- ⑤ 継続企業の前提に関する重要な不確実性は、様々なケースが考えられ、それに応じて記載内容も異なってくることから、表題については、その内容を適切に表示する期間を記載することが望ましいと思われまます（例えば、第 2 四半期では、「当第 2 四半期連結会計期間」に代えて、「当第 2 四半期連結累計期間」他）。

MEMO

## 〔四半期連結財規〕

### (適用の特例)

第1条の2 法第2条第1項第5号又は第9号に掲げる有価証券の発行者（同条第5項に規定する発行者をいう。次条において同じ。）のうち、次に掲げる要件の全てを満たす株式会社（以下「指定国際会計基準特定会社」という。）が提出する四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、第6章第1節の定めるところによることができる。

一 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

イ 法第5条第1項の規定に基づき提出した有価証券届出書（当四半期連結会計期間の属する連結会計年度の直前の連結会計年度（以下「前連結会計年度」という。）に係る連結財務諸表（連結財務諸表規則第1条第1項に規定する書類をいう。以下同じ。）を記載している場合に限る。次条第1号イにおいて同じ。）又は法第24条第1項若しくは第3項の規定に基づき提出した有価証券報告書（前連結会計年度に係る連結財務諸表を記載している場合に限る。次条第1号イにおいて同じ。）において、連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに係る記載を行っていること。

ロ 法第5条第1項の規定に基づき提出する有価証券届出書又は法第24条の4の7第1項若しくは第2項の規定に基づき提出する四半期報告書において、四半期連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに係る記載を行っていること。

二 指定国際会計基準に関する十分な知識を有する役員又は使用人を置いており、指定国際会計基準に基づいて四半期連結財務諸表を適正に作成することができる体制を整備していること。

第1条の3 法第2条第1項第5号又は第9号に掲げる有価証券の発行者のうち、次に掲げる要件の全てを満たす株式会社（以下「修正国際基準特定会社」という。）が提出する四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、第6章第2節の定めるところによることができる。

一 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

イ 法第5条第1項の規定に基づき提出した有価証券届出書又は法第24条第1項若しくは第3項の規定に基づき提出した有価証券報告書において、連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに係る記載を行っていること。

ロ 法第5条第1項の規定に基づき提出する有価証券届出書又は法第24条の4の7第1項若しくは第2項の規定に基づき提出する四半期報告書において、四半期連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに係る記載を行っていること。

二 修正国際基準に関する十分な知識を有する役員又は使用人を置いており、修正国際基準に基づいて四半期連結財務諸表を適正に作成することができる体制を整備していること。

## 第6章 企業会計の基準の特例

### 第1節 指定国際会計基準

#### (指定国際会計基準に係る特例)

第93条 指定国際会計基準特定会社が提出する四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、指定国際会計基準に従うことができる。

#### (指定国際会計基準に関する注記)

第93条の2 指定国際会計基準に準拠して作成した四半期連結財務諸表には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一 指定国際会計基準が国際会計基準（連結財務諸表規則第93条に規定する国際会計基準をいう。以下この号及び次号において同じ。）と同一である場合には、国際会計基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成している旨

二 指定国際会計基準が国際会計基準と異なる場合には、指定国際会計基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成している旨

三 指定国際会計基準特定会社に該当する旨及びその理由

### 第2節 修正国際基準

#### (修正国際基準に係る特例)

第94条 修正国際基準特定会社が提出する四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、修正国際基準に従うことができる。

MEMO

(修正国際基準に関する注記)

第 94 条の 2 修正国際基準に準拠して作成した四半期連結財務諸表には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

- 一 修正国際基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成している旨
- 二 修正国際基準特定会社に該当する旨及びその理由

〔連結財規〕

(指定国際会計基準に係る特例)

第 93 条 指定国際会計基準特定会社が提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、指定国際会計基準（国際会計基準（国際的に共通した企業会計の基準として使用されることを目的とした企業会計の基準についての調査研究及び作成を業として行う団体であって第 1 条第 3 項各号に掲げる要件の全てを満たすものが作成及び公表を行った企業会計の基準のうち、金融庁長官が定めるものをいう。次条及び第 94 条において同じ。）のうち、公正かつ適正な手続の下に作成及び公表が行われたものと認められ、公正妥当な企業会計の基準として認められることが見込まれるものとして金融庁長官が定めるものに限る。次条において同じ。）に従うことができる。

〔四半期財規〕

(適用の特例)

第 1 条の 2 法第 2 条第 1 項第 5 号又は第 9 号に掲げる有価証券の発行者（同条第 5 項に規定する発行者をいう。）のうち、次に掲げる要件の全てを満たす株式会社（以下「指定国際会計基準特定会社」という。）が提出する四半期財務諸表の用語、様式及び作成方法は、第 6 章の定めるところによることができる。

- 一、二 (略)

第 6 章 指定国際会計基準特定会社の四半期財務諸表

(指定国際会計基準特定会社の四半期財務諸表の作成基準)

第 83 条 指定国際会計基準特定会社が提出する四半期財務諸表の用語、様式及び作成方法は、前各章の規定による。

2 指定国際会計基準特定会社は、前項の規定により作成した四半期財務諸表のほか、指定国際会計基準によって四半期財務諸表を作成することができる。

(会計基準の特例に関する注記)

第 84 条 指定国際会計基準に準拠して作成した四半期財務諸表には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

- 一 指定国際会計基準が国際会計基準（連結財務諸表規則第 93 条に規定する国際会計基準をいう。以下この号及び次号において同じ。）と同一である場合には、国際会計基準に準拠して四半期財務諸表を作成している旨
- 二 指定国際会計基準が国際会計基準と異なる場合には、指定国際会計基準に準拠して四半期財務諸表を作成している旨
- 三 指定国際会計基準特定会社に該当する旨及びその理由

〔四半期連結財規ガイドライン〕

93 の 2-1 四半期連結財務諸表を国際会計基準第 34 号「期中財務報告」に準拠して作成している場合には、その旨を記載することに留意する。

93 の 2-2 四半期連結財務諸表を指定国際会計基準に定める国際会計基準第 34 号「期中財務報告」に準拠して作成している場合には、その旨を記載することに留意する。

94 の 2 四半期連結財務諸表を修正国際基準に定める国際会計基準第 34 号「期中財務報告」に準拠して作成している場合には、その旨を記載することに留意する。

〔四半期財規ガイドライン〕

84-1 四半期財務諸表を国際会計基準第 34 号「期中財務報告」に準拠して作成している場合には、その旨を記載することに留意する。

MEMO

84-2 四半期財務諸表を指定国際会計基準に定める国際会計基準第 34 号「期中財務報告」に準拠して作成している場合には、その旨を記載することに留意する。

#### 作成にあたってのポイント

(指定国際会計基準により四半期連結財務諸表等を作成している場合)

① 四半期連結財務諸表第 1 条の 2 に掲げる指定国際会計基準特定会社の要件を満たす会社は、四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法について、指定国際会計基準を適用することができます。また、第 1 四半期からのみでなく、各四半期から指定国際会計基準に基づく四半期連結財務諸表の作成が可能とされています。

なお、指定国際会計基準を適用した場合、四半期連結財務諸表第 93 条の 2 により「国際会計基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成している旨」等及び「指定国際会計基準特定会社に該当する旨及びその理由」の注記が求められていますので、ご注意ください。

② 四半期連結財務諸表を作成していない会社については、四半期財務諸表に掲げる指定国際会計基準特定会社の要件を満たせば、四半期財務諸表(第 1 章から第 5 章までの規定による。)により作成した四半期財務諸表に追加する形で、指定国際会計基準を適用して作成した四半期財務諸表を記載することができます。

(修正国際基準により四半期連結財務諸表等を作成している場合)

③ 四半期連結財務諸表第 1 条の 3 に掲げる修正国際基準特定会社の要件を満たす会社は、四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法について、修正国際基準を適用することができます。また、第 1 四半期からのみでなく、各四半期から修正国際基準に基づく四半期連結財務諸表の作成が可能とされています。

なお、修正国際基準を適用した場合、四半期連結財務諸表第 94 条の 2 により「修正国際基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成している旨」及び「修正国際基準特定会社に該当する旨及びその理由」の注記が求められていますので、ご注意ください。

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

記載事例

当第1四半期連結累計期間  
(自 ○年4月1日  
至 ○年6月30日)

(1) 連結の範囲の重要な変更

当第1四半期連結会計期間より、○○株式会社は.....  
.....のため、連結の範囲に含めている。

(2) 持分法適用の範囲の重要な変更

当第1四半期連結会計期間より、○○株式会社は.....  
.....のため、持分法適用の範囲に含めている。



〔四半期連結財規〕

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更に関する注記)

第10条 四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項のうち、連結の範囲又は持分法適用の範囲について、重要な変更を行った場合には、その旨及び変更の理由を注記しなければならない。

〔四半期連結財規ガイドライン〕

- 10 規則第10条の規定による注記については、次の点に留意する。
  - 1 四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項には、四半期連結財務諸表作成の基礎となっている各連結会社の四半期財務諸表の作成に係る会計方針を含むものとする。
  - 2 連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更は、会計方針の変更に該当しないことに留意する。
  - 3 連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更が、四半期連結会計期間の属する連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与えることが確実であると認められる場合には、当該連結財務諸表に重要な影響を与える旨及びその影響の概要を併せて注記するものとする。
  - 4 連結子会社の四半期会計期間の末日と四半期連結決算日との間に3ヵ月を超えない差異がある場合において、規則第9条本文の規定による四半期決算を行うか否かに係る変更を行ったときは、次に掲げる事項を注記するものとする。ただし、(3)に該当する事項は注記しないことができる。
    - (1) 当該変更を行った旨
    - (2) 当該変更の理由
    - (3) 当該変更が連結財務諸表に与えている影響
  - 5 連結子会社の決算日に変更があり、かつ、当該変更が四半期連結財務諸表提出会社の四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に重要な影響を与える場合には、当該変更があった旨及び当該変更の内容を注記するものとする。

(会計方針の変更等)

記載事例 (当第1四半期連結会計期間において「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を以下の前提で早期適用する場合)

- ・2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の累積的影響額を、適用初年度の期首の利益剰余金に加減するとともに、対応する金額を資本剰余金又はその他の包括利益累計額のうち、適切な区分に加減し、当該期首から新たな会計方針を適用する。
- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める、子会社に対する投資を売却した時の親会社の持分変動による差額に対する法人税等及び税効果(2022年改正適用指針第9項(3)、第30項、第31項及び第51項(3))の改正については、適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の累積的影響額を、適用初年度の期首の利益剰余金に加減するとともに、対応する金額を期首の資本剰余金に加減し、当該期首から新たな会計方針を適用する。

当第1四半期連結累計期間

(自 ○年4月1日

至 ○年6月30日)

(会計方針の変更)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用している。.....

(会計方針の変更の具体的な内容).....

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、.....(経過措置の概要を記載).....この結果、.....

(税金等調整前四半期純損益金額に対する影響額及びその他の重要な項目に対する影響額を記載).....

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当第1四半期連結会計期間の期首から適用している。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前年四半期及び前連結会計年度については遡及適用後の四半期連結財務諸表及び連結財務諸表となっている。この結果、.....(税金等調整前四半期純損益金額に対する前連結会計年度の対応する四半期連結累計期間における影響額及びその他の重要な項目に対する影響額(前連結会計年度の期首における純資産額に対する累積的影響額等)を記載).....

#### 〔四半期連結財規〕

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更に関する注記)

第10条の2 四半期財務諸表等規則第5条の規定は、会計基準等(財務諸表等規則第8条の3第1項本文に規定する会計基準等をいう。以下同じ。)の改正等(同項本文に規定する会計基準等の改正等をいう。次条において同じ。)に伴い会計方針の変更を行った場合について準用する。この場合において、同条中「税引前四半期純損益金額」とあるのは「税金等調整前四半期純損益金額」と、「事業年度」とあるのは「連結会計年度」と、「四半期累計期間」とあるのは「四半期連結累計期間」と、「四半期会計期間」とあるのは「四半期連結会計期間」と読み替えるものとする。

(会計基準等の改正等以外の正当な理由による会計方針の変更に関する注記)

第10条の3 四半期財務諸表等規則第5条の2の規定は、会計基準等の改正等以外の正当な理由により会計方針の変更を行った場合について準用する。この場合において、同条中「税引前四半期純損益金額」とあるのは「税金等調整前四半期純損益金額」と、「事業年度」とあるのは「連結会計年度」と、「四半期累計期間」とあるのは「四半期連結累計期間」と、「四半期会計期間」とあるのは「四半期連結会計期間」と読み替えるものとする。

#### 〔四半期財規〕

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更に関する注記)

第5条 会計基準等(財務諸表等規則第8条の3第1項本文に規定する会計基準等をいう。以下同じ。)の改正等(同項本文に規定する会計基準等の改正等をいう。次条において同じ。)に伴い重要な会計方針の変更を行った場合(当該会計基準等に遡及適用に係る経過措置が規定されていない場合に限る。)には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

- 一 当該会計基準等の名称
  - 二 当該会計方針の変更の内容
  - 三 税引前四半期純損益金額に対する前事業年度の対応する四半期累計期間における影響額及びその他の重要な項目に対する影響額
- 2 前項の規定にかかわらず、遡及適用に係る原則的な取扱い(財務諸表等規則第8条の3第2項本文に規定する遡及適用に係る原則的な取扱いをいう。以下同じ。)が実務上不可能な場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。
- 一 当該会計基準等の名称
  - 二 当該会計方針の変更の内容
  - 三 税引前四半期純損益金額に対する影響額及びその他の重要な項目に対する影響額
  - 四 遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由
  - 五 当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日
- 3 会計基準等に規定されている遡及適用に関する経過措置に従って会計処理を行った場合において、遡及適用を行っていないときは、次に掲げる事項を注記しなければならない。
- 一 当該会計基準等の名称
  - 二 当該会計方針の変更の内容
  - 三 当該経過措置に従って会計処理を行った旨及び当該経過措置の概要
  - 四 税引前四半期純損益金額に対する影響額及びその他の重要な項目に対する影響額
- 4 第2項第3号及び前項第4号に規定する影響額について、適時に、正確な影響額を算定することが困難な場合には、適当な方法により概算額を記載することができる。
- 5 第1項から第3項までの規定による注記は、会計方針の変更を行った四半期会計期間に係る事業年度に属する四半期会計期間において、記載しなければならない。

(会計基準等の改正等以外の正当な理由による会計方針の変更に関する注記)

第5条の2 第1・四半期会計期間に会計基準等の改正等以外の正当な理由により重要な会計方針の変更を行った場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

- 一 当該会計方針の変更の内容
  - 二 当該会計方針の変更を行った正当な理由
  - 三 税引前四半期純損益金額に対する前事業年度の対応する四半期累計期間における影響額及びその他の重要な項目に対する影響額
- 2 第2・四半期会計期間以降に会計基準等の改正等以外の正当な理由により重要な会計方針の変更を行った場合には、前項の規定による注記に加え、第2・四半期会計期間以降に会計方針の変更を行った旨及びその正当な理由を注記しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

記載事例（当第1四半期連結会計期間において、会計方針の変更を行い、遡及適用を行った場合）

当第1四半期連結累計期間

（自 ○年4月1日

至 ○年6月30日）

（会計方針の変更）

当社における、商品及び製品の評価方法は、従来、主として総平均法によっていたが、-----

-----  
（正当な理由を記載）-----

-----のため、当第1四半期連結会計期間より、先入先出法に変更した。当該会計方針の変更は遡及適用され、前年四半期及び前連結会計年度については遡及適用後の四半期連結財務諸表及び連結財務諸表となっている。

この結果、遡及適用を行う前と比べて、前第1四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれ XX 百万円増加している。また、前連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、利益剰余金の前期首残高は XX 百万円増加している。

- 一 当該会計方針の変更の内容
  - 二 当該会計方針の変更を行った正当な理由
  - 三 税引前四半期純損益金額に対する影響額及びその他の重要な項目に対する影響額
  - 四 遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由
  - 五 当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日
- 4 前項第 3 号に規定する影響額について、適時に、正確な影響額を算定することが困難な場合には、適当な方法により概算額を記載することができる。
  - 5 第 1 項から第 3 項までの規定による注記は、会計方針の変更を行った四半期会計期間に係る事業年度に属する四半期会計期間において、注記しなければならない。
  - 6 前事業年度の第 2・四半期会計期間以降に会計基準等の改正等以外の正当な理由により重要な会計方針の変更を行っており、かつ、当事業年度に属する四半期会計期間に係る四半期財務諸表に含まれる比較情報に適用した会計方針と前事業年度の対応する四半期会計期間に係る四半期財務諸表に適用した会計方針との間に相違がみられる場合には、その旨を注記しなければならない。

#### [四半期連結財規ガイドライン]

- 10-2 「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項（以下「四半期財務諸表等規則ガイドライン」という。）5の取扱いは、規則第 10 条の 2 及び第 10 条の 3 に規定する会計方針の変更に関する注記について準用する。

#### [四半期財規ガイドライン]

- 5 規則第 5 条及び第 5 条の 2 の規定の適用については、次の点に留意する。
  - 1 同一の四半期会計期間において複数の会計方針を変更した場合には、実務上可能な範囲において、会計方針の変更の内容ごとに、規則第 5 条及び第 5 条の 2 の規定を適用するものとする。ただし、当該会計方針の変更の内容ごとに影響額を区分することが困難な場合には、その旨を記載するものとする。
  - 2 規則第 5 条第 1 項第 3 号及び第 5 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する税引前四半期純損益金額に対する前事業年度の対応する四半期累計期間における影響額とは、遡及適用（規則第 3 条第 39 号に規定する「遡及適用」をいう。以下同じ。）を行った場合において、当四半期累計期間に係る四半期損益計算書に含まれる比較情報に計上された税引前四半期純損益金額と、前事業年度の対応する四半期累計期間に係る四半期損益計算書に計上された税引前四半期純損益金額との差額をいうものとする。
  - 3 規則第 5 条第 1 項第 3 号及び第 5 条の 2 第 1 項第 3 号に規定するその他の重要な項目に対する影響額とは、前事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額等をいうものとする。
  - 4 規則第 5 条第 2 項第 3 号及び第 5 条の 2 第 3 項第 3 号に規定する税引前四半期純損益金額に対する影響額とは、
    - (1) 及び (2) に掲げる金額をいうものとする。
      - (1) 当事業年度の期首における遡及適用による累積的影響額を算定することができ、かつ、前事業年度の期首における累積的影響額を算定することが実務上不可能な場合  
当四半期累計期間に係る四半期損益計算書に計上された税引前四半期純損益金額と、変更前の会計方針を当四半期累計期間に適用した場合において計上されるべき税引前四半期純損益金額との差額
      - (2) 当事業年度の期首における遡及適用による累積的影響額を算定することが実務上不可能な場合には次に掲げる事項
        - ① 前事業年度の期首以前から変更後の会計方針を適用したとき 当四半期累計期間に係る四半期損益計算書に含まれる比較情報に計上された税引前四半期純損益金額と、前事業年度の対応する四半期累計期間に係る四半期損益計算書に計上された税引前四半期純損益金額との差額
        - ② 当事業年度の期首から変更後の会計方針を適用したとき 当四半期累計期間に係る四半期損益計算書に計上された税引前四半期純損益金額と、変更前の会計方針を当四半期累計期間に適用した場合において計上されるべき税引前四半期純損益金額との差額
        - ③ 前事業年度の期中から変更後の会計方針を適用したとき 当四半期累計期間に係る四半期財務諸表に含まれる比較情報に計上された税引前四半期純損益金額と、前事業年度の対応する四半期累計期間に係る四半期損益計算書に計上された税引前四半期純損益金額との差額、及び当四半期累計期間に係る四半期損益計算書に計上された税引前四半期純損益金額と、変更前の会計方針を当四半期累計期間に適用した場合において計上されるべき税引前四半期純損益金額との差額
- 5 規則第 5 条第 3 項に規定する事項の注記に際しては、会計基準等に規定された遡及適用に関する経過措置の内容に応じて、必要な事項を記載するものとする。

記載事例（当第1四半期連結会計期間において、会計上の見積りの変更を行った場合）

当第1四半期連結累計期間 （自 ○年4月1日 至 ○年6月30日）
（会計上の見積りの変更） 当社が保有する備品Xは、従来、耐用年数を10年として減価償却を行ってきたが、当第1四半期連結会計期間において、.....（変更の内容を記載）..... .....のため、耐用年数を6年に見直し、将来にわたり変更している。 これにより、従来の方法に比べて、当第1四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれXX百万円減少している。

記載事例（当第1四半期連結会計期間において会計方針の変更を行ったが、会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合）

当第1四半期連結累計期間 （自 ○年4月1日 至 ○年6月30日）
（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更） 従来、定額法を採用していた当社の○○工場の機械装置及び運搬具について、..... .....（正当な理由を記載）..... .....のため、当第1四半期連結会計期間より、定率法に変更した。これにより、従来の方法と比べて、当第1四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益がXX百万円減少している。

#### [四半期連結財規]

(会計上の見積りの変更に関する注記)

第10条の4 四半期財務諸表等規則第5条の3の規定は、会計上の見積りについて重要な変更を行った場合について準用する。この場合において、同条中「税引前四半期純損益金額」とあるのは「税金等調整前四半期純損益金額」と、「四半期会計期間」とあるのは「四半期連結会計期間」と、「事業年度」とあるのは「連結会計年度」と読み替えるものとする。

(会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合の注記)

第10条の5 四半期財務諸表等規則第5条の4の規定は、重要な会計方針の変更を行った場合において、当該重要な会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合について準用する。この場合において、同条中「四半期会計期間」とあるのは「四半期連結会計期間」と、「税引前四半期純損益金額」とあるのは「税金等調整前四半期純損益金額」と読み替えるものとする。

#### [四半期財規]

(会計上の見積りの変更に関する注記)

第5条の3 会計上の見積りについて重要な変更を行った場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

- 一 当該会計上の見積りの変更の内容
  - 二 税引前四半期純損益金額に対する影響額及びその他の重要な項目に対する影響額
- 2 前項第2号に規定する影響額について、適時に、正確な影響額を算定することが困難な場合には、適当な方法により概算額を記載することができる。
- 3 第1項の規定による注記は、会計上の見積りについて重要な変更を行った四半期会計期間に係る事業年度に属する四半期会計期間において、記載しなければならない。

(会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合の注記)

第5条の4 第1・四半期会計期間に重要な会計方針の変更を行った場合において、当該重要な会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難なときは、次に掲げる事項を注記しなければならない。

- 一 当該会計方針の変更の内容
  - 二 当該会計方針の変更を行った正当な理由
  - 三 税引前四半期純損益金額に対する影響額及びその他の重要な項目に対する影響額
- 2 第2・四半期会計期間以降に重要な会計方針の変更を行った場合において、当該重要な会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難なときは、前項の規定による注記に加え、第2・四半期会計期間以降に会計方針の変更を行った旨及びその正当な理由を注記しなければならない。
- 3 第1項第3号に規定する影響額について、適時に、正確な影響額を算定することが困難な場合には、適当な方法により概算額を記載することができる。
- 4 第1項及び第2項の規定による注記は、重要な会計方針の変更を行った四半期会計期間に係る事業年度に属する四半期会計期間において、記載しなければならない。

MEMO



#### 作成にあたってのポイント

① 会計基準等の改正等以外の正当な理由により会計方針を変更しており、遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な場合は、以下の注記をすることとなります。

- ・ 会計方針の変更の内容
- ・ 会計方針の変更を行った正当な理由
- ・ 税金等調整前四半期純損益金額に対する影響額及びその他の重要な項目に対する影響額
- ・ 遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由
- ・ 会計方針の変更の適用方法及び適用開始日

なお、当連結会計年度の期首における遡及適用による累積的影響額を算定することが実務上可能かどうか、また、いつから変更後の会計方針を適用したかによって、記載する影響額は異なってきますので、ご注意ください。

② 会計基準等の改正時における会計方針の変更は遡及適用が原則となりますが、当該会計基準等に遡及適用に係る経過措置が規定されている場合は、その取扱いが優先して適用されます。なお、経過措置に従って会計処理を行った場合は、その旨及び経過措置の概要等、所定の事項を記載することとなります。

③ 前第2四半期連結会計期間以降に会計基準等の改正等以外の正当な理由により重要な会計方針の変更を行っており、当年度に比較情報として開示される前第1四半期連結会計期間（又は前第2四半期連結会計期間）に適用した会計方針と、前年度に開示した第1四半期連結会計期間（又は第2四半期連結会計期間）に適用した会計方針に相違がみられる場合は、その旨を注記する必要があります。

④ 減価償却方法は会計方針として位置づけられますが、減価償却方法の変更は、会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合に該当します。したがって、減価償却方法の変更を行った場合は、遡及適用は求められませんが、四半期連結財規第10条の5（四半期財規第5条の4を準用）の注記が求められます。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

記載事例

	当第1四半期連結累計期間 (自 ○年4月1日 至 ○年6月30日)
原価差異の繰延処理	季節的に変動する操業度により発生した原価差異は、原価計算期間末までにほぼ解消が見込まれるため、当該原価差異を流動資産(その他)として繰り延べている。

記載事例

	当第1四半期連結累計期間 (自 ○年4月1日 至 ○年6月30日)
税金費用の計算	税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算している。

〔四半期連結財規〕

(四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理に関する注記)

第 12 条 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理を適用した場合には、その旨及びその内容を注記しなければならない。ただし、重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

〔四半期連結財規ガイドライン〕

12 規則第 12 条に規定する四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理とは、「四半期財務諸表に関する会計基準」にいう四半期特有の会計処理（原価差異の繰延処理及び税金費用の計算）をいうものとする。

作成にあたってのポイント

- ① 「原価差異の繰延処理」の記載事例は、原価差異が借方差異（不利差異）である場合を想定しています。原価差異が貸方差異（有利差異）であった場合は、流動負債として繰り延べることになると考えられます。
- ② 四半期特有の会計処理は選択することのできる条件を満たした場合であっても、必ずしもこれを採用しなければならないことはなく、継続適用を条件として年度決算と同様の方法と四半期特有の会計処理とのいずれかを選択して適用することができます。したがって、四半期特有の会計処理として認められている方法はいずれも会計方針と考えられ、それを変更した場合には会計方針の変更に該当することになります。

なお、四半期特有の会計処理のうち、「原価差異の繰延処理」については、一定の条件を満たさなくなった場合には選択することができないとされているため、従来これらの方法を採用していたが、一定の条件を満たさなくなったことにより年度と同様の方法に変更した場合には、会計方針の変更に該当しないと考えられます。

(財政状態、経営成績又はキャッシュ・フローの状況に関する事項で、企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の判断に影響を与えると認められる重要なもの)

(記載事例の省略)

#### 〔四半期連結財規〕

##### (連結の範囲)

第 5 条 四半期連結財務諸表提出会社は、そのすべての子会社を連結の範囲に含めなければならない。ただし、次の各号の一に該当する子会社は、連結の範囲に含めないものとする。

- 一 財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。）に対する支配が一時的であると認められる子会社
  - 二 連結の範囲に含めることにより四半期連結財務諸表提出会社の利害関係人の判断を著しく誤らせるおそれがあると認められる子会社
- 2 前項の規定により連結の範囲に含めるべき子会社のうち、その資産、売上高（役務収益を含む。以下同じ。）、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性の乏しいものは、連結の範囲から除くことができる。
- 3 次に掲げる会社等（会社、組合その他これらに類する事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下同じ。）の財政状態、経営成績又はキャッシュ・フローの状況に関する事項で、当該企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の判断に影響を与えると認められる重要なものがある場合には、その内容を四半期連結財務諸表に注記しなければならない。
- 一 第 1 項ただし書の規定により連結の範囲から除かれた子会社
  - 二 四半期連結財務諸表提出会社が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等のうち、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等その他これらに準ずる会社等であって、かつ、有効な支配従属関係が存在しないと認められることにより子会社に該当しない会社等

#### 〔四半期連結財規ガイドライン〕

5-3 連結財務諸表規則ガイドライン 5-3 の取扱いは、規則第 5 条第 3 項に規定する事項について準用する。

#### 〔連結財規ガイドライン〕

5-3 規則第 5 条第 3 項に規定する当該企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の判断に影響を与えると認められる重要なものがある場合とは、同項第 1 号及び第 2 号に掲げる会社等の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況からみて、連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に対する負担になると見込まれるもので重要なものがある場合をいう。この場合において、同項の規定による注記は、例えば、当該会社等が更生会社であるときは、更生手続の遂行の状況及び当該会社等の財政の状態等が連結会社の当該子会社に対する投資又は債権等に与える影響等を、当該会社等が破産会社であるときは、破産手続の進行の状況及び残余財産の分配等の連結会社への影響等を記載するものとする。

#### 作成にあたってのポイント

四半期連結財規第 5 条第 3 項各号に掲げられた会社等の財政状態、経営成績又はキャッシュ・フローの状況に関する事項で、当該企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の判断に影響を与えると認められる重要なものがある場合には、その内容を四半期連結財務諸表に注記しなければならないとされています。

(追加情報)

(記載事例の省略)

〔四半期連結財規〕

(追加情報の注記)

第 14 条 この規則において特に定める注記のほか、四半期連結財務諸表提出会社の利害関係人が、四半期連結財務諸表に係る四半期連結会計期間が属する連結会計年度に関する企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する適正な判断を行うために必要と認められる事項があるときは、当該事項を注記しなければならない。

〔四半期連結財規ガイドライン〕

14 規則第 14 条に規定する事項には、指定法人にあつては規則第 78 条及び第 78 条の 2 の規定により注記することとされている事項に相当する事項が含まれることに留意する。

作成にあたってのポイント

四半期連結財規において特に定める注記のほか、四半期連結財務諸表提出会社の利害関係人が、四半期連結財務諸表に係る四半期連結会計期間が属する連結会計年度に関する企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する適正な判断を行うために必要と認められる事項があるときは、当該事項を注記しなければならないとされています。

(四半期連結貸借対照表関係)

記載事例

- 1 保証債務  
連結会社以外の会社の金融機関等からの借入に対し、債務保証を行っている。

	前連結会計年度 (○年3月31日)		当第1四半期連結会計期間 (○年6月30日)
(株)〇〇〇	XXX 百万円	(株)〇〇〇	XXX 百万円
(株)〇〇〇	XXX 百万円	(株)〇〇〇	XXX 百万円
(株)〇〇〇	XXX 百万円	(株)〇〇〇	XXX 百万円
計	XXX 百万円	計	XXX 百万円

- 2 受取手形割引高及び受取手形裏書譲渡高

	前連結会計年度 (○年3月31日)		当第1四半期連結会計期間 (○年6月30日)
受取手形割引高	X,XXX 百万円		X,XXX 百万円
受取手形裏書譲渡高	X,XXX 百万円		X,XXX 百万円

記載事例 (流動資産及び投資その他の資産に係る引当金を各資産の金額から直接控除して表示している場合)

※○ 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額

	前連結会計年度 (○年3月31日)		当第1四半期連結会計期間 (○年6月30日)
流動資産	XXX 百万円		XXX 百万円
投資その他の資産	XXX 百万円		XXX 百万円



〔四半期連結貸借対照表の注記事項に関する主な四半期連結財規の規定〕

項目	四半期連結財規
注記の方法	第 28 条
流動資産・投資その他の資産に係る引当金の表示	第 36 条（財規第 20 条（第 3 項を除く。）を準用）、第 43 条（財規第 20 条（第 3 項を除く。）を準用）
偶発債務の注記	第 51 条

〔四半期連結財規ガイドライン〕

51 財務諸表等規則ガイドライン 58 の取扱いは、規則第 51 条に規定する偶発債務の注記について準用する。

〔財規ガイドライン〕

58 規則第 58 条の規定による注記に際しては、次の点に留意する。

- 1 当該偶発債務の内容（債務の保証（債務の保証と同様の効果を有するものを含む。）については、その種類及び保証先等、係争事件に係る賠償義務については、当該事件の概要及び相手方等）を示し、その金額を記載するものとする。
- 2 受取手形及びその他の手形の割引高又は裏書譲渡高は、割引に付し又は裏書譲渡した当該手形の額面金額を記載するものとする。
- 3 譲渡記録により電子記録債権を譲渡する際（金融資産の消滅を認識する場合に限る。）に、保証記録も行っている場合には 2 に準じて注記するものとする。

(四半期連結損益計算書関係)

記載事例 (著しい季節的変動がある場合)

前第1四半期連結累計期間 (自 ○年4月1日 至 ○年6月30日) 及び当第1四半期連結累計期間 (自 ○年4月1日 至 ○年6月30日)

当社グループでは、主として夏季に集中して需要が発生する製品の組み立てを行っているため、通常、第1四半期連結累計期間の売上高は他の四半期連結会計期間の売上高と比べ著しく高くなっている。

〔四半期連結損益計算書の注記事項に関する主な四半期連結財規の規定〕

項目	四半期連結財規
販売費及び一般管理費の表示方法	第 69 条
1 株当たり四半期純損益金額に関する注記	第 78 条
潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額に関する注記	第 78 条の 2 (四半期財規第 70 条の 2 を準用)
売上高又は営業費用に著しい季節的変動がある場合の注記	第 81 条

〔四半期連結財規〕

(販売費及び一般管理費の表示方法)

第 69 条 販売費及び一般管理費は、適当と認められる費目に分類し、当該費用を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、販売費の科目若しくは一般管理費の科目又は販売費及び一般管理費の科目に一括して掲記し、その主要な費目及びその金額を注記することを妨げない。

2 前項ただし書に規定する主要な費目とは、退職給付費用及び引当金繰入額（これらの費目のうちその金額が少額であるものを除く。）並びにこれら以外の費目でその金額が販売費及び一般管理費の合計額の 100 分の 20 を超える費用又は販売費及び一般管理費の合計額の 100 分の 20 以下であっても区分して表示することが適切と認められる費用をいう。

3 第 1 項の規定にかかわらず、第 1・四半期連結累計期間及び第 3・四半期連結累計期間並びに四半期連結会計期間においては、販売費及び一般管理費について、販売費の科目若しくは一般管理費の科目又は販売費及び一般管理費の科目に一括して掲記することができる。この場合において、販売費又は一般管理費の費目及びその金額については、注記することを要しない。

(売上高又は営業費用に著しい季節的変動がある場合の注記)

第 81 条 事業の性質上、売上高又は営業費用（売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計をいう。）に著しい季節的変動がある場合には、四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書において、その状況を注記しなければならない。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

記載事例 (四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成していない場合)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していない。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりである。

	前第1四半期連結累計期間 (自〇年4月1日 至〇年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自〇年4月1日 至〇年6月30日)
減価償却費	XXX百万円	XXX百万円
のれんの償却額	XXX百万円	XXX百万円

〔四半期連結財規〕

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しない場合の注記)

第 27 条の 2 第 1・四半期連結累計期間及び第 3・四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しない場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

- 一 当四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）
- 二 当四半期連結累計期間に係るのれんの償却額

〔四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（平成 23 年内閣府令第 10 号）〕

附 則

第 1 条 この府令は、平成 23 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第 2 条 (略)

2～4 (略)

5 施行日以後に開始する連結会計年度の開始の日に、負ののれんの未償却残高がある場合において、新四半期連結財務諸表規則第 27 条の 2 本文の規定に基づき第 1・四半期連結累計期間及び第 3・四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しないときは、当該第 1・四半期連結累計期間及び第 3・四半期連結累計期間に係る負ののれんの償却額を注記しなければならない。

作成にあたってのポイント

第 1 四半期連結累計期間及び第 3 四半期連結累計期間において四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しない場合は、重要性が乏しいものを除き、当四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれんの償却額を注記し、また、2011 年 4 月 1 日以後に開始する連結会計年度の開始の日に負ののれんの未償却残高がある場合は、当四半期連結累計期間に係る負ののれんの償却額を注記することとなりますので、ご留意ください。

(株主資本等関係)

記載事例

I 前第1四半期連結累計期間(自 ○年4月1日 至 ○年6月30日)

(記載事例の省略)

II 当第1四半期連結累計期間(自 ○年4月1日 至 ○年6月30日)

1. 配当金支払額

(例1:文章による方法)

○年6月XX日の定時株主総会において、次のとおり決議している。

・普通株式の配当に関する事項

①	配当金の総額	XX百万円
②	1株当たり配当額	XX円
③	基準日	○年3月31日
④	効力発生日	○年6月XX日
⑤	配当の原資	利益剰余金

・A種株式の配当に関する事項

①	配当金の総額	XX百万円
②	1株当たり配当額	XX円
③	基準日	○年3月31日
④	効力発生日	○年6月XX日
⑤	配当の原資	利益剰余金

(例2:表による方法)

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
○年6月XX日 定時株主総会	普通株式	XX百万円	XX円	○年 3月31日	○年 6月XX日	利益剰余金
○年6月XX日 定時株主総会	A種株式	XX百万円	XX円	○年 3月31日	○年 6月XX日	利益剰余金

〔四半期連結財規〕

(配当に関する注記)

第 91 条 当四半期連結会計期間における四半期連結累計期間において行われた配当については、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。

- 一 配当財産が金銭の場合には、株式の種類ごとの配当金の総額、1 株当たり配当額、基準日、効力発生日及び配当の原資
- 二 配当財産が金銭以外の場合には、株式の種類ごとの配当財産の種類及び帳簿価額、1 株当たり配当額、基準日、効力発生日並びに配当の原資
- 三 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるものについては、前 2 号に定める事項に準ずる事項

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

第 92 条 株主資本の金額に、前連結会計年度末に比して著しい変動があった場合には、主な変動事由を注記しなければならない。

〔四半期連結財規ガイドライン〕

92 規則第 92 条に規定する「主な変動事由」とは、例えば、次に掲げるものをいう。なお、主な変動事由の金額を記載する場合には、概算額によることを妨げない。

- 1 新株の発行又は自己株式の処分
- 2 剰余金（その他資本剰余金又はその他利益剰余金）の配当  
ただし、配当に関する注記を参照することとした場合には、省略することを妨げない。
- 3 自己株式の取得
- 4 自己株式の消却
- 5 企業結合（合併、会社分割、株式交換、株式移転など）による増加又は分割型の会社分割による減少
- 6 連結範囲の変動又は持分法の適用範囲の変動（連結子会社又は持分法適用会社の増加又は減少）

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

(例1：文章による方法)

○年7月XX日開催の取締役会において、次のとおり決議している。

・普通株式の配当に関する事項

①	配当金の総額	XX百万円
②	1株当たり配当額	XX円
③	基準日	○年6月30日
④	効力発生日	○年8月XX日
⑤	配当の原資	利益剰余金

・A種株式の配当に関する事項

①	配当金の総額	XX百万円
②	1株当たり配当額	XX円
③	基準日	○年6月30日
④	効力発生日	○年8月XX日
⑤	配当の原資	利益剰余金

(例2：表による方法)

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
○年7月XX日 取締役会	普通株式	XX百万円	XX円	○年 6月30日	○年 8月XX日	利益剰余金
○年7月XX日 取締役会	A種株式	XX百万円	XX円	○年 6月30日	○年 8月XX日	利益剰余金

記載事例（株主資本の金額が前連結会計年度末に比べて著しい変動がある場合）

3. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、○年5月XX日付で、株式会社○○から第三者割当増資の払い込みを受けた。この結果、当第1四半期連結累計期間において資本金がXXX百万円、資本準備金がXXX百万円増加し、当第1四半期連結会計期間末において資本金がX,XXX百万円、資本準備金がX,XXX百万円となっている。



**作成にあたってのポイント**

支配の変動を伴わない子会社株式の追加取得・一部売却、子会社の時価発行増資等により、前連結会計年度末から資本剰余金の重要な変動が生じた場合については、前連結会計年度末から株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記の対象と考えられます。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

記載事例 (製品・サービス別に報告セグメントを記載する場合)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間 (自 ○年4月1日 至 ○年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント					その他 (注)	合計
	自動車 部品	船舶	ソフト ウェア	電子	計		
売上高							
外部顧客への売上高	XXX	XXX	XXX	XXX	X,XXX	XX	X,XXX
セグメント間の内部 売上高又は振替高	XX	XX	XX	XX	XX	X	XX
計	XXX	XXX	XXX	XXX	X,XXX	XX	X,XXX
セグメント利益	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	X	XXX

(注)「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産事業、電子機器レンタル事業、ソフトウェア・コンサルティング事業及び倉庫リース事業等を含んでいる。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容 (差異調整に関する事項)

(単位:百万円)

利益	金額
報告セグメント計	XXX
「その他」の区分の利益	X
セグメント間取引消去	△XX
のれんの償却額	△XX
全社費用 (注)	△XX
棚卸資産の調整額	△XX
四半期連結損益計算書の営業利益	XXX

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費及び技術試験費である。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「自動車部品」セグメントにおいて.....  
.....。なお、当該減損損失の計上額は、当第1四半期連結累計期間においてはXX百万円である。

(のれんの金額の重要な変動)

「船舶」セグメントにおいて.....  
.....。なお、当該事象によるのれんの増加額は、当第1四半期連結累計期間においてはXX百万円である。

(重要な負ののれん発生益)

「ソフトウェア」セグメントにおいて.....  
.....。なお、当該事象による負ののれん発生益の計上額は、当第1四半期連結累計期間においてはXX百万円である。

〔四半期連結財規〕

(セグメント情報等の注記)

第 15 条 企業を構成する一定の単位（以下「報告セグメント」という。）に関する情報（以下「セグメント情報」という。）については、次に掲げる事項を様式第一号に定めるところにより注記しなければならない。

- 一 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額
  - 二 前号に掲げる利益又は損失の金額の合計額と当該項目に相当する科目ごとの四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容
  - 三 報告セグメントごとの資産の金額が変動する要因となった事象の概要（前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる場合に限る。）
- 2 当四半期連結会計期間（当連結会計年度に属する四半期連結会計期間のうち当四半期連結会計期間前のものを含む。）において報告セグメントの変更又は報告セグメントに係る利益若しくは損失の金額の算定方法（次項及び第 4 項において「報告セグメントに係る算定方法」という。）の重要な変更があった場合には、その内容を注記しなければならない。
  - 3 当連結会計年度の第 2・四半期連結会計期間以降において報告セグメントの変更又は報告セグメントに係る算定方法の重要な変更があった場合には、前項の規定による注記に加え、第 2・四半期連結会計期間以降に変更した旨及びその理由を注記しなければならない。
  - 4 前連結会計年度において報告セグメントの変更又は報告セグメントに係る算定方法の重要な変更があり、かつ、前連結会計年度の対応する四半期連結会計期間における報告セグメント又は報告セグメントに係る算定方法と当四半期連結会計期間におけるこれらの事項との間に相違がみられる場合には、その旨並びに前連結会計年度の対応する四半期連結累計期間に係る第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる金額（当四半期連結会計期間における報告セグメント及び報告セグメントに係る算定方法に基づいて算定したものに限り。）を注記しなければならない。
  - 5 前項の場合において、正確な金額を算定することが困難なときは、同項に規定する金額に代えて、適当な方法により概算額を注記することができる。ただし、金額を算定することが困難な場合には、同項に規定する金額に代えて、その旨及びその理由を注記することができる。
  - 6 当四半期連結会計期間において、固定資産に係る重要な減損損失を認識した場合、のれんの金額に重要な変動が生じた場合又は重要な負ののれん発生益を認識した場合には、報告セグメントごとにその概要を注記しなければならない。

II 当第1四半期連結累計期間（自〇年4月1日 至 〇年6月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	報告セグメント					その他 (注)	合計
	自動車 部品	船舶	ソフト ウェア	電子	計		
売上高							
外部顧客への売上高	XXX	XXX	XXX	XXX	X,XXX	XX	X,XXX
セグメント間の内部 売上高又は振替高	XX	XX	XX	XX	XX	X	XX
計	XXX	XXX	XXX	XXX	X,XXX	XX	X,XXX
セグメント利益	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	X	XXX

（注）「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産事業、電子機器レンタル事業、ソフトウェア・コンサルティング事業及び倉庫リース事業等を含んでいる。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：百万円）

利益	金額
報告セグメント計	XXX
「その他」の区分の利益	X
セグメント間取引消去	△XX
のれんの償却額	△XX
全社費用（注）	△XX
棚卸資産の調整額	△XX
四半期連結損益計算書の営業利益	XXX

（注）全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費及び技術試験費である。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

（固定資産に係る重要な減損損失）

「自動車部品」セグメントにおいて.....  
.....。なお、当該減損損失の計上額は、当第1四半期連結累計期間においてはXX百万円である。

（のれんの金額の重要な変動）

「船舶」セグメントにおいて.....  
.....。なお、当該事象によるのれんの増加額は、当第1四半期連結累計期間においてはXX百万円である。

（重要な負ののれん発生益）

「ソフトウェア」セグメントにおいて.....  
.....。なお、当該事象による負ののれん発生益の計上額は、当第1四半期連結累計期間においてはXX百万円である。

〔四半期連結財規〕

様式第一号【セグメント情報】

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位： 円)

	……	……	……	……	その他	合計
売上高						
外部顧客への売上高	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント間の内部売上高又は振替高	×××	×××	×××	×××	×××	×××
計	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント利益又は損失(△)	×××	×××	×××	×××	×××	×××

2. 報告セグメントごとの資産に関する情報

3. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

4. 報告セグメントの変更等に関する事項

5. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(記載上の注意)

- この様式において「事業セグメント」とは、連結財務諸表規則様式第一号記載上の注意 1.に規定する事業セグメント(同記載上の注意 2.により事業セグメントとするものを含む。以下この様式において同じ。)をいう。
- この様式において記載すべき「報告セグメント」の一定の単位は、連結財務諸表規則様式第一号記載上の注意 3.に規定するもの(同記載上の注意 4.及び 5.により報告セグメントとするものを含む。以下この様式において同じ。)とする。ただし、同記載上の注意 5.中「連結損益計算書」とあるのは、「四半期連結損益計算書」と読み替えるものとする。
- 「1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報」には、最高経営意思決定機関が各セグメント(企業を構成する単位をいう。)に配分すべき資源に関する意思決定を行い、かつ、業績を評価するために、最高経営意思決定機関に提供される金額に基づき、次に掲げる金額を記載すること。なお、前四半期連結会計期間及び当四半期連結会計期間に係る「1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報」については、省略することができる。
  - 報告セグメントごとの利益又は損失
  - 報告セグメントごとの売上高に関する次に掲げる金額(報告セグメントの利益若しくは損失の金額の算定に当該項目が含まれている場合又は当該項目に係る事業セグメント別の情報が最高経営意思決定機関に対して定期的に提供され、かつ、使用されている場合に限る。)
    - 外部顧客への売上高
    - 事業セグメント間の内部売上高又は振替高
- 3.において、(2)①及び②に掲げる金額については、これらの金額に区分せずに報告セグメントごとの売上高を記載することができる。
- 「2. 報告セグメントごとの資産に関する情報」には、企業結合、事業分離その他の事由により報告セグメントごとの資産の金額が変動する要因となった事象がある場合(前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる場合に限る。)において、その概要を記載すること。ただし、当該事項については、「1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報」に係る注記事項と併せて記載することができる。この場合には、当欄の記載を要しない。
- 「3. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)」には、報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書の利益計上額又は損失計上額に差異がある場合において、差異調整に関する事項を記載すること。また、重要な調整事項がある場合には、当該事項を個別に記載すること。ただし、これらの差異調整に関する事項については、「1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報」に係る注記事項と併せて記載することができる。この場合には、当欄の記載を要しない。

記載事例（差異調整に関する事項を「報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報」に係る注記事項と併せて記載する場合）

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間（自〇年4月1日 至 〇年6月30日）

（記載事例の省略）

II 当第1四半期連結累計期間（自〇年4月1日 至 〇年6月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	報告セグメント					その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連 結損益計 算書計上 額 (注3)
	自動車 部品	船舶	ソフト ウェア	電子	計				
売上高									
外部顧客への売上高	XXX	XXX	XXX	XXX	X,XXX	XX	X,XXX	—	X,XXX
セグメント間の内部 売上高又は振替高	XX	XX	XX	XX	XX	X	XX	△XX	—
計	XXX	XXX	XXX	XXX	X,XXX	XX	X,XXX	△XX	X,XXX
セグメント利益	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	X	XXX	△XX	XXX

- (注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産事業、電子機器レンタル事業、ソフトウェア・コンサルティング事業及び倉庫リース事業等を含んでいる。  
 2. セグメント利益の調整額△XX百万円には、セグメント間取引消去△XX百万円、のれんの償却額△XX百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△XX百万円及び棚卸資産の調整額△XX百万円が含まれている。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費及び技術試験費である。  
 3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

（記載事例の省略）

7. 6.において、報告セグメントに含まれない事業セグメント及びその他の収益を得る事業活動に関する情報については、他の調整項目と区分して「その他」の区分に一括して記載すること。
8. 「4. 報告セグメントの変更等に関する事項」には、報告セグメントの変更又は事業セグメントの利益若しくは損失の算定方法の重要な変更があった場合において、次の(1)から(5)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれの場合に定める事項を記載すること。
  - (1) 連結財務諸表規則様式第一号記載上の注意 3.に掲げる基準に基づき、報告セグメントとして記載する事業セグメントが変更になる場合 その旨並びに四半期連結累計期間に係る報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報に与える影響
  - (2) 組織構造の変更その他の事由により、報告セグメントの区分方法を変更した場合 その旨並びに前連結会計年度の対応する四半期連結累計期間について変更後の区分方法により作成した報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報（当該情報を作成することが困難な場合には、当四半期連結累計期間について前連結会計年度の区分方法により作成した情報）
  - (3) 事業セグメントの利益又は損失の算定方法の重要な変更を行った場合 その旨、変更の理由並びに当該変更が四半期連結累計期間に係る報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報に与える影響
  - (4) 第2・四半期連結会計期間以降において報告セグメントの変更又は事業セグメントの利益若しくは損失の算定方法の重要な変更を行った場合 第2・四半期連結会計期間以降に変更した旨及びその理由
  - (5) 前連結会計年度において報告セグメントの変更又は事業セグメントの利益若しくは損失の算定方法の重要な変更を行っており、かつ、前連結会計年度の対応する四半期連結会計期間と当四半期連結会計期間との間において、これらの事項に相違がみられる場合 その旨、変更後の報告セグメント及び事業セグメントの利益又は損失の算定方法に基づいて算定した「1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報」に記載すべき事項並びに「3. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）」に記載すべき事項
9. 8.において、(1)から(4)までに掲げる場合に該当するときは、当該変更を行った四半期連結会計期間に係る連結会計年度に属する四半期連結会計期間において、それぞれの場合に定める事項を継続して記載すること。
10. 「4. 報告セグメントの変更等に関する事項」には、8.に定める事項のほか、報告セグメントに属する主要な製品及びサービスの種類に重要な異動がある場合において、その内容を記載すること。
11. 「5. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報」には、次の(1)から(3)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれの場合に定める事項を報告セグメントごとに記載すること。
  - (1) 固定資産に係る重要な減損損失を認識した場合 その概要
  - (2) のれんの金額に重要な変動が生じた場合 のれんの金額に重要な影響を及ぼす事象の概要
  - (3) 重要な負ののれん発生益を認識した場合 重要な負ののれん発生益を認識する要因となった事象の概要
12. 連結会社が営む事業のうち別記事業がある場合その他この様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載することができる。

## 【セグメント情報】

## I 前第1四半期連結累計期間（自〇年4月1日 至 〇年6月30日）

（記載事例の省略）

## II 当第1四半期連結累計期間（自〇年4月1日 至 〇年6月30日）

## 1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	報告セグメント					その他 (注)	合計
	日本	米国	欧州	中国	計		
売上高							
外部顧客への売上高	XXX	XXX	XXX	XXX	X,XXX	XX	X,XXX
セグメント間の内部 売上高又は振替高	XX	XX	XX	XX	XX	X	XX
計	XXX	XXX	XXX	XXX	X,XXX	XX	X,XXX
セグメント利益	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	X	XXX

(注)「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、オーストラリア及び東南アジア等の現地法人の事業活動を含んでいる。

## 2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：百万円）

利益	金額
報告セグメント計	XXX
「その他」の区分の利益	X
セグメント間取引消去	△XX
退職給付費用の調整額	△XX
その他の調整額	XX
四半期連結損益計算書の税金等調整前四半期純利益	XXX

## 3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

（固定資産に係る重要な減損損失）

「米国」セグメントにおいて.....  
 .....。なお、当該減損損失の計上額は、当第1四半期連結累計期間においてはXX百万円である。

（のれんの金額の重要な変動）

「日本」セグメントにおいて.....  
 .....。なお、当該事象によるのれんの増加額は、当第1四半期連結累計期間においてはXX百万円である。

（重要な負ののれん発生益）

「日本」セグメントにおいて.....  
 .....。なお、当該事象による負ののれん発生益の計上額は、当第1四半期連結累計期間においてはXX百万円である。



〔連結財規〕

様式第一号【セグメント情報】

(記載上の注意)

1. この様式において「事業セグメント」とは、企業を構成する単位（以下この様式において「セグメント」という。）のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するものをいう。
  - (1) 収益及び費用（他のセグメントとの取引に関連する収益及び費用を含む。）を生じる事業活動に係るものであること。
  - (2) 最高経営意思決定機関（各セグメントに資源を配分し、業績を評価する機能を有する機関をいう。以下この様式において同じ。）が、各セグメントに配分すべき資源に関する意思決定を行い、かつ、業績を評価するために、経営成績を定期的に検討するものであること。
  - (3) 他のセグメントの財務情報と区分した財務情報が入手可能なものであること。
2. 2以上の事業セグメントが次に掲げる要件のすべてに該当する場合には、当該事業セグメントを集約して1つの事業セグメントとすることができる。
  - (1) 当該事業セグメントを1つの事業セグメントとすることが、過去の業績を理解し、将来のキャッシュ・フローの予測を適切に評価するために、事業活動の内容及び経営環境に関して適切な情報を提供するものとなること。
  - (2) 当該事業セグメントについて、経済的特徴が概ね類似していること。
  - (3) 当該事業セグメントについて、次に掲げるすべての要素が概ね類似していること。
    - ① 製品及びサービスの内容
    - ② 製品の製造方法又は製造過程及びサービスの提供方法
    - ③ 製品及びサービスを販売する市場又は顧客の種類
    - ④ 製品及びサービスの販売方法
    - ⑤ 業種に特有の規制環境
3. この様式において記載すべき「報告セグメント」の一定の単位は、事業セグメントのうち、次に掲げる基準のいずれかに該当するもの（2以上の基準に該当するものを含む。）とする。ただし、次に掲げる基準のいずれにも該当しない事業セグメントであっても、報告セグメントとすることができる。
  - (1) 売上高（事業セグメント間の内部売上高又は振替高を含む。）が、すべての事業セグメントの売上高の合計額の10%以上であること。
  - (2) 利益又は損失の金額の絶対値が、次の絶対値のいずれか大きい方の10%以上であること。
    - ① 利益の生じているすべての事業セグメントの利益の合計額の絶対値
    - ② 損失の生じているすべての事業セグメントの損失の合計額の絶対値
  - (3) 資産の金額が、すべての事業セグメントの資産の合計額の10%以上であること。
4. 3.に掲げる基準のいずれにも該当しない事業セグメントのうち、その経済的特徴及び2.(3)①から⑤までに掲げる要素の過半数について概ね類似している2以上の事業セグメントがあるときは、これらの事業セグメントを結合して1つの報告セグメントとすることができる。
5. 3.及び4.によるもののほか、報告セグメントの売上高（事業セグメント間の内部売上高及び振替高を除く。）の合計額が、連結損益計算書の売上高の75%未満の金額となる場合には、3.に掲げる基準のいずれにも該当しない事業セグメントのうち、当該事業セグメントを報告セグメントとしたときの報告セグメントの売上高の合計額が、連結損益計算書の売上高の75%以上の金額に至るまでのものを報告セグメントとする。
- 6.～12. （略）

MEMO

#### 作成にあたってのポイント

① 事業セグメントは「最高経営意思決定機関が、各セグメントに配分すべき資源に関する意思決定を行い、かつ、業績を評価するために、経営成績を定期的に検討するものであること」と規定され、事業セグメント（集約基準により集約されたものを含む。）の中から、量的基準に従って報告セグメントを決定し、開示することが求められています。

また、四半期財規においてもセグメント情報に関して四半期連結財規と同様の規定が設けられていますので、四半期連結財務諸表を作成していない場合でもセグメント情報の開示が必要となります。

② 事業セグメントは、企業の最高経営意思決定機関が、各セグメントに配分すべき資源に関する意思決定を行い、かつ、業績を評価するために、経営成績を定期的に検討する単位とされていますので、各企業で実際に採用されている経営管理の方法に応じて様々なパターンが考えられます。

③ 「報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）」は、様式上、独立した記載項目となっていますが、「報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報」に係る注記事項と併せて記載することも可能です。

④ 「報告セグメントの変更等に関する事項」とは、報告セグメントの変更又は事業セグメントの利益若しくは損失の算定方法の重要な変更があった場合で、以下の i～v の区分に応じて所定の記載をすることとなります。また、「報告セグメントの変更等に関する事項」には、報告セグメントに属する主要な製品及びサービスの種類に重要な異動がある場合も含まれますので、その際には、当該内容を記載することとなります。なお、前年同四半期の「報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報」を変更後の報告セグメントや事業セグメントの利益又は損失の算定方法で作成した場合、前年同四半期に係る四半期報告書に記載された変更前の事項を記載する必要はないと考えられます。

i 連結財規様式第一号記載上の注意 3（145 頁参照）の基準に基づき、報告セグメントとして記載する事業セグメントが変更になる場合：その旨及び四半期連結累計期間に係る報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報に与える影響

ii 組織構造の変更その他の事由により、報告セグメントの区分方法を変更した場合：その旨及び前連結会計年度の対応する四半期連結累計期間について変更後の区分方法により作成した報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報（当該情報を作成することが困難な場合には、当四半期連結累計期間について前連結会計年度の区分方法により作成した情報）

iii 事業セグメントの利益又は損失の算定方法の重要な変更を行った場合：その旨、変更の理由並びにその変更が四半期連結累計期間に係る報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報に与える影響

iv 第 2 四半期連結会計期間以降において報告セグメントの変更又は事業セグメントの利益若しくは損失の算定方法の重要な変更を行った場合：第 2 四半期連結会計期間以降に変更した旨及びその理由

v 前連結会計年度において報告セグメントの変更又は事業セグメントの利益若しくは損失の算定方法の重要な変更を行っていて、かつ、前連結会計年度の対応する四半期連結会計期間と当四半期連結会計期間との間に、これらの事項に相違がみられる場合：その旨、変更後の報告セグメント及び事業セグメントの利益又は損失の算定方法に基づいて算定した「1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報」に記載すべき事項並びに「3. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）」に記載すべき事項

⑤ 上記、④ i～iv の変更を行った四半期連結会計期間以降の四半期連結会計期間においては、それぞれの場合に定める事項を継続して記載することとなります。

⑥ 遡及処理を行った場合には、前年同四半期のセグメント情報等について、遡及処理の影響を反映した情報を開示する必要があるとされています。

⑦ 開示情報としての重要性が乏しく、財務諸表利用者の判断を誤らせる可能性がないと考えられるとき（例えば、単一セグメントの場合）は、「セグメント情報」の記載を省略することも考えられます。

ただし、記載を省略した場合でも、「セグメント情報」は様式上の記載項目とされているため、項目自体は省略せず、その旨を記載することとなりますので、ご注意ください。

「収益認識に関する会計基準」（以下「収益認識会計基準」という。）等では、当期に認識した顧客との契約から生じる収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に分解して注記することとされています。収益を分解する程度については、企業の実態に即した事実及び状況に応じて決定することとされています。したがって、複数の区分に分解する必要がある場合もあれば、単一の区分のみで足りる場合もあります。

以下では、収益認識会計基準等で求められる収益の分解情報について、セグメント情報等の注記に含めて記載する場合の記載事例を示しています。記載方法は以下に示した記載事例に限定されるものではなく、収益認識に関する注記の開示目的に照らして、企業の収益及びキャッシュ・フローを理解するために適切であると考えられる方法で注記する必要があると考えられます。

なお、報告セグメントごとの売上高に関する情報が、収益認識会計基準における収益の会計処理の定めに基づいており、かつ、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に分解した情報として十分であると判断される場合には、報告セグメントごとの売上高に関する情報に追加して収益の分解情報を注記する必要はないものと考えられます。

記載事例（収益の分解情報について、セグメント情報に含めて記載する場合であって、セグメント情報等における報告セグメントと収益を分解する程度が同一である場合）

I 前第1四半期連結累計期間（自〇年4月1日 至 〇年6月30日）

（記載事例の省略）

II 当第1四半期連結累計期間（自〇年4月1日 至 〇年6月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

（単位：百万円）

	報告セグメント					その他 (注)	合計
	自動車 部品	船舶	ソフト ウェア	電子	計		
売上高 顧客との契約から生 じる収益	XXX	XXX	XXX	XXX	X,XXX	XXX	X,XXX
その他の収益	-	-	-	-	-	XXX	XXX
外部顧客への売上高	XXX	XXX	XXX	XXX	X,XXX	XXX	X,XXX
セグメント間の内部 売上高又は振替高	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
計	XXX	XXX	XXX	XXX	X,XXX	XXX	X,XXX
セグメント利益	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX

(注)「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産事業、電子機器レンタル事業、ソフトウェア・コンサルティング事業及び倉庫リース事業等を含んでいる。

(以下略)

MEMO

(略)

Ⅱ 当第1四半期連結累計期間（自〇年4月1日 至 〇年6月30日）

## 1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

[財又はサービスの種類別に収益の分解情報を示す場合]

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注)	合計
	自動車 部品	船舶	ソフト ウェア	電子	計		
売上高							
製品①	XXX	-	-	-	XXX	-	XXX
製品②	XXX	-	-	-	XXX	-	XXX
製品③	-	XXX	-	-	XXX	-	XXX
製品④	-	XXX	-	-	XXX	-	XXX
製品⑤	-	-	XXX	-	XXX	-	XXX
サービス①	-	-	XXX	-	XXX	-	XXX
製品⑥	-	-	-	XXX	XXX	-	XXX
その他	-	-	-	-	-	XXX	XXX
顧客との契約から生じる 収益	XXX	XXX	XXX	XXX	X,XXX	XXX	X,XXX
その他の収益	-	-	-	-	-	XXX	XXX
外部顧客への売上高	XXX	XXX	XXX	XXX	X,XXX	XXX	X,XXX

(以下略)

[地域別に収益の分解情報を示す場合]

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注)	合計
	自動車 部品	船舶	ソフト ウェア	電子	計		
売上高							
日本	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
米国	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	-	XXX
欧州	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	-	XXX
中国	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	-	XXX
その他	XXX	-	XXX	XXX	XXX	-	XXX
顧客との契約から生じる 収益	XXX	XXX	XXX	XXX	X,XXX	XXX	X,XXX
その他の収益	-	-	-	-	-	XXX	XXX
外部顧客への売上高	XXX	XXX	XXX	XXX	X,XXX	XXX	X,XXX

(以下略)

[収益認識の時期別に収益の分解情報を示す場合]

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注)	合計
	自動車 部品	船舶	ソフト ウェア	電子	計		
売上高							
一時点で移転される財	XXX	XXX	XXX	XXX	X,XXX	XXX	X,XXX
一定の期間にわたり移 転される財	-	-	XXX	-	XXX	-	XXX
顧客との契約から生じる 収益	XXX	XXX	XXX	XXX	X,XXX	XXX	X,XXX
その他の収益	-	-	-	-	-	XXX	XXX
外部顧客への売上高	XXX	XXX	XXX	XXX	X,XXX	XXX	X,XXX

(以下略)

#### 作成にあたってのポイント

- ① 当四半期連結累計期間に係る顧客との契約から生じる収益については、当該収益及び当該契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報であって、投資者その他の四半期連結財務諸表の利用者の理解に資するものを注記しなければならないとされています。
- ② 収益の分解情報の注記において、収益を分解する程度については、企業の実態に即した事実及び状況に応じて決定することとされています。したがって、複数の区分に分解する必要がある企業もあれば、単一の区分のみで足りる企業もあることにご留意ください。収益の分解に用いる区分を検討する際に、次のような情報において、企業の収益に関する情報が他の目的でどのように開示されているのかを考慮するとされています。
  - (1) 財務諸表外で開示している情報（例えば、決算発表資料、年次報告書、投資家向けの説明資料）
  - (2) 最高経営意思決定機関が事業セグメントに関する業績評価を行うために定期的に検討している情報
  - (3) 他の情報のうち、上記(1)及び(2)で識別された情報に類似し、企業又は企業の財務諸表利用者が、企業の資源配分の意思決定又は業績評価を行うために使用する情報なお、収益を分解するための区分の例として次のものが挙げられます。
  - (1) 財又はサービスの種類（例えば、主要な製品ライン）
  - (2) 地理的区分（例えば、国又は地域）
  - (3) 市場又は顧客の種類（例えば、政府と政府以外の顧客）
  - (4) 契約の種類（例えば、固定価格と実費精算契約）
  - (5) 契約期間（例えば、短期契約と長期契約）
  - (6) 財又はサービスの移転の時期（例えば、一時点で顧客に移転される財又はサービスから生じる収益と一定の期間にわたり移転される財又はサービスから生じる収益）
  - (7) 販売経路（例えば、消費者に直接販売される財と仲介業者を通じて販売される財）
- ③ 収益の分解情報を注記する場合の収益は、「収益認識に関する会計基準」等の範囲に含まれる顧客との契約から生じる収益であることにご留意ください。
- ④ 収益の分解情報については、当四半期連結累計期間に認識した顧客との契約から生じる収益と報告セグメントごとの売上高との関係を投資者その他の四半期連結財務諸表の利用者が理解できるようにするための十分な情報を記載するものとされています。
- ⑤ 報告セグメントの売上高に関する情報が、「収益認識に関する会計基準」における収益の会計処理の定めに基づいており、かつ、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に分解した情報として十分であると判断される場合や、セグメント情報等の注記に含めて収益の分解情報を示している場合には、収益の分解情報に関する事項を記載するにあたり、当該セグメント情報等に関する事項を参照することにより記載に代えることができるとされています。

(金融商品関係)

記載事例

[有価証券及び長期借入金が、企業集団の事業の運営において重要なものであり、かつ、四半期連結貸借対照表計上額その他の金額に前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められる場合]

I 前連結会計年度末 (○年 3 月 31 日)

(記載事例の省略)

II 当第 1 四半期連結会計期間末 (○年 6 月 30 日)

有価証券及び長期借入金、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められる。

(百万円)

科目	四半期連結貸借対照表計上額	時価	差額
有価証券	XXX	XXX	XXX
長期借入金	XXX	XXX	XXX

[時価で四半期連結貸借対照表に計上している有価証券について、適切な項目に区分し、その項目ごとに、当該金融商品の時価を当該時価の算定に重要な影響を与える時価の算定に係るインプットが属するレベルに応じて分類し、それぞれの金額に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる場合]

なお、有価証券に含まれる項目のうち、時価で四半期連結貸借対照表に計上している株式及び国債・地方債等の時価のレベルごとの金額について、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる。

(百万円)

科目	時価			合計
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	
有価証券				
株式	XXX	—	—	XXX
国債・地方債等	XXX	XXX	—	XXX



## 〔四半期連結財規〕

### (金融商品に関する注記)

第 15 条の 2 金融商品については、当該金融商品に関する四半期連結貸借対照表の科目ごとに、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、四半期連結貸借対照表計上額その他の金額に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる場合には、四半期連結貸借対照表の科目ごとの四半期連結貸借対照表日における四半期連結貸借対照表計上額、時価及び当該四半期連結貸借対照表計上額と当該時価との差額を注記しなければならない。ただし、当該四半期連結貸借対照表計上額と時価との差額及び前連結会計年度に係る連結貸借対照表計上額と時価との差額に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

2 前項本文の規定にかかわらず、四半期連結貸借対照表の科目ごとの四半期連結貸借対照表日における金融商品の時価について、適時に、正確な金額を算定することが困難な場合には、概算額を記載することができる。

3 時価で四半期連結貸借対照表に計上している金融商品については、当該金融商品に関する四半期連結貸借対照表の科目ごとに、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、当該金融商品を適切な項目に区分し、その項目ごとに、当該金融商品の時価を当該時価の算定に重要な影響を与える時価の算定に係るインプットが属するレベルに応じて分類し、それぞれの金額に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

#### 一 当該項目ごとの次に掲げる事項

イ 四半期連結貸借対照表日におけるレベル一に分類された金融商品の時価の合計額

ロ 四半期連結貸借対照表日におけるレベル二に分類された金融商品の時価の合計額

ハ 四半期連結貸借対照表日におけるレベル三に分類された金融商品の時価の合計額

二 前号ロ又はハの規定により注記した金融商品の時価の算定に用いる評価技法又はその適用を変更した場合には、その旨及びその理由

4 前項の規定にかかわらず、四半期連結貸借対照表に計上している金融商品を適切な項目に区分し、その項目ごとの四半期連結貸借対照表日における金融商品の時価について、適時に、正確な金額を算定することが困難な場合には、概算額を記載することができる。

5 第 1 項本文及び第 2 項の規定にかかわらず、四半期連結貸借対照表日における市場価格のない株式、出資金その他これらに準ずる金融商品については、第 1 項本文に定める事項の記載を要しない。この場合には、その旨並びに当該金融商品の概要及び四半期連結貸借対照表計上額を注記しなければならない。

6 第 1 項本文及び第 2 項の規定にかかわらず、四半期連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）への出資については、第 1 項本文に定める事項の記載を要しない。この場合には、その旨及び当該出資の四半期連結貸借対照表計上額を注記しなければならない。

7 投資信託等（法第 2 条第 1 項第 10 号に掲げる投資信託又は外国投資信託の受益証券、同項第 11 号に掲げる投資証券又は外国投資証券その他これらに準ずる有価証券を含む金融商品をいう。以下この項及び次項において同じ。）について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託等の基準価額を時価とみなす場合には、第 1 項本文に定める事項の記載については、当該投資信託等が含まれている旨を注記しなければならない（当該投資信託等の四半期連結貸借対照表計上額に重要性が乏しい場合を除く。）。

8 第 3 項及び第 4 項の規定にかかわらず、投資信託等について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託等の基準価額を時価とみなす場合には、第 3 項各号に掲げる事項の記載を要しない。この場合には、その旨及び当該投資信託等の四半期連結貸借対照表計上額を注記しなければならない。

### (金融商品に関する注記等の特例)

第 17 条の 2 第 15 条の 2、第 16 条及び第 17 条第 1 項の規定にかかわらず、連結財務諸表提出会社（当該連結財務諸表提出会社を含む企業集団の総資産の大部分を金融資産が占め、かつ、総負債の大部分を金融負債及び保険契約から生じる負債が占める場合を除く。）は、第 1・四半期連結会計期間及び第 3・四半期連結会計期間において、これらの規定による注記を省略することができる。

## 〔財規〕

### (金融商品に関する注記)

第 8 条の 6 の 2 (略)

#### 一 (略)

#### 二 金融商品の時価に関する次に掲げる事項

イ 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの貸借対照表計上額

ロ 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの時価

ハ 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの貸借対照表計上額と貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの時価との差額

MEMO

ニ ロ及びハに掲げる事項に関する説明

三 (略)

イ 時価で貸借対照表に計上している金融商品の場合には、当該金融商品を適切な項目に区分し、その項目ごとの次の(1)から(3)までに掲げる事項

(1)~(3) (略)

ロ 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品の場合には、当該金融商品を適切な項目に区分し、その項目ごとの次の(1)から(3)までに掲げる事項

(1)~(3) (略)

ハ (略)

(1) (略)

(2) 時価の算定に用いる評価技法又はその適用を変更した場合には、その旨及びその理由

ニ (略)

(以下略)

#### [四半期連結財規ガイドライン]

15の2 財務諸表等規則ガイドライン8の6の2-1-2(6を除く。)、8の6の2-1-3(3から6までを除く。)及び8の6の2-4の取扱いは、規則第15条の2に規定する金融商品に関する注記について準用する。この場合において、財務諸表等規則ガイドライン8の6の2-1-2中「貸借対照表に」とあるのは「四半期連結貸借対照表に」と、「貸借対照表の」とあるのは「四半期連結貸借対照表の」と、8の6の2-1-3中「貸借対照表の」とあるのは「四半期連結貸借対照表の」と読み替えるものとする。

#### [財規ガイドライン]

8の6の2-1-2 規則第8条の6の2第1項第2号に掲げる事項の注記については、次の点に留意する。

- 1 有価証券及びデリバティブ取引については、当該有価証券又はデリバティブ取引により生じる正味の債権又は債務等の内容を示す名称を付した科目をもって貸借対照表に計上していない場合であっても、当該有価証券又はデリバティブ取引により生じる正味の債権又は債務等の内容を示す名称を付して注記するものとする。
- 2 有価証券については、流動資産項目と固定資産項目とを合算して注記することができる。また、デリバティブ取引については、資産項目と負債項目とを合算して注記することができる。
- 3 「金融商品に関する会計基準」により金利スワップの特例処理を行っているデリバティブ取引及び「外貨建取引等会計処理基準」により外貨建金銭債権債務等に振り当てたデリバティブ取引(予定取引をヘッジ対象としている場合を除く。)については、ヘッジ対象と一体として取扱い、当該デリバティブ取引の時価をヘッジ対象の時価に含めて記載することができる。
- 4 金融商品の時価は、「時価の算定に関する会計基準」に従って算定するものとする。
- 5 現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものについては、注記を省略することができる。
- 6 (略)
- 7 規則第15条第3号の2に掲げる契約資産を規則第17条第4項の規定に基づき他の項目に属する金融資産と一括して貸借対照表に表示している場合には、当該貸借対照表の科目については、規則第8条の6の2第1項第2号に掲げる事項を記載するものとする。この場合には、当該貸借対照表の科目から契約資産を除いた金融資産について、当該事項を記載することができる。

8の6の2-1-3 規則第8条の6の2第1項第3号に規定する注記については、次の点に留意する。

- 1 規則第8条の6の2第1項第3号に規定する適切な項目とは、例えば、金融商品の性質、特性及びリスク並びに時価のレベル等に基づいて決定する項目をいう。また、金融商品を区分するにあたり、貸借対照表の科目を細分化する場合には、貸借対照表の科目への調整が可能となるような情報を記載する必要があることに留意する。
  - 2 規則第8条の6の2第1項第3号ハ(2)に規定する評価技法の適用とは、例えば、複数の評価技法を用いる場合のウェイト付け及び評価技法への調整をいう。
- 3~6 (略)

8の6の2-4 規則第8条の6の2第4項に規定する「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託等の基準価額を時価とみなす場合」とは、投資信託等について、市場価格が存在せず、かつ、解約又は買戻請求(以下「解約等」という。)に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限があるときであって、投資信託等の基準価額を時価とみなす場合をいい、信託財産又は資産を主として金融商品に対する投資として運用することを目的とする投資信託等については、次のいずれかに該当する必要がある。

MEMO

- (1) 当該投資信託等の財務諸表が国際会計基準又は米国会計基準に従い作成されている場合
- (2) 当該投資信託等の財務諸表が国際会計基準及び米国会計基準以外の会計基準に従い作成され、当該会計基準における時価の算定に関する定めが国際会計基準又は米国会計基準と概ね同等であると判断される場合
- (3) 当該投資信託等を構成する個々の信託財産又は資産について、一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」に従い評価が行われている場合

#### 作成にあたってのポイント

- ① 金融機関等（総資産の大部分を金融資産が占め、かつ、総負債の大部分を金融負債及び保険契約から生じる負債が占める企業又は企業集団）以外は、第 1 四半期連結会計期間及び第 3 四半期連結会計期間において、（金融商品関係）の注記を省略することができるとされています。
- ② 金融商品に関する四半期連結貸借対照表の科目ごとに、企業集団の事業の運営において重要なものであり、かつ、四半期連結貸借対照表計上額その他の金額に前連結会計年度の末日と比較し著しい変動が認められるが、当該四半期連結貸借対照表計上額と時価との差額及び前連結会計年度に係る連結貸借対照表計上額と時価との差額に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができるとされています。
- ③ 四半期連結貸借対照表の科目ごとの四半期連結貸借対照表日における金融商品の時価について、適時に、正確な金額を算定することが困難な場合には、概算額を記載することができるとされています。また、四半期連結財規第 15 条の 2 第 3 項に定める注記においては、四半期連結貸借対照表に計上している金融商品を適切な項目に区分し、その項目ごとの四半期連結貸借対照表日における金融商品の時価について、適時に、正確な金額を算定することが困難な場合には、概算額を記載することができるとされています。
- ④ 四半期連結貸借対照表日における市場価格のない株式、出資金その他これらに準ずる金融商品については、当該金融商品に関する四半期連結貸借対照表の科目ごとに、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、四半期連結貸借対照表計上額その他の金額に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる場合であっても、金融商品の時価等に関する事項の注記を要しないとされています。ただし、この場合には、その旨並びに当該金融商品の概要及び四半期連結貸借対照表計上額を注記しなければならないとされています。
- ⑤ 四半期連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）への出資については、当該金融商品に関する四半期連結貸借対照表の科目ごとに、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、四半期連結貸借対照表計上額その他の金額に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる場合であっても、金融商品の時価等に関する事項の注記を要しないとされています。ただし、この場合には、その旨及び当該出資の四半期連結貸借対照表計上額を注記しなければならないとされています。
- ⑥ 投資信託等について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託等の基準価額を時価とみなす場合には、四半期連結財規第 15 条の 2 第 1 項本文に定める事項の記載については、当該投資信託等が含まれている旨を注記しなければならないとされています（当該投資信託等の四半期連結貸借対照表計上額に重要性が乏しい場合を除く。）。
- ⑦ 四半期連結財規第 15 条の 2 第 3 項及び第 4 項の規定にかかわらず、投資信託等について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託等の基準価額を時価とみなす場合には、四半期連結財規第 15 条の 2 第 3 項各号に掲げる事項の記載を要しないとされています。ただし、この場合には、その旨及び当該投資信託等の四半期連結貸借対照表計上額を注記しなければならないとされています。
- ⑧ 有価証券が企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、当四半期連結財務諸表において前連結会計年度の末日と比較し著しい変動がある場合には、四半期連結財規第 15 条の 2 に定める金融商品に関する注記のほか、四半期連結財規第 16 条に定める有価証券に関する注記（158 頁参照）が必要となる場合も考えられますので、ご留意ください。
- ⑨ デリバティブ取引が企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、当四半期連結財務諸表において前連結会計年度の末日と比較し著しい変動がある場合には、四半期連結財規第 15 条の 2 に定める金融商品に関する注記のほか、四半期連結財規第 17 条に定めるデリバティブ取引に関する注記（160 頁参照）が必要となる場合も考えられますので、ご留意ください。

なお、四半期連結財規第 15 条の 2 に定める金融商品に関する注記においては、デリバティブ取引にヘッジ会計が適用されているものも含まれると考えられます。

(有価証券関係)

記載事例

[その他有価証券が企業集団の事業の運営において重要なものであり、かつ、四半期連結貸借対照表計上額その他の金額に前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められる場合]

I 前連結会計年度末 (○年 3 月 31 日)

(記載事例の省略)

II 当第 1 四半期連結会計期間末 (○年 6 月 30 日)

その他有価証券が企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められる。

(百万円)

	取得原価	四半期連結貸借対照表計上額	差額
(1) 株式	XXX	XXX	XXX
(2) 債券	XXX	XXX	XXX
① 国債・地方債等	XXX	XXX	XXX
② 社債	XXX	XXX	XXX
③ その他	XXX	XXX	XXX
(3) その他	XXX	XXX	XXX
計	XXX	XXX	XXX

#### 〔四半期連結財規〕

(有価証券に関する注記)

第 16 条 前条に定める事項のほか、有価証券（次の各号に掲げる有価証券に限る。）については、当該有価証券が企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、当該有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる場合には、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、適時に、正確な金額を算定することが困難な場合には、概算額を記載することができる。

- 一 満期保有目的の債券 次に掲げる事項
  - イ 四半期連結決算日における四半期連結貸借対照表計上額
  - ロ 四半期連結決算日における時価
  - ハ 四半期連結決算日における四半期連結貸借対照表計上額と時価との差額
- 二 その他有価証券 株式、債券その他の有価証券の種類ごとの次に掲げる事項
  - イ 取得原価
  - ロ 四半期連結決算日における四半期連結貸借対照表計上額
  - ハ 四半期連結決算日における四半期連結貸借対照表計上額と取得原価との差額

(金融商品に関する注記等の特例)

第 17 条の 2 第 15 条の 2、第 16 条及び第 17 条第 1 項の規定にかかわらず、連結財務諸表提出会社（当該連結財務諸表提出会社を含む企業集団の総資産の大部分を金融資産が占め、かつ、総負債の大部分を金融負債及び保険契約から生じる負債が占める場合を除く。）は、第 1・四半期連結会計期間及び第 3・四半期連結会計期間において、これらの規定による注記を省略することができる。

#### 〔四半期連結財規ガイドライン〕

16 四半期財務諸表等規則ガイドライン 9 の取扱いは、規則第 16 条に規定する有価証券に関する注記について準用する。

#### 〔四半期財規ガイドライン〕

- 9 規則第 9 条に規定する有価証券に関する注記については、次の点に留意する。
  - 1 注記の対象となる有価証券には、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号。以下「財務諸表等規則」という。）第 15 条第 4 号、第 31 条第 1 号及び第 32 条の 2 に規定する有価証券のほか、財務諸表等規則第 31 条第 4 号に属する保証差入有価証券等が含まれるものとする。
  - 2 有価証券の時価は、「時価の算定に関する会計基準」に定める時価に基づいて算定するものとする。
  - 3 規則第 9 条第 1 号及び第 2 号の記載に当たっては、債券について債券の種類ごとに区分して記載することができる。
  - 4 取得原価には、償却原価法に基づいて算定された価額を含むものとする。

#### 作成にあたってのポイント

- ① 金融機関等（総資産の大部分を金融資産が占め、かつ、総負債の大部分を金融負債及び保険契約から生じる負債が占める企業又は企業集団）以外は、第 1 四半期連結会計期間及び第 3 四半期連結会計期間において、（有価証券関係）の注記を省略できるとされています。
- ② 「満期保有目的の債券」及び「その他有価証券」の有価証券に限って当該区分ごとに前連結会計年度の末日と比較して著しい変動が認められる場合を判断し、該当する有価証券の区分に応じて一定の事項を注記するものとされています。
- ③ 注記を行うこととなるその他有価証券のうち、減損処理を行ったものがある場合には、減損処理後の帳簿価額を「取得原価」欄に記載することが適当であり、加えて減損処理を行った旨及び減損処理額を脚注表示することが望ましいと考えられます。また、「金融商品会計に関する実務指針」第 284 項において、時価が「著しく下落した」と判断するための合理的な基準について、その内容を注記することが望ましいとされていますが、当該基準の内容を注記する場合には、ここに併せて記載することが考えられます。
- ④ 提出会社と決算日が異なる子会社をそのまま連結している場合、当該子会社が保有している有価証券の時価については、子会社の決算日の時価を用いることで差し支えないものと考えられます。

(デリバティブ取引関係)

記載事例

[対象物の種類が通貨及び金利であるデリバティブ取引が、企業集団の事業の運営において重要なものであり、かつ、取引の契約額その他の金額に前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められる場合]

I 前連結会計年度末 (〇年 3 月 31 日)

(記載事例の省略)

II 当第 1 四半期連結会計期間末 (〇年 6 月 30 日)

対象物の種類が通貨及び金利であるデリバティブ取引が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められる。

(百万円)

対象物の種類	取引の種類	契約額等	時価	評価損益
通貨	為替予約取引	XXX	XXX	XXX
	.....	.....	.....	.....
金利	スワップ取引	XXX	XXX	XXX
	.....	.....	.....	.....

(注) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は除いている。



#### 〔四半期連結財規〕

(デリバティブ取引に関する注記)

第 17 条 第 15 条の 2 に規定する事項のほか、デリバティブ取引（ヘッジ会計（財務諸表等規則第 8 条第 69 項に規定する会計処理をいう。）が適用されているものは除くことができる。）については、当該取引が企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、当該取引の契約額その他の金額に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる場合には、通貨、金利、株式、債券及び商品その他の取引の対象物の種類ごとの四半期連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益を注記しなければならない。ただし、適時に、正確な金額を算定することが困難な場合には、概算額を記載することができる。

2 前項に規定する事項は、先物取引、オプション取引、先渡取引、スワップ取引及びその他のデリバティブ取引その他の取引の種類に区分して記載しなければならない。

(金融商品に関する注記等の特例)

第 17 条の 2 第 15 条の 2、第 16 条及び第 17 条第 1 項の規定にかかわらず、連結財務諸表提出会社（当該連結財務諸表提出会社を含む企業集団の総資産の大部分を金融資産が占め、かつ、総負債の大部分を金融負債及び保険契約から生じる負債が占める場合を除く。）は、第 1・四半期連結会計期間及び第 3・四半期連結会計期間において、これらの規定による注記を省略することができる。

#### 〔四半期連結財規ガイドライン〕

17-1 四半期財務諸表等規則ガイドライン 10-1 の取扱いは、規則第 17 条第 1 項に規定するデリバティブ取引に関する注記について準用する。

#### 〔四半期財規ガイドライン〕

10-1 規則第 10 条第 1 項の注記に関しては、次の点に留意する。

- 1 取引の対象物の種類には、それぞれインデックスが含まれるものとする。
- 2 「外貨建取引等会計処理基準」により外貨建金銭債権債務等に振り当てたデリバティブ取引については、注記の対象から除くものとする。
- 3 デリバティブ取引の時価は、「時価の算定に関する会計基準」に従って算定するものとする。

#### 作成にあたってのポイント

- ① 金融機関等（総資産の大部分を金融資産が占め、かつ、総負債の大部分を金融負債及び保険契約から生じる負債が占める企業又は企業集団）以外は、第 1 四半期連結会計期間及び第 3 四半期連結会計期間において、（デリバティブ取引関係）の注記を省略できるとされています。
- ② デリバティブ取引について「通貨」「金利」「株式」「債券」「商品その他の取引」の対象物の種類ごとに前連結会計年度の末日と比較して著しい変動が認められる場合を判断し、該当する対象物の種類ごとに応じて一定の事項を注記するものとされています。
- ③ 市場取引とそれ以外の取引の区分等による記載については、簡素化の観点等から義務付けられていませんが、デリバティブ取引の状況が明瞭となるように、脚注において補完的に説明する等の工夫が望まれます。
- ④ ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、除くことができるとされています。ヘッジ会計が適用されるデリバティブ取引であるか否かについては、「金融商品会計に関する実務指針」及び「金融商品会計に関する Q&A」を参考にして判断してください。

なお、連結会社間における外貨建金銭債権債務等に振り当てた先物為替予約については、「金融商品会計に関する実務指針」第 163 項で連結会社間取引のヘッジについてはヘッジ関係がなかったものとして処理するとされていることから、当該先物為替予約は注記の対象となると解するのが適当と思われる。

(企業結合等関係)

記載事例

1. 取得による企業結合

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称           △△株式会社  
事業の内容                   ××事業

② 企業結合を行った主な理由

××事業の規模の拡大と間接業務の一体的運用による効率化を図り、××事業の競争力を高めるため。

③ 企業結合日

○年5月1日

④ 企業結合の法的形式

合併

⑤ 結合後企業の名称

○○○○株式会社

⑥ 取得した議決権比率

合併直前に所有していた議決権比率 20%  
企業結合日に追加取得した議決権比率 80%  
取得後の議決権比率 100%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

----- (主な根拠を具体的に記載) -----  
-----。-----

(2) 四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

○年5月1日から○年6月30日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

合併直前に保有していた△△株式会社の企業結合日における時価	XX 百万円
企業結合日に交付した○○○○株式会社の普通株式の時価	XXX 百万円
取得原価	XXX 百万円

(4) 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付した株式数

① 株式の種類別の交換比率

△△株式会社の普通株式1株：○○○○株式会社の普通株式200株

② 株式交換比率の算定方法

複数のフィナンシャル・アドバイザーに株式交換比率の算定を依頼し、提出された報告書に基づき当事者間で協議の上、算定している。

③ 交付した株式数

600,000株

(5) 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額

XX 百万円

(6) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれん金額

XX 百万円

② 発生原因

主として△△株式会社が××事業を展開する地域における間接業務の効率化によって期待される超過収益力である。

③ 償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

#### 〔四半期連結財規〕

(取得による企業結合が行われた場合の注記)

第 20 条 当四半期連結会計期間において他の企業又は企業を構成する事業の取得による企業結合が行われた場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、当該企業結合に係る取引に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

- 一 企業結合の概要
  - 二 四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に含まれる被取得企業又は取得した事業の業績の期間
  - 三 被取得企業又は取得した事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳
  - 四 取得の対価として株式を交付した場合には、株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付又は交付予定の株式数
  - 五 取得が複数の取引によって行われた場合には、被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額
  - 六 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間又は負ののれん発生益の金額及び発生原因
  - 七 前号に掲げる発生したのれんの金額又は負ののれん発生益の金額が暫定的に算定された金額である場合には、その旨
- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、当四半期連結会計期間における個々の企業結合に係る取引に重要性は乏しいが、当四半期連結会計期間における複数の企業結合に係る取引全体に重要性がある場合には、同項第 1 号及び第 3 号から第 7 号までに掲げる事項を当該企業結合に係る取引全体について注記しなければならない。
- 3、4 (略)

#### 〔四半期連結財規ガイドライン〕

20 規則第 20 条から第 23 条まで及び第 26 条に規定する注記とは、「企業結合に関する会計基準」が適用される場合の注記とし、企業結合日、のれん及び支配等の用語は、「企業結合に関する会計基準」に定める企業結合日、のれん及び支配等の用語をいうものとする。

20-1-1 財務諸表等規則ガイドライン 8 の 17-1-1 の取扱いは、規則第 20 条第 1 項第 1 号に掲げる「企業結合の概要」に係る注記について準用する。

#### 〔財規ガイドライン〕

8 の 17-1-1 規則第 8 条の 17 第 1 項第 1 号に掲げる「企業結合の概要」には、次に掲げる事項が含まれることに留意する。

- 1 被取得企業の名称及び事業の内容（事業を取得した場合は、相手企業の名称及び取得した事業の内容）
- 2 企業結合を行った主な理由
- 3 企業結合日
- 4 企業結合の法的形式
- 5 結合後企業の名称
- 6 取得した議決権比率
- 7 取得企業を決定するに至った主な根拠

記載事例（前連結会計年度において企業結合に係る暫定的な会計処理を行い、当第1四半期連結会計期間において当該暫定的な会計処理が確定し、比較情報において取得原価の当初配分額に重要な見直し¹が反映されている場合）

○. 企業結合に係る暫定的な処理の確定

○年1月1日に行われた○○○○株式会社との企業結合について前連結会計年度において暫定的な会計処理を行っていたが、当第1四半期連結会計期間に確定している。

この暫定的な会計処理の確定に伴い、当第1四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表に含まれる比較情報において取得原価の当初配分額に重要な見直し¹が反映されており、  
.....  
.....(のれんの金額に係る見直し及び取得原価の当初配分額の重要な見直しの内容)  
.....

.....。  
この結果、暫定的に算定されたのれんの金額 XXX 百万円は、会計処理の確定により XXX 百万円減少し、XXX 百万円となった。また、前連結会計年度末の○○○○は XXX 百万円減少し、△△△△は XXX 百万円増加している。

記載事例（前第1四半期連結会計期間において行われた企業結合に係る暫定的な会計処理が前連結会計年度末に確定し、比較情報において取得原価の当初配分額に重要な見直し¹が反映されている場合）

○. 比較情報における取得原価の当初配分額の重要な見直し

○年4月1日に行われた株式会社□□エンジニアリングとの企業結合について前第1四半期連結会計期間において暫定的な会計処理を行っていたが、前連結会計年度末に確定している。

この暫定的な会計処理の確定に伴い、当第1四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表に含まれる比較情報において取得原価の当初配分額に重要な見直し¹が反映されており、  
.....  
.....(取得原価の当初配分額の重要な見直しの内容)  
.....

.....。  
この結果、前第1四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書は、○○○○が XXX 百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益がそれぞれ XXX 百万円増加している。

〔四半期連結財規〕

(取得による企業結合が行われた場合の注記)

第 20 条 (略)

2 (略)

3 四半期連結貸借対照表日までに行われた企業結合に係る暫定的な会計処理の確定が行われた四半期連結会計期間においては、当該確定した旨並びに第 1 項第 6 号に掲げる発生したのれんの金額又は負ののれんの発生益の金額に係る見直し内容及び金額を注記しなければならない。ただし、第 1 項ただし書の規定により注記を省略している場合は、注記することを要しない。

4 前項に掲げる暫定的な会計処理の確定に伴い、四半期連結財務諸表に含まれる比較情報において取得原価の当初配分額に重要な見直しが反映されている場合には、当該見直し内容及び金額を注記しなければならない。

2. 共通支配下の取引等

(1) 取引の概要

① 対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称：当社の連結子会社である株式会社〇〇総合研究所の会計システムコンサルティング事業  
事業の内容：主として企業向けに会計システムの構築支援及びマネジメントを行っている。

② 企業結合日

〇年5月1日

③ 企業結合の法的形式

株式会社〇〇総合研究所（当社の連結子会社）を分割会社、〇〇コンサルティング株式会社（当社の連結子会社）を承継会社とする会社分割

④ 結合後企業の名称

〇〇コンサルティング株式会社（当社の連結子会社）

⑤ その他取引の概要に関する事項

当社グループが提供するコンサルティング事業を当社グループにおけるコンサルティング中核会社である〇〇コンサルティング株式会社に集約することで、当該業務の品質をより高いレベルで均等化して顧客満足度を高めるとともに、間接業務の効率化を図り収益性を向上させることを目的としている。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理している。

〔四半期連結財規〕

(取得による企業結合が行われた場合の注記)

第 20 条 当四半期連結会計期間において他の企業又は企業を構成する事業の取得による企業結合が行われた場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、当該企業結合に係る取引に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

一、二 (略)

三 被取得企業又は取得した事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

四 取得の対価として株式を交付した場合には、株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付又は交付予定の株式数

五～七 (略)

2～4 (略)

(共通支配下の取引等の注記)

第 22 条 当四半期連結会計期間において共通支配下の取引等が行われた場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一 取引の概要

二 実施した会計処理の概要

三 子会社株式を追加取得した場合には、第 20 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に準ずる事項

2 前項の規定にかかわらず、共通支配下の取引等に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。ただし、当四半期連結会計期間における個々の共通支配下の取引等に重要性は乏しいが、当四半期連結会計期間における複数の共通支配下の取引等全体に重要性がある場合には、同項各号に掲げる事項を当該取引等全体について注記しなければならない。

〔四半期連結財規ガイドライン〕

22-1-1 財務諸表等規則ガイドライン 8 の 20-1-1 の取扱いは、規則第 22 条第 1 項第 1 号に掲げる「取引の概要」に係る注記について準用する。

〔財規ガイドライン〕

8 の 20-1-1 規則第 8 条の 20 第 1 項第 1 号に掲げる「取引の概要」には、次に掲げる事項が含まれることに留意する。

- 1 結合当事業又は対象となった事業の名称及び当該事業の内容
- 2 企業結合日
- 3 企業結合の法的形式
- 4 結合後企業の名称
- 5 その他取引の概要に関する事項（取引の目的を含む。）

### 3. 共同支配企業の形成

#### (1) 取引の概要

① 対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称：半導体関連事業

事業の内容：主として半導体メモリの開発・製造

② 企業結合日

○年5月1日

③ 企業結合の法的形式

株式会社○○製作所（当社の連結子会社）を吸収合併存続会社、株式会社□□技研（株式会社△△の連結子会社）を吸収合併消滅会社とする吸収合併

④ 結合後企業の名称

株式会社○○製作所

⑤ その他取引の概要に関する事項

デジタルカメラや携帯型音楽プレーヤー、スマートフォンの普及等に伴い、近年、半導体メモリの中でも、特に、小型化・大容量化が可能となる NAND 型フラッシュメモリの需要が拡大している。当社グループにおいても継続的な投資を行い、より一層の小型化・大容量化に加え、市場規模の拡大に伴う単価の下落にも対応してきたところであるが、国内のみならず、海外の半導体メーカーとの競争も激しくなっている状況にある。

そこで、同じく半導体関連事業を有する株式会社△△と○年○月に技術提携を行ったところであるが、今般、国内における半導体関連事業のさらなる強化を図るべく、株式会社△△との間で共同支配企業を形成する株主間契約を締結した。

⑥ 共同支配企業の形成と判定した理由

この共同支配企業の形成にあたっては、当社と株式会社△△との間で、両社が株式会社○○製作所の共同支配企業となる株主間契約を締結しており、企業結合に際して支払われた対価はすべて議決権のある株式である。また、その他支配関係を示す一定の事実は存在していない。従って、この企業結合は共同支配企業の形成であると判定した。

#### (2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共同支配企業の形成として処理している。

なお、この企業結合の結果、当社は株式会社○○製作所の議決権の過半数を所有しているが、株式会社○○製作所は共同支配企業に該当するため、連結の範囲には含めず、持分法に準じた処理方法を適用している。



#### 〔四半期連結財規〕

(共通支配下の取引等の注記)

第 22 条 当四半期連結会計期間において共通支配下の取引等が行われた場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

- 一 取引の概要
- 二 実施した会計処理の概要
- 三 (略)

2 (略)

(共同支配企業の形成の注記)

第 23 条 当四半期連結会計期間において共同支配企業の形成(財務諸表等規則第 8 条の 22 第 1 項に規定する共同支配企業の形成をいう。以下この条及び次条第 1 項において同じ。)を行った場合には、前条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項に準ずる事項を記載しなければならない。この場合において、同項第 1 号に掲げる事項に準ずる事項を記載するときは、企業結合を共同支配企業の形成と判定した理由を記載しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、共同支配企業の形成に係る取引に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。ただし、当四半期連結会計期間における個々の共同支配企業の形成に係る取引に重要性は乏しいが、当四半期連結会計期間における複数の共同支配企業の形成に係る取引全体に重要性がある場合には、同項に定める事項を当該企業結合に係る取引全体について注記しなければならない。

#### 〔財規〕

(共同支配企業の形成の注記)

第 8 条の 22 当該事業年度において共同支配企業を形成する企業結合(以下この条及び次条第 1 項において「共同支配企業の形成」という。)が行われた場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

- 一 取引の概要
- 二 実施した会計処理の概要
- 2、3 (略)

#### 〔四半期連結財規ガイドライン〕

22-1-1 財務諸表等規則ガイドライン 8 の 20-1-1 の取扱いは、規則第 22 条第 1 項第 1 号に掲げる「取引の概要」に係る注記について準用する。

#### 〔財規ガイドライン〕

8 の 20-1-1 規則第 8 条の 20 第 1 項第 1 号に掲げる「取引の概要」には、次に掲げる事項が含まれることに留意する。

- 1 結合当事企業又は対象となった事業の名称及び当該事業の内容
- 2 企業結合日
- 3 企業結合の法的形式
- 4 結合後企業の名称
- 5 その他取引の概要に関する事項(取引の目的を含む。)

## 4. 事業分離

## (1) 事業分離の概要

## ① 分離先企業の名称

株式会社□□

## ② 分離した事業の内容

当社の○○事業

## ③ 事業分離を行った主な理由

当社は、創業以来、我が国における○○事業のパイオニアとして各種製品の製造・販売を行ってきたが、近年の国内における○○市場の縮小を鑑み、今後はXX分野の事業に経営資源を集中させて成長を目指すこととした。なお、分離先企業の株式会社□□は、海外を中心に○○事業を展開しており、国内における○○事業の強化を検討していたところであったため、今回の合意に至ったものである。

## ④ 事業分離日

○年6月1日

## ⑤ 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする事業譲渡

## (2) 実施した会計処理の概要

## ① 移転損益の金額

XXX百万円

## ② 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産	XXX百万円
固定資産	<u>X,XXX百万円</u>
資産合計	<u>X,XXX百万円</u>
流動負債	<u>XXX百万円</u>
負債合計	<u>XXX百万円</u>

## ③ 会計処理

移転した○○事業に関する投資は清算されたものとみて、移転したことにより受け取った対価となる財産の時価と、移転した事業に係る株主資本相当額との差額を移転損益として認識している。

## (3) 分離した事業が含まれていた報告セグメント

○○○○

## (4) 四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

	<u>累計期間</u>
売上高	XX,XXX百万円
営業利益	X,XXX百万円

#### 〔四半期連結財規〕

(事業分離における分離元企業の注記)

第 24 条 当四半期連結会計期間において重要な事業分離が行われ、当該事業分離が共通支配下の取引等及び共同支配企業の形成に該当しない場合には、分離元企業は、次に掲げる事項を注記しなければならない。

- 一 事業分離の概要
  - 二 実施した会計処理の概要
  - 三 分離した事業が含まれていた報告セグメントの名称
  - 四 四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額
  - 五 移転損益を認識した事業分離において分離先企業の株式を子会社株式又は関連会社株式として保有する以外に、継続的関与がある場合には、当該継続的関与の概要
- 2 前項第 5 号に掲げる事項は、当該継続的関与が軽微な場合には、注記を省略することができる。
- 3 当四半期連結会計期間における個々の事業分離に係る取引に重要性は乏しいが、当四半期連結会計期間における複数の事業分離に係る取引全体に重要性がある場合には、第 1 項の規定にかかわらず、同項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項を当該事業分離に係る取引全体について注記しなければならない。

(事業分離における分離先企業の注記)

第 25 条 分離先企業は、事業分離が企業結合に該当しない場合は、次に掲げる事項を注記しなければならない。

- 一 取引の概要
- 二 実施した会計処理の概要
- 三 分離元企業から引き継いだ資産、負債及び純資産の内訳

#### 〔四半期財規〕

(事業分離における分離元企業の注記)

第 19 条 当四半期会計期間において重要な事業分離が行われ、当該事業分離が共通支配下の取引等及び共同支配企業の形成に該当しない場合には、分離元企業は、次に掲げる事項を注記しなければならない。

- 一 (略)
  - 二 実施した会計処理の概要としてイ又はロに定める事項
    - イ 移転損益を認識した場合には、その金額、移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳
    - ロ 移転損益を認識しなかった場合には、その旨、受取対価の種類、移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳
  - 三～五 (略)
- 2、3 (略)

#### 〔財規〕

(事業分離における分離元企業の注記)

第 8 条の 23 (略)

- 一 事業分離の概要
  - 二 (略)
  - 三 (略)
  - 四 当該事業年度の損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額
  - 五 (略)
- 2～4 (略)

MEMO

#### 〔四半期連結財規ガイドライン〕

24 規則第 24 条及び第 25 条に規定する注記は、「事業分離等に関する会計基準」が適用される場合の注記とし、事業分離日、移転損益及び継続的関与等の用語は、「事業分離等に関する会計基準」に定める事業分離日、移転損益及び継続的関与等の用語をいうものとする。

また、連結財務諸表等規則ガイドライン 15 の 16-1-1 から 15 の 16-1-4 までの取扱いは、規則第 24 条に規定する事業分離における分離元企業の注記について準用する。この場合において、連結財務諸表規則ガイドライン 15 の 16-1-2 中「持分変動差額の金額」とあるのは「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる事項」と読み替えるものとする。

#### 〔連結財規ガイドライン〕

15 の 16-1-1 財務諸表等規則ガイドライン 8 の 23-1-1 の取扱いは、規則第 15 条の 16 第 1 項第 1 号に掲げる「事業分離の概要」に係る注記について準用する。

15 の 16-1-2 規則第 15 条の 16 第 1 項第 2 号に掲げる「実施した会計処理の概要」には、段階取得に係る損益の金額、持分変動差額の金額及び会計処理が含まれることに留意する。

15 の 16-1-4 財務諸表等規則ガイドライン 8 の 23-1-4 の取扱いは、規則第 15 条の 16 第 1 項第 4 号に規定する分離した事業に係る注記について準用する。

#### 〔財規ガイドライン〕

8 の 23-1-1 規則第 8 条の 23 第 1 項第 1 号に掲げる「事業分離の概要」には、次に掲げる事項が含まれることに留意する。

- 1 分離先企業の名称
- 2 分離した事業の内容
- 3 事業分離を行った主な理由
- 4 事業分離日
- 5 その他取引の概要に関する事項（法的形式を含む。）

8 の 23-1-4 規則第 8 条の 23 第 1 項第 4 号に規定する損益の概算額には、分離した事業に係る売上高や営業損益が含まれることに留意する。

#### 〔四半期財規〕

（逆取得となる企業結合が行われた場合の注記）

第 16 条 当四半期会計期間において逆取得となる企業結合が行われた場合には、前条第 1 項第 1 号から第 6 号までに掲げる事項に準ずる事項並びに当該企業結合にパーチェス法を適用したとしたときに四半期貸借対照表及び四半期損益計算書に及ぼす影響の概算額を注記しなければならない。

2 前項の規定により注記した場合は、企業結合が行われた四半期会計期間の翌四半期会計期間以降においても、影響の概算額の重要性が乏しくなった場合を除き、継続的に注記しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、財務諸表等規則第 8 条の 18 第 3 項第 2 号から第 4 号までに掲げる企業結合において、同項第 2 号から第 4 号までに定める企業が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。この場合には、その旨を記載しなければならない。

(収益認識関係)

「収益認識に関する会計基準」等では、当期に認識した顧客との契約から生じる収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に分解して注記することとされています。収益を分解する程度については、企業の実態に即した事実及び状況に応じて決定することとされています。したがって、複数の区分に分解する必要がある場合もあれば、単一の区分のみで足りる場合もあります。

また、収益の分解情報と報告セグメントの売上高との間の関係を財務諸表利用者が理解できるようにするための十分な情報を注記するものとされています。

以下では、「収益認識に関する会計基準」等で求められる収益の分解情報と報告セグメントの売上高との間の関係を合わせて記載する場合の記載事例を示しています。記載の方法は以下に示した記載事例に限定されるものではなく、収益認識関係注記の開示目的に照らして、企業の収益及びキャッシュ・フローを理解するために適切であると考えられる方法で注記する必要があると考えられます。

記載事例

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

[財又はサービスの種類別に収益の分解情報を示す場合]

I 前第1四半期連結累計期間(自〇年4月1日 至 〇年6月30日)

(記載事例の省略)

II 当第1四半期連結累計期間(自〇年4月1日 至 〇年6月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント					その他 (注)	合計
	自動車 部品	船舶	ソフト ウェア	電子	計		
製品①	XXX	-	-	-	XXX	-	XXX
製品②	XXX	-	-	-	XXX	-	XXX
製品③	-	XXX	-	-	XXX	-	XXX
製品④	-	XXX	-	-	XXX	-	XXX
製品⑤	-	-	XXX	-	XXX	-	XXX
サービス①	-	-	XXX	-	XXX	-	XXX
製品⑥	-	-	-	XXX	XXX	-	XXX
その他	-	-	-	-	-	XXX	XXX
顧客との契約から生じる収益	XXX	XXX	XXX	XXX	X,XXX	XXX	X,XXX
その他の収益	-	-	-	-	-	XXX	XXX
外部顧客への売上高	XXX	XXX	XXX	XXX	X,XXX	XXX	X,XXX

(注)「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産事業、電子機器レンタル事業、ソフトウェア・コンサルティング事業及び倉庫リース事業等を含んでいる。

#### 〔四半期連結財規〕

(収益認識に関する注記)

第 27 条の 3 四半期財務諸表等規則第 22 条の 4 の規定は、顧客との契約から生じる収益について準用する。この場合において、同条第 1 項中「四半期累計期間」とあるのは「四半期連結累計期間」と、「四半期財務諸表」とあるのは「四半期連結財務諸表」と読み替えるものとする。

#### 〔四半期財規〕

(収益認識に関する注記)

第 22 条の 4 当四半期累計期間に係る顧客との契約から生じる収益については、当該収益及び当該契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報であって、投資者その他の四半期財務諸表の利用者の理解に資するものを注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

2 前項に規定する事項について、この規則の規定により注記すべき事項において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、前項に規定する事項の記載を省略することができる。

#### 〔四半期連結財規ガイドライン〕

27 の 3 四半期財務諸表等規則ガイドライン 22 の 4 の取扱いは、規則第 27 条の 3 に規定する収益認識に関する注記について準用する。この場合において、四半期財務諸表等規則ガイドライン 22 の 4 中「四半期財務諸表」とあるのは「四半期連結財務諸表」と、「四半期累計期間」とあるのは「四半期連結累計期間」と、「四半期財務諸表提出会社」とあるのは「四半期連結財務諸表提出会社」と読み替えるものとする。

#### 〔四半期財規ガイドライン〕

22 の 4 規則第 22 条の 4 に規定する注記については、次の点に留意する。

- 1 投資者その他の四半期財務諸表の利用者が当四半期累計期間に係る顧客との契約から生じる収益並びに当該契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性を理解できるようにするための十分な情報を開示することを目的とした上で、四半期財務諸表提出会社において、定量的な要因と定性的な要因の両方を考慮して当該目的に照らして重要性が乏しいか否かを判断するものとする。また、重要性がある場合は、当該目的に照らして記載内容及び記載方法が適切かどうかを判断して記載するものとする。
- 2 当四半期累計期間に認識した顧客との契約から生じる収益と規則第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる報告セグメントごとの売上高との関係を投資者その他の四半期財務諸表の利用者が理解できるようにするための十分な情報を記載するものとする。

[地域別に収益の分解情報を示す場合]

I 前第1四半期連結累計期間（自〇年4月1日 至〇年6月30日）

（記載事例の省略）

II 当第1四半期連結累計期間（自〇年4月1日 至〇年6月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント					その他 (注)	合計
	自動車 部品	船舶	ソフト ウェア	電子	計		
日本	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
米国	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	-	XXX
欧州	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	-	XXX
中国	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	-	XXX
その他	XXX	-	XXX	XXX	XXX	-	XXX
顧客との契約から生じる収益	XXX	XXX	XXX	XXX	X,XXX	XXX	X,XXX
その他の収益	-	-	-	-	-	XXX	XXX
外部顧客への売上高	XXX	XXX	XXX	XXX	X,XXX	XXX	X,XXX

（注）「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産事業、電子機器レンタル事業、ソフトウェア・コンサルティング事業及び倉庫リース事業等を含んでいる。

[収益認識の時期別に収益の分解情報を示す場合]

I 前第1四半期連結累計期間（自〇年4月1日 至〇年6月30日）

（記載事例の省略）

II 当第1四半期連結累計期間（自〇年4月1日 至〇年6月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント					その他 (注)	合計
	自動車 部品	船舶	ソフト ウェア	電子	計		
一時点で移転される財	XXX	XXX	XXX	XXX	X,XXX	XXX	X,XXX
一定の期間にわたり移転される財	-	-	XXX	-	XXX	-	XXX
顧客との契約から生じる収益	XXX	XXX	XXX	XXX	X,XXX	XXX	X,XXX
その他の収益	-	-	-	-	-	XXX	XXX
外部顧客への売上高	XXX	XXX	XXX	XXX	X,XXX	XXX	X,XXX

（注）「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産事業、電子機器レンタル事業、ソフトウェア・コンサルティング事業及び倉庫リース事業等を含んでいる。

記載事例（顧客との契約から生じる収益を分解した情報を「セグメント情報等」注記において記載した場合）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりである。



#### 作成にあたってのポイント

- ① 当四半期連結累計期間に係る顧客との契約から生じる収益については、当該収益及び当該契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報であって、投資者その他の四半期連結財務諸表の利用者の理解に資するものを注記しなければならないとされています。
- ② 収益の分解情報の注記において、収益を分解する程度については、企業の実態に即した事実及び状況に応じて決定することとされています。したがって、複数の区分に分解する必要がある企業もあれば、単一の区分のみで足りる企業もあることにご留意ください。収益の分解に用いる区分を検討する際に、次のような情報において、企業の収益に関する情報が他の目的でどのように開示されているのかを考慮するとされています。
  - (1) 財務諸表外で開示している情報（例えば、決算発表資料、年次報告書、投資家向けの説明資料）
  - (2) 最高経営意思決定機関が事業セグメントに関する業績評価を行うために定期的に検討している情報
  - (3) 他の情報のうち、上記(1)及び(2)で識別された情報に類似し、企業又は企業の財務諸表利用者が、企業の資源配分の意思決定又は業績評価を行うために使用する情報なお、収益を分解するための区分の例として次のものが挙げられます。
  - (1) 財又はサービスの種類（例えば、主要な製品ライン）
  - (2) 地理的区分（例えば、国又は地域）
  - (3) 市場又は顧客の種類（例えば、政府と政府以外の顧客）
  - (4) 契約の種類（例えば、固定価格と実費精算契約）
  - (5) 契約期間（例えば、短期契約と長期契約）
  - (6) 財又はサービスの移転の時期（例えば、一時点で顧客に移転される財又はサービスから生じる収益と一定の期間にわたり移転される財又はサービスから生じる収益）
  - (7) 販売経路（例えば、消費者に直接販売される財と仲介業者を通じて販売される財）
- ③ 収益の分解情報を注記する場合の収益は、「収益認識に関する会計基準」等の範囲に含まれる顧客との契約から生じる収益であることにご留意ください。
- ④ 収益の分解情報については、当四半期連結累計期間に認識した顧客との契約から生じる収益と報告セグメントごとの売上高との関係を投資者その他の四半期連結財務諸表の利用者が理解できるようにするための十分な情報を記載するものとされています。
- ⑤ 報告セグメントの売上高に関する情報が、「収益認識に関する会計基準」における収益の会計処理の定めに基づいており、かつ、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に分解した情報として十分であると判断される場合や、セグメント情報等の注記に含めて収益の分解情報を示している場合には、収益の分解情報に関する事項を記載するにあたり、当該セグメント情報等に関する事項を参照することにより記載に代えることができるとされています。

(1株当たり情報)

記載事例 (潜在株式が存在し、1株当たり四半期純利益の場合)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前第1四半期連結累計期間 (自〇年4月1日 至〇年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自〇年4月1日 至〇年6月30日)
(1)1株当たり四半期純利益	XX円XX銭	XX円XX銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	X,XXX	X,XXX
普通株主に帰属しない金額(百万円)	XXX	XXX
(うち………)	(XX)	(XX)
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	X,XXX	X,XXX
普通株式の期中平均株式数(千株)	XXX,XXX	XXX,XXX
(2)潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	XX円XX銭	XX円XX銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(百万円)	XX	XX
(うち支払利息(税額相当額控除後)(百万円))	(XX)	(XX)
(うち………)	(XX)	(XX)
普通株式増加数(千株)	XX,XXX	XX,XXX
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	第〇回新株予約権付社債 (券面総額XXX百万円) この概要は、----- ----- ---°	第〇回新株予約権付社債 (券面総額XXX百万円) この概要は、----- ----- ---°

#### 〔四半期連結財規〕

(1 株当たり四半期純損益金額に関する注記)

第 78 条 当四半期連結累計期間に係る 1 株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額及びその算定上の基礎は、注記しなければならない。

2 四半期財務諸表等規則第 70 条第 2 項の規定は、当四半期連結会計期間又は四半期連結貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合について準用する。この場合において、同項中「四半期会計期間」とあるのは「四半期連結会計期間」と、「四半期貸借対照表日」とあるのは「四半期連結貸借対照表日」と、「事業年度」とあるのは「連結会計年度」と読み替えるものとする。

(潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額に関する注記)

第 78 条の 2 四半期財務諸表等規則第 70 条の 2 の規定は、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額に関する注記について準用する。この場合において、同条第 2 項中「事業年度」とあるのは、「連結会計年度」と読み替えるものとする。

#### 〔四半期財規〕

(1 株当たり四半期純損益金額に関する注記)

第 70 条 (略)

2 当四半期会計期間又は四半期貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合には、前項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一 株式併合又は株式分割が行われた旨

二 前事業年度の期首に株式併合又は株式分割が行われたと仮定して 1 株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額が算定されている旨

(潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額に関する注記)

第 70 条の 2 当四半期累計期間に係る潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額（普通株式を取得することができる権利又は普通株式への転換請求権その他これらに準ずる権利が付された証券又は契約（以下「潜在株式」という。）に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した 1 株当たり四半期純利益金額をいう。以下この条において同じ。）及びその算定上の基礎は、前条の規定による注記の次に記載しなければならない。

2 当四半期会計期間又は四半期貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合には、前項の規定により注記すべき事項のほか、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一 株式併合又は株式分割が行われた旨

二 前事業年度の期首に株式併合又は株式分割が行われたと仮定して潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額が算定されている旨

3 前 2 項の規定にかかわらず、潜在株式が存在しない場合、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額が 1 株当たり四半期純利益金額を下回らない場合及び 1 株当たり四半期純損失金額の場合には、その旨を記載し、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の記載は要しないものとする。

記載事例（潜在株式は存在するものの、希薄化効果を有していないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益を記載していない場合）

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前第1四半期連結累計期間 (自〇年4月1日 至〇年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自〇年4月1日 至〇年6月30日)
1株当たり四半期純利益	XX円XX銭	XX円XX銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	X,XXX	X,XXX
普通株主に帰属しない金額(百万円)	XXX	XXX
(うち………)	(XX)	(XX)
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	X,XXX	X,XXX
普通株式の期中平均株式数(千株)	XXX,XXX	XXX,XXX
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	第〇回新株予約権付社債 (券面総額XXX百万円) この概要は、…………… …………… ………。

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していない。

〔四半期連結財規ガイドライン〕

78 財務諸表等規則ガイドライン 95 の 5 の 2 及び 95 の 5 の 3 の取扱いは、規則第 78 条に規定する 1 株当たり四半期純損益金額に関する注記及び第 78 条の 2 に規定する潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額に関する注記について準用する。この場合において、財務諸表等規則ガイドライン 95 の 5 の 3 の 2(2) 中「普通株式増加数の主な内訳」とあるのは「普通株式増加数」と、同(3) 中「その旨、潜在株式の種類及び潜在株式の数」とあるのは「前連結会計年度末から重要な変動がある場合にはその概要」と読み替えるものとする。

〔財規ガイドライン〕

95 の 5 の 2 規則第 95 条の 5 の 2 の適用に関しては、次の点に留意する。

- 1 規則第 95 条の 5 の 2 に規定する 1 株当たり当期純利益金額等の用語は、「1 株当たり当期純利益に関する会計基準」に定める 1 株当たり当期純利益等をいうものとする。
- 2 持分会社、組合及び信託の損益計算書を作成する場合には、1 単位当たり当期純利益金額又は当期純損失金額及び当該金額の算定上の基礎を注記するものとする。
- 3 規則第 95 条の 5 の 2 に規定する 1 株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額の算定上の基礎には、次の事項が含まれることに留意する。
  - (1) 損益計算書上の当期純利益金額又は当期純損失金額、1 株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益金額又は当期純損失金額及びこれらの差額（普通株主に帰属しない金額）の主な内訳
  - (2) 1 株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額の算定に用いられた普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数の種類別の内訳

95 の 5 の 3 規則第 95 条の 5 の 3 の適用に関しては、次の点に留意する。

- 1 規則第 95 条の 5 の 3 に規定する潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額等の用語は、「1 株当たり当期純利益に関する会計基準」に定める潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益等をいうものとする。
- 2 規則第 95 条の 5 の 3 に規定する潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎には、次の事項が含まれることに留意する。
  - (1) 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定に用いられた当期純利益調整額の主な内訳
  - (2) 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定に用いられた普通株式増加数の主な内訳
  - (3) 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式については、その旨、潜在株式の種類及び潜在株式の数

記載事例（当第1四半期連結会計期間において株式分割を行っている場合）

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前第1四半期連結累計期間 （自〇年4月1日 至〇年6月30日）	当第1四半期連結累計期間 （自〇年4月1日 至〇年6月30日）
(1)1株当たり四半期純利益	XX円XX銭	XX円XX銭
（算定上の基礎）		
親会社株主に帰属する四半期純利益（百万円）	X,XXX	X,XXX
普通株主に帰属しない金額（百万円）	XXX	XXX
（うち……）	(XX)	(XX)
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益（百万円）	X,XXX	X,XXX
普通株式の期中平均株式数（千株）	XXX,XXX	XXX,XXX
(2)潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	XX円XX銭	XX円XX銭
（算定上の基礎）		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額（百万円）	XX	XX
（うち支払利息（税額相当額控除後）（百万円））	(XX)	(XX)
（うち……）	(XX)	(XX)
普通株式増加数（千株）	XX,XXX	XX,XXX
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	第〇回新株予約権付社債 （券面総額XXX百万円） この概要は、…………… …………… …°

（注）当社は、〇年4月1日付で株式1株につき1.XX株の株式分割を行っている。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益を算定している。

作成にあたってのポイント

- ① 「1株当たり四半期純利益金額」(四半期連結財規第78条)については、「1株当たり四半期純利益」と記載することも差し支えないと考えられます。
- ② 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定は、四半期連結会計期間を一会計期間とみて、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に準ずるものと考えられます。
- ③ 当四半期連結会計期間若しくは四半期連結貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合には、株式併合又は株式分割が行われた旨及び1株当たり四半期純損益等は前連結会計年度の期首に株式併合又は株式分割が行われたと仮定して算定されている旨を記載することとなりますので、ご注意ください。

(重要な後発事象)

記載事例

(国内普通社債の発行)

当社は、○年7月○日開催の取締役会において、次のとおり国内普通社債を発行することを決議した。

- (1) 銘柄：第○回無担保普通社債
- (2) 発行総額：30,000 百万円
- (3) 発行年月日：○年11月○日
- (4) 発行価額：社債額面金額の100%
- (5) 利率：社債額面金額に対して2.5%
- (6) 償還期限及び償還方法：○年11月○日に一括償還
- (7) 使途：社債償還資金に充当



#### 〔四半期連結財規〕

(重要な後発事象の注記)

- 第 13 条 四半期連結決算日後、連結会社並びに持分法が適用される非連結子会社及び関連会社の当該四半期連結財務諸表に係る四半期連結会計期間が属する連結会計年度（当該四半期連結会計期間における四半期連結累計期間を除く。）以降の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす事象が発生したときは、当該事象を注記しなければならない。
- 2 その四半期会計期間の末日が四半期連結財務諸表提出会社の当該期間に対応する四半期会計期間における四半期連結決算日と異なる子会社及び関連会社については、前項の規定にかかわらず、当該子会社及び関連会社の四半期決算日後に発生した当該事象を注記しなければならない。

#### 〔四半期連結財規ガイドライン〕

- 13 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項（以下「財務諸表等規則ガイドライン」という。）8の4の取扱いは、規則第13条に規定する重要な後発事象の注記について準用する。

#### 〔財規ガイドライン〕

- 8の4 規則第8条の4に規定する重要な後発事象とは、例えば次に掲げるものをいう。
- 1 火災、出水等による重大な損害の発生
  - 2 多額の増資又は減資及び多額の社債の発行又は繰上償還
  - 3 会社の合併、重要な事業の譲渡又は譲受
  - 4 重要な係争事件の発生又は解決
  - 5 主要な取引先の倒産
  - 6 株式併合及び株式分割

## 2【その他】

### 記載事例（訴訟）

#### 2【その他】

当社は、〇〇から〇〇を輸入しているが、〇年から〇年までの X 年間、価格統制による不正取引により損害を受けたとする〇〇国の部品製造業者（計 X 社）から、〇〇国及び日本法人△△社とともに損害賠償請求訴訟（総額 XXX 百万ドル）を〇〇州裁判所に提訴され、〇年 5 月 X 日、同訴訟は集団訴訟として認定され、現在係争中である。

### 記載事例（該当事項がない場合）

#### 2【その他】

該当事項はない。

(記載上の注意)

(24) その他

- a 当四半期連結会計期間終了後四半期報告書提出日までに、資産・負債に著しい変動及び損益に重要な影響を与えた事実又は与えることが確実に予想される事実が生じた場合には、その概要を記載すること。  
ただし、この四半期報告書の他の箇所に含めて記載したものについては、記載を要しない。
- b 当四半期連結会計期間において、企業集団の営業その他に関し重要な訴訟事件等があったときは、その概要を記載すること。
- c 当四半期連結会計期間及び当四半期連結会計期間終了後四半期報告書提出日までの間に配当について、提出会社の取締役会の決議があったときは、その旨、決議年月日並びに当該配当による配当金の総額及び1株当たりの金額を注記すること。
- d 提出会社が特定事業会社であって、当四半期連結会計期間が第3四半期連結会計期間である場合には、当四半期連結会計期間に係る損益の状況を四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書の形式により記載することができる。

作成にあたってのポイント

当四半期連結会計期間及び当四半期連結会計期間終了後四半期報告書提出日までに、配当について取締役会の決議があった場合には、その旨、決議年月日並びに配当金の総額及び1株当たりの金額を記載することとなっています。したがって、会社法第454条第5項の規定により、中間配当を取締役会で決議した場合のほか、会社法第459条第1項及び第2項の規定により、剰余金の配当について取締役会の決議があった場合にも記載することとなりますので、ご注意ください。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

記載事例

### 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

#### 第1【保証会社情報】

##### 1【保証の対象となっている社債】

.....

##### 2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】

###### (1)【保証会社が提出した書類】

###### ①【有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書】

事業年度 第○期（自 ○年 4 月 1 日 至 ○年 3 月 31 日）○年 6 月○日関東財務局長に提出

###### ②【臨時報告書】

①の書類の提出後、本四半期報告書提出日（○年 8 月○日）までに、臨時報告書を○年 7 月○日に関東財務局長に提出

これは、.....に基づいて提出したものである。

###### ③【訂正報告書】

訂正報告書（上記有価証券報告書の訂正報告書）を○年 7 月○日に関東財務局長に提出

###### (2)【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社△△△大阪支店

（大阪市北区梅田○丁目○番○号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

##### 3【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】

.....

#### 第2【保証会社以外の会社の情報】

##### 1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

.....

##### 2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

.....

##### 3【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

.....

#### 第3【指数等の情報】

##### 1【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】

.....

##### 2【当該指数等の推移】

.....

記載事例（該当事項がない場合）

### 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はない。

**第二部【提出会社の保証会社等の情報】**

**第1【保証会社情報】**

**1【保証の対象となっている社債】**

**2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】**

**(1)【保証会社が提出した書類】**

**①【有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書】**

事業年度 第 期 (自 年 月 日 至 年 月 日)

年 月 日 財務(支)局長に提出

**②【臨時報告書】**

①の書類の提出後、本四半期報告書提出日( 年 月 日)までに、

臨時報告書を 年 月 日に 財務(支)局長に提出

**③【訂正報告書】**

訂正報告書(上記 の訂正報告書)を 年 月 日に

財務(支)局長に提出

**(2)【上記書類を縦覧に供している場所】**

名称

(所在地)

**3【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】**

**第2【保証会社以外の会社の情報】**

**1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】**

**2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】**

**3【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】**

**第3【指数等の情報】**

**1【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】**

**2【当該指数等の推移】**

**(記載上の注意)**

**(31) 保証の対象となっている社債(短期社債を除く。)**

提出会社の発行している公募社債等のうち、保証の対象となっているものについて、社債の名称、発行年月、券面総額又は振替社債等の総額、償還額、提出会社の当四半期会計期間の末日現在の未償還額及び上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名を記載すること。

**(32) 継続開示会社たる保証会社に関する事項**

a 提出会社の発行している公募社債等に保証の対象となっているものがあり、当該保証をしている会社が継続開示会社に該当する者である場合に記載すること。

b 本四半期報告書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類(これらの書類の提出以後に当該保証会社の四半期報告書又は半期報告書が提出されている場合には、当該四半期報告書又は当該半期報告書)並びにその提出以後に提出される臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

なお、本四半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類又は本四半期報告書の提出日の属する保証会社の事業年度に係る四半期報告書又は半期報告書が本四半期報告書提出後に遅滞なく提出されることが見込まれる場合にはその旨を併せて記載すること。

c 「② 臨時報告書」については、その提出理由について、第19条第2項各号若しくは第3項又は第19条の2のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを併せて記載すること。

d 「③ 訂正報告書」については、当該訂正報告書が、いずれの書類の訂正報告書であるのかを併せて記載すること。

**(33) 継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項**

a 提出会社の発行している公募社債等に保証の対象となっているものがあり、当該保証をしている会社が継続開示会社に該当する者でない場合に記載すること。

MEMO

b 当該保証会社の会社名、代表者の役職名及び本店の所在の場所を記載し、本四半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度（cにおいて「直近事業年度」という。）に関する当該保証会社の経営成績の概要について、第三号様式「第一部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。

なお、連結キャッシュ・フロー計算書及びキャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。

c 当該保証会社の直近事業年度の次の事業年度が6月を超える場合であって、当該事業年度が開始した日からおおむね9箇月経過後に本四半期報告書が提出される場合には、bの規定により記載すべき当該保証会社の経営成績の概要に加えて、当該事業年度が開始した日以後6箇月の当該保証会社の経営成績の概要について、第五号様式「第一部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。

なお、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。

d b又はcの規定により記載すべき当該保証会社の経営成績の概要が、本四半期報告書の提出日前に提出した提出会社の前事業年度に係る有価証券報告書における「提出会社の保証会社等の情報」（第三号様式「第二部 提出会社の保証会社等の情報」の「第1 保証会社情報」、第三号の二様式「第三部 提出会社の保証会社等の情報」の「第1 保証会社情報」又は第四号様式「第二部 提出会社の保証会社等の情報」をいう。）に記載されている場合には、当該保証会社の経営成績の概要の記載に代えて、当該有価証券報告書に記載された当該保証会社に関する情報を参照する旨を記載することができる。

#### (34) 保証会社以外の会社の情報

提出会社の発行している有価証券に関し、連動子会社（第19条第3項に規定する連動子会社をいう。）その他投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される保証会社以外の会社の企業情報について記載すること。

a 「1 当該会社の情報の開示を必要とする理由」については、理由、有価証券の名称、発行年月日、発行価額又は売出価額の総額、上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名等を記載すること。

b 「2 継続開示会社たる当該会社に関する事項」及び「3 継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項」については、第二部中「第1 保証会社情報」の「2 継続開示会社たる保証会社に関する事項」及び「3 継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項」に準じて記載すること。

c 連動子会社については、当四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書（当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間である場合又は当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間以外の四半期連結会計期間である場合であって、四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成したときに限る。）又は当四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書（当四半期会計期間が第2四半期会計期間である場合又は当四半期会計期間が第2四半期会計期間以外の四半期会計期間である場合であって、四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を作成したときに限る。）を掲げること。ただし、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書を作成していない場合には、これらに準じて、四半期連結キャッシュ・フロー又は四半期キャッシュ・フローの状況を記載すること。

#### (35) 指数等の情報

提出会社の発行している有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される指数等に関する情報について記載すること。

a 「1 当該指数等の情報の開示を必要とする理由」については、理由及び当該指数等の内容を記載すること。

b 「2 当該指数等の推移」については、当該指数等の最近5事業年度（6箇月を1事業年度とする会社にあつては10事業年度）の年度別最高・最低値及び当四半期累計期間の月別最高・最低値を記載すること。

MEMO



#### 作成にあたってのポイント

189 頁の記載上の注意(32)b については、保証会社の有価証券報告書の提出期限や、保証会社が四半期報告書と半期報告書のどちらを提出しているかによって記載が異なりますので、ご注意ください。

また、保証会社が英文開示による継続開示を行っている場合、「有価証券報告書及びその添付書類」に代えて「外国会社報告書及びその補足書類」、「四半期報告書」に代えて「外国会社四半期報告書及びその補足書類」、「半期報告書」に代えて「外国会社半期報告書及びその補足書類」、「臨時報告書」に代えて「外国会社臨時報告書」をそれぞれ記載することができます。この場合、提出書類が英文開示書類であることが分かるよう、適宜記載を工夫することが望ましいと思われまます。

なお、以上の取扱いは、記載上の注意(34)b において準用される場合も同様です。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

○年○月○日

○○株式会社  
取締役会 御中

○○○○監査法人  
○○事務所  
指定社員 公認会計士 ○ ○ ○ ○  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 ○ ○ ○ ○  
業務執行社員

### 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている○○株式会社の○年4月1日から○年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（○年4月1日から○年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（○年4月1日から○年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、○○株式会社及び連結子会社の○年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

[四半期レビュー基準報告書第1号「四半期レビュー」四半期レビュー報告書の文例<文例1>の脚注]

(注1) 事業所の都市名を記載する場合は、「〇〇県〇〇市」のように記載する(第60項)。

(注2) ① 監査人が無限責任監査法人の場合で、指定証明でないときには、以下とする。

〇〇監査法人

〇〇県〇〇市(注1)

代表社員

業務執行社員

公認会計士 〇〇〇〇

業務執行社員

公認会計士 〇〇〇〇

② 監査人が有限責任監査法人の場合は、以下とする。

〇〇有限責任監査法人

〇〇事務所(注1)

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 〇〇〇〇

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 〇〇〇〇

③ 監査人が公認会計士の場合には、以下とする。

〇〇〇〇 公認会計士事務所

〇〇県〇〇市(注1)

公認会計士 〇〇〇〇

〇〇〇〇 公認会計士事務所

〇〇県〇〇市(注1)

公認会計士 〇〇〇〇

(注3) 監査人が公認会計士の場合には、「私」又は「私たち」とする。

(注4) 四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成する場合の「監査人の結論」区分の記載は、以下とする。

①四半期レビューの対象の記載

「四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書」を「四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書」とする。

②監査人の結論の記載

「×年×月×日現在の財政状態及び同日をもって終了する第×四半期連結累計期間の経営成績」を「×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第×四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況」とする。

(注5) 四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書並びに四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成する場合の「監査人の結論」区分の記載は、以下とする。

①四半期レビューの対象の記載

「四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書」を「四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書」とする。

②監査人の結論の記載(第1四半期連結会計期間の場合)

「×年×月×日現在の財政状態及び同日をもって終了する第×四半期連結累計期間の経営成績」を「×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況」とする。

③監査人の結論の記載(第3四半期連結会計期間の場合)

「×年×月×日現在の財政状態及び同日をもって終了する第×四半期連結累計期間の経営成績」を「×年×月×日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況」とする。

(注6) 四半期連結損益及び包括利益計算書を作成する場合は、「四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書」を「四半期連結損益及び包括利益計算書」とする。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. XBRL データは四半期レビューの対象には含まれていません。

- (注7) 第3四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書を作成する場合は、「×年×月×日現在の財政状態及び同日をもって終了する第×四半期連結累計期間の経営成績」を「×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績」とする。
- (注8) 「監査役及び監査役会」は、会社の機関設計に応じて修正する(第60項)。  
指名委員会等設置会社の場合は「監査委員会」、監査等委員会設置会社の場合は「監査等委員会」とする。
- (注9) 「監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。」の下線部分は、会社の機関設計に応じて下記のように修正する。
- ・指名委員会等設置会社の場合  
「監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。」
  - ・監査等委員会設置会社の場合  
「監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。」
- (注10) (略)
- (注11) 四半期レビュー報告書の作成に当たっては、以下の監査基準報告書及び監査基準報告書実務指針の取扱いを参考にすることとする。
- ・ 監査基準報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」
  - ・ 監査基準報告書 705「独立監査人の監査報告書における除外事項付意見」
  - ・ 監査基準報告書 706「独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分」
  - ・ 監査基準報告書 710「過年度の比較情報 - 対応数値と比較財務諸表」
  - ・ 監査基準報告書 560「後発事象」
  - ・ 監査基準報告書 700 実務指針第1号「監査報告書の文例」

#### 作成にあたってのポイント

- ① 四半期レビュー報告書の作成にあたって参考となる日本公認会計士協会実務指針等は次のとおりです。
  - ・ 四半期レビュー基準報告書第1号「四半期レビュー」(2023年3月16日)
  - ・ 追加情報の注記について(監査・保証実務委員会実務指針第77号(2018年2月16日))
  - ・ 継続企業の前提に関する開示について(監査・保証実務委員会報告第74号(2009年4月21日))
  - ・ 監査基準報告書 700 実務ガイダンス第1号「監査報告書に係るQ&A(実務ガイダンス)」(2022年10月13日)
- ② 監査基準報告書 700 実務ガイダンス第1号「監査報告書に係るQ&A(実務ガイダンス)」のQ4-2では、EDINETで提出される監査報告書の欄外において、監査報告書の原本は会社が別途保管していること、及びXBRLデータは監査の対象には含まれていないことを記載するよう会社に求めることが適切と考えられるとされています。この記載は監査報告書を前提にした記載ですが、四半期レビュー報告書についても同様に表現を工夫するとされていますので、四半期レビュー報告書に合わせた欄外記載をすることが考えられます。

MEMO

MEMO

MEMO



MEMO

MEMO

# 確認書

記載事例

【表紙】	
【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第 24 条の 4 の 8 第 1 項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	○年○月○日
【会社名】	○○○○株式会社
【英訳名】	○○○○ Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 ○○ ○○
【最高財務責任者の役職氏名】	専務取締役 ○○ ○○
【本店の所在の場所】	東京都○○区○○ X-X-X
【縦覧に供する場所】	○○○○株式会社大阪支店 (大阪市中央区北浜○丁目○番○号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神 2 丁目 14 番 2 号)

〔第四号の二様式〕

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第 24 条の 4 の 2 第 項
【提出先】	____財務（支）局長
【提出日】	____年 ____月 ____日
【会社名】	_____
【英訳名】	_____
【代表者の役職氏名】	_____
【最高財務責任者の役職氏名】	_____
【本店の所在の場所】	_____
【縦覧に供する場所】	名称 _____ (所在地)

- 1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】
- 2 【特記事項】

〔第四号の二様式記載上の注意〕

- (1) 一般的事項
  - a 記載事項及び記載上の注意で、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、これに準じて記載することができる。
  - b 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、確認書の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。
- (2) 会社名  
提出者が指定法人である場合には、「会社」を「指定法人」に読み替えて記載すること。
- (3) 削除
- (4) 最高財務責任者の役職氏名  
会社が、財務報告に関し、代表者に準ずる責任を有する者として、最高財務責任者を定めている場合には、当該者の役職氏名を記載する。
- (5) 縦覧に供する場所  
公衆の縦覧に供する主要な支店、金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会について記載すること。
- (6)、(7) (略)
- (8) 読替え
  - a 提出者が、四半期報告書についての確認書を提出する場合には、本様式中「有価証券報告書」とあるのは「四半期報告書」と、「事業年度」とあるのは「四半期会計期間」と読み替えて記載すること。
  - b 提出者が、半期報告書についての確認書を提出する場合には、本様式中「有価証券報告書」とあるのは「半期報告書」と、「事業年度」とあるのは「中間会計期間」と読み替えて記載すること。

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

記載事例

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役〇〇〇〇及び最高財務責任者〇〇〇〇は、当社の第〇期第1四半期（自〇年4月1日至〇年6月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

記載事例（確認した範囲が限定されている場合）

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役〇〇〇〇及び最高財務責任者〇〇〇〇は、当社の第〇期第1四半期（自〇年4月1日至〇年6月30日）の四半期報告書の記載内容が、.....【具体的な理由】.....のため、  
.....【具体的範囲】.....を除き、金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

〔第四号の二様式記載上の注意〕

- (6) 有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項
- a 確認した有価証券報告書の事業年度を記載すること。なお、有価証券報告書の訂正報告書を確認した場合には、その旨を明記すること。
  - b 代表者及び最高財務責任者（会社が(4)にいう最高財務責任者を定めている場合に限る。）が有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正であることを確認した旨を記載すること。
  - c 確認を行った記載内容の範囲が限定されている場合には、その旨及びその理由を記載すること。

〔開示府令〕

（確認書の記載内容等）

第 17 条の 10 法第 24 条の 4 の 2 第 1 項の規定により確認書を有価証券報告書と併せて提出すべき会社（指定法人を含む。）又は同条第 2 項（法第 27 条において準用する場合を含む。）の規定により確認書を有価証券報告書と併せて提出する会社（指定法人を含む。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により確認書 3 通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

- 一 内国会社である場合 第四号の二様式
- 二 外国会社である場合 第九号の二様式

2 （略）

3 前 2 項の規定は、法第 24 条の 4 の 8（法第 27 条において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する四半期報告書に係る確認書について準用する。

4 （略）

〔開示ガイドライン〕

24 の 4 の 2 開示府令第四号の二様式記載上の注意(4)又は第九号の二様式記載上の注意(4)に規定する最高財務責任者は、会社が、財務報告に関し、代表者に準ずる責任を有する者を定めている場合における当該者をいい、単に財務を担当している者は、含まないことに留意する。

2【特記事項】

記載事例（特記事項がない場合）

2【特記事項】

特記すべき事項はありません。



〔第四号の二様式記載上の注意〕

(7) 特記事項

確認について特記すべき事項がある場合には、その旨及びその内容を記載すること。

〔金商法〕

(有価証券報告書の記載内容に係る確認書の提出)

第 24 条の 4 の 2 第 24 条第 1 項の規定による有価証券報告書を提出しなければならない会社（第 23 条の 3 第 4 項の規定により当該有価証券報告書を提出した会社を含む。次項において同じ。）のうち、第 24 条第 1 項第 1 号に掲げる有価証券の発行者である会社その他の政令で定めるものは、内閣府令で定めるところにより、当該有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正であることを確認した旨を記載した確認書（以下この条及び次条において「確認書」という。）を当該有価証券報告書（第 24 条第 8 項の規定により同項に規定する有価証券報告書等に代えて外国会社報告書を提出する場合にあっては、当該外国会社報告書）と併せて内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 第 24 条第 1 項の規定による有価証券報告書を提出しなければならない会社であって、前項の規定により確認書を有価証券報告書と併せて提出しなければならない会社以外の会社（政令で定めるものを除く。）は、同項に規定する確認書を任意に提出することができる。

3～6 (略)

(確認書に関する規定の四半期報告書への準用)

第 24 条の 4 の 8 第 24 条の 4 の 2 の規定は、前条第 1 項又は第 2 項（これらの規定を同条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により四半期報告書を提出する場合及び同条第 4 項において読み替えて準用する第 7 条第 1 項、第 9 条第 1 項又は第 10 条第 1 項の規定により訂正報告書を提出する場合について準用する。この場合において、第 24 条の 4 の 2 第 1 項中「有価証券報告書の記載内容」とあるのは「四半期報告書（その訂正報告書を含む。以下この条において同じ。）の記載内容」と、「有価証券報告書等に代えて外国会社報告書」とあるのは「四半期報告書に代えて外国会社四半期報告書」と、「当該外国会社報告書」とあるのは「当該外国会社四半期報告書」と、同条第 2 項中「有価証券報告書と併せて」とあるのは「四半期報告書と併せて」と、同条第 6 項中「第 24 条の 4 の 2 第 1 項又は第 2 項（これらの規定を同条第 3 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）及び第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による確認書」とあるのは「第 24 条の 4 の 8 において読み替えて準用する第 24 条の 4 の 2 第 1 項又は第 2 項（これらの規定を同条第 3 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）及び第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による確認書」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 (略)

MEMO

## 第 2 四半期報告書向け記載事例 (2023 年 9 月第 2 四半期提出用)

第 1 【企業の概況】	1. 主要な経営指標等の推移 .....	2
第 2 【事業の状況】	2. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 .....	10
第 3 【提出会社の状況】	1. 株式等の状況 (5) 大株主の状況 .....	12
第 4 【経理の状況】	冒頭記載 .....	14
	1. 四半期連結財務諸表 (3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書 .....	18
	注記事項 (会計方針の変更等) .....	26
	(四半期連結貸借対照表関係) .....	32
	(四半期連結損益計算書関係) .....	34
	(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係) .....	36
	(金融商品関係) .....	38
	(有価証券関係) .....	44
	(デリバティブ取引関係) .....	46

### 留意事項

第 2 四半期のみ記載が必要とされる事項や第 1 四半期とは記載内容が異なる事項に関する記載事例を掲載しています。したがって、第 1 四半期から第 3 四半期のそれぞれに共通する事項については、第 1 四半期提出用の記載事例を参照してください。

# 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

### 1【主要な経営指標等の推移】

記載事例

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第82期 第2四半期 連結累計期間	第83期 第2四半期 連結累計期間	第82期
会計期間	自○年4月1日 至○年9月30日	自○年4月1日 至○年9月30日	自○年4月1日 至○年3月31日
売上高(百万円)	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
経常利益(百万円)	X,XXX	X,XXX	X,XXX
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	X,XXX	X,XXX	X,XXX
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	X,XXX	X,XXX	X,XXX
純資産額(百万円)	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX
総資産額(百万円)	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	XX.XX	XX.XX	XX.XX
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	XX.XX	XX.XX	XX.XX
自己資本比率(%)	XX.X	XX.X	XX.X
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	X,XXX	X,XXX	X,XXX
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△ X,XXX	△ X,XXX	△ X,XXX
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	XXX	XXX	XXX
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX

回次	第82期 第2四半期 連結会計期間	第83期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自○年7月1日 至○年9月30日	自○年7月1日 至○年9月30日
1株当たり四半期純利益 (円)	XX.XX	XX.XX

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。

[「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(2022年10月28日)等を早期適用している場合]

2. 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、前第2四半期連結累計期間及び前第2四半期連結会計期間並びに前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっている。

[「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を早期適用し、2022年改正会計基準第20-3項ただし書き及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(2022年10月28日)第65-2項(2)ただし書きを適用している場合]

2. 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、前第2四半期連結累計期間及び前第2四半期連結会計期間並びに前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっている。なお、2022年改正会計基準については第20-

(記載上の注意)

(5) 主要な経営指標等の推移

a 提出会社が四半期連結財務諸表を作成している場合（当該提出会社が特定事業会社（第17条の15第2項に規定する事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。）であって、当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間（当連結会計年度の最初の四半期連結会計期間（以下この様式において「第1四半期連結会計期間」という。）の翌四半期連結会計期間をいう。以下この様式において同じ。）である場合を除く。）には、当四半期連結累計期間及び当四半期連結累計期間に対応する前年の四半期連結累計期間（以下この様式において「前年同四半期連結累計期間」という。）並びに最近連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等（指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合又は修正国際基準（連結財務諸表規則第94条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。）により四半期連結財務諸表を作成した場合（四半期連結財務諸表規則第94条の規定により修正国際基準による四半期連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。）は、これらの経営指標等に相当する指標等（(18)hの規定により指定国際会計基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表又は(18)iの規定により修正国際基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表を記載する場合は、これらに相当する指標等））の推移について記載すること。ただし、(a)、(c)及び(i)については、「第4 経理の状況」において当四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を記載する場合に、当四半期連結会計期間及び当四半期連結会計期間に対応する前年の四半期連結会計期間（以下この様式において「前年同四半期連結会計期間」という。）に係るものの括弧書きを併せて記載し、(g)、(h)及び(m)については当四半期連結累計期間及び前年同四半期連結累計期間の末日並びに最近連結会計年度の末日に係るものを記載し、(n)、(o)、(p)及び(q)については当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間である場合又は第2四半期連結会計期間以外の四半期連結会計期間であって「第4 経理の状況」に四半期連結キャッシュ・フロー計算書を記載した場合において、当四半期連結累計期間及び前年同四半期連結累計期間並びに最近連結会計年度に係るものを記載すること。

(a) 売上高

(b) 経常利益金額又は経常損失金額

(c) 親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は親会社株主に帰属する四半期純損失金額

(d) 親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額

(e) 四半期包括利益金額

(f) 包括利益金額

(g) 純資産額

(h) 総資産額

(i) 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額（四半期連結財務諸表規則第78条第1項の規定により注記しなければならない1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額をいう。）

(j) 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額（連結財務諸表規則第65条の2第1項の規定により注記しなければならない1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額をいう。）

(k) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額（四半期連結財務諸表規則第78条の2に規定する潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額をいう。）

(l) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額（連結財務諸表規則第65条の3に規定する潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額をいう。）

(m) 自己資本比率（四半期連結会計期間に係るものにあつては、四半期連結会計期間に係る純資産額から四半期連結財務諸表規則第56条の2において準用する連結財務諸表規則第43条の2の2の規定により掲記される株式引受権の金額、四半期連結財務諸表規則第57条において準用する連結財務諸表規則第43条の3第1項の規定により掲記される新株予約権の金額及び四半期連結財務諸表規則第58条に規定する非支配株主持分の金額を控除した額を当該四半期連結会計期間に係る総資産額で除した割合を、連結会計年度に係るものにあつては、連結会計年度に係る純資産額から連結財務諸表規則第43条の2の2の規定により掲記される株式引受権の金額、連結財務諸表規則第43条の3第1項の規定により掲記される新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第2条第12号に規定する非支配株主持分の金額を控除した額を当該連結会計年度に係る総資産額で除した割合をいう。）

(n) 営業活動によるキャッシュ・フロー

(o) 投資活動によるキャッシュ・フロー

(p) 財務活動によるキャッシュ・フロー

(q) 現金及び現金同等物の四半期末残高又は期末残高

3項ただし書きに定める経過的な取扱いを適用し、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)については第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いを適用している。この結果、当第2四半期連結累計期間及び当第2四半期連結会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっている。

#### 記載事例(脚注)

- (注) 1. 第〇〇期第2四半期連結累計期間末における総資産額の大幅な減少は、固定資産に係る多額の減損損失の計上等による。
2. 第〇〇期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していない。

- b 提出会社が四半期連結財務諸表を作成している場合（当該提出会社が特定事業会社であって、当四半期連結会計期間が第 2 四半期連結会計期間である場合を除く。）には、当四半期連結会計期間及び前年同四半期連結会計期間に係る 1 株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額（四半期連結財務諸表規則第 78 条第 1 項の規定により注記しなければならない 1 株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額又はこれらの金額に準じて算出したもの）を記載すること。ただし、a において記載した場合はこの限りでない。
- c 提出会社が四半期連結財務諸表を作成していない場合（当該提出会社が特定事業会社であって、当四半期会計期間が第 2 四半期会計期間（当事業年度の最初の四半期会計期間（以下c及び(27)bにおいて「第 1 四半期会計期間」という。）の翌四半期会計期間をいう。以下この様式において同じ。）である場合を除く。）には、提出会社の当四半期累計期間及び当四半期累計期間に対応する前年の四半期累計期間（以下cにおいて「前年同四半期累計期間」という。）並びに最近事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。ただし、(a)、(c)及び(j)については、「第 4 経理の状況」において当四半期会計期間に係る四半期損益計算書を記載する場合には、当四半期会計期間及び当四半期会計期間に対応する前年の四半期会計期間（以下c及びdにおいて「前年同四半期会計期間」という。）に係るものの括弧書きを併せて記載し、(f)、(g)、(h)、(i)及び(o)については、当四半期会計期間及び前年同四半期会計期間の末日並びに最近事業年度の末日に係るものを記載し、(p)、(q)、(r)及び(s)については、当四半期会計期間が第 2 四半期会計期間である場合又は第 2 四半期会計期間以外の四半期会計期間であって「第 4 経理の状況」に四半期キャッシュ・フロー計算書を記載した場合において、当四半期累計期間及び前年同四半期累計期間並びに最近事業年度に係るものを記載すること。
- (a) 売上高
  - (b) 経常利益金額又は経常損失金額
  - (c) 四半期純利益金額又は四半期純損失金額
  - (d) 当期純利益金額又は当期純損失金額
  - (e) 持分法を適用した場合の投資利益又は投資損失の金額（四半期財務諸表等規則第 12 条の規定により注記しなければならない投資利益又は投資損失の金額をいう。）
  - (f) 資本金
  - (g) 発行済株式総数
  - (h) 純資産額
  - (i) 総資産額
  - (j) 1 株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額（四半期財務諸表等規則第 70 条第 1 項の規定により注記しなければならない 1 株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額をいう。）
  - (k) 1 株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額（財務諸表等規則第 95 条の 5 の 2 第 1 項の規定により注記しなければならない 1 株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額をいう。）
  - (l) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額（四半期財務諸表等規則第 70 条の 2 第 1 項に規定する潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額をいう。）
  - (m) 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額（財務諸表等規則第 95 条の 5 の 3 第 1 項に規定する潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額をいう。）
  - (n) 1 株当たり配当額（会社法第 453 条の規定に基づき支払われた剰余金の配当（同法第 454 条第 5 項に規定する中間配当の金額を含む。）をいう。）
  - (o) 自己資本比率（四半期会計期間に係るものにあつては、四半期会計期間に係る純資産額から四半期財務諸表等規則第 50 条の 2 において準用する財務諸表等規則第 67 条の 2 の規定により掲記される株式引受権の金額及び四半期財務諸表等規則第 51 条において準用する財務諸表等規則第 68 条第 1 項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を当該四半期会計期間に係る総資産額で除した割合を、事業年度に係るものにあつては、事業年度に係る純資産額から財務諸表等規則第 67 条の 2 の規定により掲記される株式引受権の金額及び財務諸表等規則第 68 条第 1 項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を当該事業年度に係る総資産額で除した割合をいう。）
  - (p) 営業活動によるキャッシュ・フロー
  - (q) 投資活動によるキャッシュ・フロー
  - (r) 財務活動によるキャッシュ・フロー
  - (s) 現金及び現金同等物の四半期末残高又は期末残高
- d 提出会社が四半期連結財務諸表を作成していない場合（当該提出会社が特定事業会社であって、当四半期会計期間が第 2 四半期会計期間である場合を除く。）には、当四半期会計期間及び前年同四半期会計期間に係る 1 株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額（四半期財務諸表等規則第 70 条第 1 項の規定により注記しなければならない 1 株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額又はこれらの金額に準じて算出したもの）を記

記載事例（四半期連結財務諸表を作成していない場合）

1【主要な経営指標等の推移】

回 次	第 82 期 第 2 四半期 累計期間	第 83 期 第 2 四半期 累計期間	第 82 期
会 計 期 間	自 ○年 4 月 1 日 至 ○年 9 月 30 日	自 ○年 4 月 1 日 至 ○年 9 月 30 日	自 ○年 4 月 1 日 至 ○年 3 月 31 日
売 上 高 (百万円)	XXX, XXX	XXX, XXX	XXX, XXX
経 常 利 益 (百万円)	X, XXX	X, XXX	X, XXX
四半期（当期）純利益 (百万円)	X, XXX	X, XXX	X, XXX
持分法を適用した 場合の投資利益 (百万円)	XXX	XXX	XXX
資 本 金 (百万円)	XX, XXX	XX, XXX	XX, XXX
発 行 済 株 式 総 数 (千株)	XXX, XXX	XXX, XXX	XXX, XXX
純 資 産 額 (百万円)	XX, XXX	XX, XXX	XX, XXX
総 資 産 額 (百万円)	XXX, XXX	XXX, XXX	XXX, XXX
1 株 当 たり 四 半 期 (当 期) 純 利 益 (円)	XX. XX	XX. XX	XX. XX
潜在株式調整後 1 株 当 たり 四 半 期 (当 期) 純 利 益 (円)	XX. XX	XX. XX	XX. XX
1 株 当 たり 配 当 額 (円)	X. XX	X. XX	X. XX
自 己 資 本 比 率 (%)	XX. X	XX. X	XX. X
営 業 活 動 に よ る キャ ッ シ ュ ・ フ ロ ー (百万円)	X, XXX	X, XXX	X, XXX
投 資 活 動 に よ る キャ ッ シ ュ ・ フ ロ ー (百万円)	△ X, XXX	△ X, XXX	△ X, XXX
財 務 活 動 に よ る キャ ッ シ ュ ・ フ ロ ー (百万円)	XXX	XXX	XXX
現 金 及 び 現 金 同 等 物 の 四 半 期 末 ( 期 末 ) 残 高 (百万円)	XX, XXX	XX, XXX	XX, XXX

回 次	第 82 期 第 2 四半期 会計期間	第 83 期 第 2 四半期 会計期間
会 計 期 間	自 ○年 7 月 1 日 至 ○年 9 月 30 日	自 ○年 7 月 1 日 至 ○年 9 月 30 日
1 株 当 たり 四 半 期 純 利 益 (円)	XX. XX	XX. XX



載すること。ただし、cにおいて記載した場合はこの限りでない。

- e 提出会社が特定事業会社であって、当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間（中間連結財務諸表を作成していない場合は、第2四半期会計期間）である場合には、第五号様式記載上の注意(5)に準じて記載すること。

#### 〔開示府令〕

（四半期報告書の記載内容等）

第17条の15（略）

2 法第24条の4の7第1項に規定する内閣府令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

- 一 銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第2項に定める銀行業（同条第1項に定める銀行（同法第47条第1項の規定により同法第4条第1項の内閣総理大臣の免許を受けた外国銀行を除く。）が行うものに限る。）に係る事業及び同法第52条の21第2項に定める業務（同法第2条第13項に定める銀行持株会社が行うものに限る。）に係る事業
  - 二 保険業法第2条第1項に定める保険業（保険会社（同条第2項に定める保険会社をいう。以下この号において同じ。）が行うものに限る。）及び同条第17項に定める少額短期保険業（少額短期保険業者（同条第18項に定める少額短期保険業者をいう。以下この号において同じ。）が行うものに限る。）並びに同法第271条の21第1項に定める業務（同法第2条第16項に定める保険持株会社（当該保険持株会社の最近事業年度に係る有価証券報告書における当該保険持株会社の子会社である保険会社及び少額短期保険業者の株式の価額の合計額の当該保険持株会社の総資産の額に対する割合が100分の50を超えるものに限る。）が行うものに限る。）及び同法第272条の38第1項に定める業務（同法第272条の37第2項に定める少額短期保険持株会社（当該少額短期保険持株会社の最近事業年度に係る有価証券報告書における当該少額短期保険持株会社の子会社である少額短期保険業者の株式の価額の合計額の当該少額短期保険持株会社の総資産の額に対する割合が100分の50を超えるものに限る。）が行うものに限る。）
  - 三 信用金庫法（昭和26年法律第238号）第54条に定める業務（同法第6条第1項第2号に掲げる者が行うものに限る。）に係る事業
- 3（略）

#### 〔開示ガイドライン〕

（最初に提出する四半期報告書の記載上の特例）

24の4の7-6 法第24条の4の7第1項又は第2項の規定に該当しなかったことにより当四半期会計期間に対応する前事業年度の四半期会計期間（以下「前年同四半期」という。）に係る四半期報告書を提出していない場合（24の4の7-1のただし書により四半期報告書を提出しなかった場合を含む。）における四半期報告書の記載に当たっては、開示府令第四号の三様式又は第九号の三様式の記載上の注意において前年同四半期との対比の記載を求められる事項であっても、当該対比は要しないものとする。

5-12-2 連結財務諸表規則第2条第43号及び財務諸表等規則第8条第51項に規定する遡及適用、連結財務諸表規則第2条第44号に規定する連結財務諸表の組替え及び財務諸表等規則第8条第52項に規定する財務諸表の組替え、連結財務諸表規則第2条第45号及び財務諸表等規則第2条第53項に規定する修正再表示並びに財務諸表等規則第8条第27項に規定する企業結合に係る暫定的な会計処理の確定（以下5-12-2において「遡及適用等」という。）を行った場合は、開示府令第二号様式記載上の注意(25)の規定による最近5連結会計年度及び最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移の記載において、最近連結会計年度の直前連結会計年度及び最近事業年度の直前事業年度に係る主要な経営指標等（開示府令第二号様式における記載事項のうち、これらの主要な経営指標等に関連する情報を含む。以下5-12-2において同じ。）について、当該遡及適用等の内容を反映しなければならないことに留意する。なお、当該直前連結会計年度の前連結会計年度及び当該直前事業年度の前事業年度の主要な経営指標等について遡及適用等の内容を反映することは可能であることに留意する。

ただし、遡及適用等の内容を反映した場合には、その旨を注記しなければならない。

開示府令第二号の四様式から第二号の七様式までの「主要な経営指標等の推移」の記載についても同様とする。

（有価証券届出書等に関する取扱いの準用）

24の4の7-7 5-3、5-6、5-7-3、5-10、5-12-2、5-13、5-14、5-16、5-16-2、5-17から5-21、5-22-2、5-23、5-23-2、5-44及び24-13は、四半期報告書に関する取扱いについて準用する。

MEMO

#### 作成にあたってのポイント

- ① 第2四半期においては、「営業活動によるキャッシュ・フロー」、「投資活動によるキャッシュ・フロー」、「財務活動によるキャッシュ・フロー」及び「現金及び現金同等物の四半期末残高又は期末残高」の記載をすることとなります。また、第1四半期及び第3四半期で「第4 経理の状況」において四半期連結キャッシュ・フロー計算書を記載した場合も、同様に記載することとなります。
- ② 「第4 経理の状況」において、四半期連結累計期間のみの四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を記載している場合でも、当四半期連結会計期間及び前年同四半期連結会計期間に係る1株当たり四半期純利益又は四半期純損失を記載することとなりますので、ご注意ください。その際には、四半期連結会計期間に係る1株当たり四半期純利益又は四半期純損失を追加的な表を用いて記載することが考えられます。

## 第2【事業の状況】

### 2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### 記載事例

#### 2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものである。

##### (1) 財政状態及び経営成績の状況

当社グループは、  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....°

セグメントごとの経営成績は、次のとおりである。

①○○○

○○○は、  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....°

②×××  
(略)

③△△△  
(略)

④□□□  
(略)

⑤その他  
(略)

##### (2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....°

##### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における営業活動による資金の増加はX,XXX百万円であり、  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....°

##### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

(略)

##### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

(略)

(記載上の注意)

(8) 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

a 四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関して投資者が適正な判断を行うことができるよう、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容(次に掲げる事項のほか、例えば、経営成績に重要な影響を与える要因についての分析、資本の財源及び資金の流動性に係る情報)を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。ただし、当四半期連結会計期間が、(23)の規定により「第4 経理の状況」において四半期連結キャッシュ・フロー計算書を掲げた四半期連結会計期間以外の四半期連結会計期間(四半期連結財務諸表を作成していない場合は、(28)の規定により「第4 経理の状況」において四半期キャッシュ・フロー計算書を掲げた四半期会計期間以外の四半期会計期間)である場合には、キャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容の記載を要しない。

(a) 当四半期連結累計期間における事業全体及びセグメント情報に記載された区分ごとの経営成績の状況並びにキャッシュ・フローの状況についての前年同四半期連結累計期間との比較・分析。なお、連結会社が経営方針・経営戦略等を定めている場合で、経営者において、当該経営方針・経営戦略等との比較が、前年同四半期連結累計期間との比較よりも投資者の理解を深めると判断したときは、前年同四半期連結累計期間との比較・分析に代えて、当該経営方針・経営戦略等と比較・分析して記載することができる。

また、当四半期連結累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載(第二号様式記載上の注意(32)a(g)における記載をいう。)について重要な変更があった場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること。

(b) 当四半期連結累計期間において、連結会社が経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等を定めている場合における当該経営方針・経営戦略等又は当該指標等について、既に提出した有価証券報告書に記載された内容に比して重要な変更があったとき又は新たに経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等を定めた場合には、その内容及び理由。

(c) 当四半期連結累計期間において、連結会社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更があった場合又は新たに事業上及び財務上の対処すべき課題が生じた場合におけるその内容、対処方針等。

財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(以下(c)及び(12)aにおいて「基本方針」という。)を定めている会社において、当四半期連結累計期間に当該基本方針に重要な変更があった場合にはその内容。また、当四半期連結累計期間において、新たに基本方針を定めた場合には、会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第118条第3号に掲げる事項。

(d) 当四半期連結累計期間における研究開発活動の金額。加えて、研究開発活動の状況(例えば、研究の目的、主要課題、研究成果、研究体制等)に重要な変更があった場合には、セグメント情報に関連付けた内容。

(e) 当四半期連結累計期間において、連結会社又は提出会社の従業員数(就業人員数をいう。以下この様式において同じ。)に著しい増加又は減少があった場合には、セグメント情報に関連付けて、その事情及び内容。

(f) 当四半期連結累計期間において、生産、受注及び販売の実績について著しい変動があった場合には、その内容。

(g) 当四半期連結累計期間において、主要な設備(連結会社以外の者から賃借しているものを含む。)に関し、次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める内容。

i 新設、休止、大規模改修、除却、売却等により著しい変動があった場合 その内容

ii 最近連結会計年度末において計画中であった新設、休止、大規模改修、除却、売却等について著しい変更があった場合 その内容

b 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものである旨を記載すること。

作成にあたってのポイント

① 第2四半期においては、「第4 経理の状況」において四半期連結キャッシュ・フロー計算書を記載することとなりますので、キャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容の記載は必要となりますが、当四半期が第1四半期又は第3四半期の場合で四半期連結キャッシュ・フロー計算書を記載していないときは、キャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容の記載は要しないとされています。

② キャッシュ・フローの状況については、現金及び現金同等物の異動状況について説明するほか、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローの区分ごとに、前年同四半期連結累計期間との数値の比較増減、その背景等について記載することが適当と考えられます。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (5)【大株主の状況】

#### 記載事例

##### (5)【大株主の状況】

○年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する 所有株式数の割合(%)
A電機工業株式会社	東京都千代田区〇〇1丁目5番5号	XX,XXX	XX.XX
株式会社B製鋼所	大阪府大阪市中央区〇〇5丁目15番地	XX,XXX	X.XX
C生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区〇〇4丁目7番地	XX,XXX	X.XX
D火災海上保険株式会社	東京都中央区〇〇5丁目3番16号	X,XXX	X.XX
株式会社E興業	東京都新宿区〇〇〇1丁目3番1号	X,XXX	X.XX
F信託銀行株式会社	大阪府大阪市中央区〇〇5丁目22番地	X,XXX	X.XX
G信託銀行株式会社	東京都中央区〇〇1丁目2番1号	X,XXX	X.XX
H商事株式会社	東京都千代田区〇〇1丁目1番3号	X,XXX	X.XX
Iバンク エヌイー ロンドン (常任代理人〇〇〇〇)	〇〇HOUSE, 〇〇STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND(東京都中央区〇〇2丁目1番1号)	X,XXX	X.XX
〇〇(株)従業員持株会	東京都港区〇〇2丁目3番2号	X,XXX	X.XX
計	-	XXX,XXX	XX.XX

- (注) 1. F信託銀行株式会社及びG信託銀行株式会社の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数はF信託銀行株式会社 X,XXX 千株、G信託銀行株式会社 X,XXX 千株である。
2. H商事株式会社が所有している株式については、会社法施行規則第67条第1項の規定により議決権を有していない。
3. H商事株式会社は、○年10月1日に株式会社Hコーポレーションに商号変更されている。

#### 記載事例 (証券保管振替機構名義の株式数が「大株主」の欄の10番目に掲げられている株主の所有数以上である場合)

(注) 上記のほか、株式会社証券保管振替機構名義の株式が X,XXX 千株ある。

#### 記載事例 (大株主となる大量保有報告書が公衆の縦覧に供されたが、株主名簿と保有状況が大幅に相違しており、当第2四半期会計期間末現在で実質所有状況が確認できない場合)

(注) ○年○月○日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、株式会社△△△が○年○月○日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができないので、上記大株主の状況には含めていない。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりである。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社△△△	東京都港区赤坂〇丁目〇番〇号	X,XXX	X.XX

#### 記載事例 (信託銀行の信託業務に係る株式数を当第2四半期会計期間末現在で確認できない場合)

(注) 当第2四半期会計期間末現在における、〇〇信託銀行株式会社の信託業務に係る株式数については、当社として把握することができない。

(記載上の注意)

(15) 大株主の状況

- a 当四半期会計期間が第 2 四半期会計期間である場合について、当四半期会計期間の末日現在の「大株主の状況」について記載すること。
- b 「所有株式数」の欄には、他人（仮設人を含む。）名義で所有している株式数を含めた実質所有により記載すること。
- c 「大株主」は、所有株式数の多い順（提出会社を除く。）に 10 名程度について記載し、会社法施行規則第 67 条第 1 項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、その旨を併せて記載すること。ただし、会社が 2 以上の種類の株式を発行している場合であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときは、所有株式に係る議決権の個数の多い順に 10 名程度についても併せて記載すること。

なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市町村（第 21 条第 2 項に規定する市町村をいう。）までを記載しても差し支えない。

- d 会社が発行する株券等に係る大量保有報告書等が法第 27 条の 30 の 7 の規定により公衆の縦覧に供された場合又は会社が大量保有報告書等の写しの送付を受けた場合（法第 27 条の 30 の 11 第 4 項の規定により送付したとみなされる場合を含む。）であって、当該大量保有報告書等に記載された当該書類の提出者の株券等の保有状況が株主名簿の記載内容と相違するときには、実質所有状況を確認して記載すること。

なお、記載内容が大幅に相違している場合であって実質所有状況の確認ができないときには、その旨及び大量保有報告書等の記載内容を注記すること。

作成にあたってのポイント

- ① 当四半期会計期間が第 2 四半期会計期間の場合、当四半期会計期間の末日現在の「大株主の状況」について記載します。大株主については、いわゆる実質主義によって 10 名程度を記載することとされていますが、例えば持株割合が同一の株主が第 10 位に複数いるような場合には、10 名に限定されず 11 名、12 名を記載することが必要と考えられます。なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載にあたっては、市区町村名までの記載で差し支えないとされています。
- ② 外国人株主を記載する場合には、我が国の常任代理人についても記載を行うことが一般的に慣例化されています。また、外国人株主の氏名又は名称及び住所は、カタカナやローマ字等を用いて、正確に分かりやすく表示することが望ましいと思われれます。
- ③ 当四半期会計期間の末日後、四半期報告書提出日までに商号変更等で株主の氏名又は名称が変更された場合、または、住所に変更があった場合には、注記等によりその旨を記載することが適当と考えられます。（左記の上段の記載事例注 3 参照）
- ④ 大量保有報告書等が EDINET により公衆の縦覧に供された場合又は会社が大量保有報告書等の写しの送付を受けた場合、その保有状況が株主名簿の記載内容と相違するときには、実質所有状況を確認して記載することとされ、また、記載内容が大幅に相違しており、その確認ができない場合には、その旨及び大量保有報告書等の記載内容を注記することとされています。
- ⑤ 信託銀行については、年金信託設定分、投資信託設定分等がそれぞれ大株主に該当する場合であっても、「大株主の状況」では、これら信託業務分を含んだ合計値で記載し、当該信託業務分は脚注で記載することが適当と考えられます。また、退職給付信託分の株式についても同様の取扱いとなります。この場合、当該信託業務分の内訳を記載することは差し支えないものと考えられます。なお、当第 2 四半期会計期間の末日現在における信託業務分の株式数を確認できない場合は、その旨を記載することが適当と考えられます。
- ⑥ 提出会社が保有する自己株式数については、注記することも妨げられないと考えられます。

## 第4【経理の状況】

冒頭記載

記載事例

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について  
(略)

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（○年7月1日から○年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（○年4月1日から○年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、○○監査法人による四半期レビューを受けている。

記載事例（公認会計士又は監査法人が交代した場合）

当社の監査法人は次のとおり交代している。

第△△期第1四半期連結会計期間及び第1四半期連結累計期間

監査法人××××

第△△期第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間

○○○○監査法人



(記載上の注意)

(18) 経理の状況

- a 財務諸表等規則別記に掲げる事業を営む会社が、特別の法令若しくは準則の定めるところにより又はこれに準じて四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表（gにおいて「四半期連結財務諸表等」という。）を作成している場合には、その旨を記載すること。
- b 指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。  
また、修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。
- c 四半期連結財務諸表を作成していない場合には、その旨及び作成していない理由を記載すること。
- d 提出会社が四半期連結財務諸表を作成していない場合であって、四半期財務諸表等規則第83条第2項の規定により指定国際会計基準により四半期財務諸表を作成したときには、その旨を記載すること。
- e 提出会社が特定事業会社であって、(30)の規定により中間連結財務諸表及び中間財務諸表（以下(18)において「中間連結財務諸表等」という。）を作成している場合には、その旨を記載すること。  
また、中間連結財務諸表規則第87条及び中間財務諸表等規則第74条第2項の規定により中間連結財務諸表等を指定国際会計基準により作成した場合には、併せて、その旨を記載すること。  
また、中間連結財務諸表規則第88条の規定により中間連結財務諸表を修正国際基準により作成した場合には、併せて、その旨を記載すること。
- f 提出会社が法の規定により提出する四半期連結財務諸表等（eの規定により中間連結財務諸表等を作成している場合には、中間連結財務諸表等）の適正性を確保するための特段の取組みを行っている場合には、その旨及びその取組みの具体的な内容を記載すること。ただし、前事業年度の有価証券報告書又は当四半期連結累計期間に提出した有価証券届出書に記載された連結財務諸表及び財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに重要な変更がない場合には、記載を要しない。
- g 四半期連結財務諸表等又は中間連結財務諸表等について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨及び公認会計士の氏名又は監査法人の名称を記載すること。  
なお、当四半期連結会計期間において、公認会計士又は監査法人が交代した場合には、その旨を記載すること。
- h 連結財務諸表規則第1条の2に規定する指定国際会計基準特定会社が連結財務諸表規則（第7章及び第8章を除く。）、修正国際基準又は米国基準により作成した最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した最近事業年度に係る有価証券報告書を法第24条第1項の規定により提出しており、当該有価証券報告書の提出後第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書を提出するまでの間において、最近連結会計年度に係る連結財務諸表を指定国際会計基準により作成した場合には、当該四半期報告書において(19)から(24)までの規定により記載した四半期連結財務諸表の下に「国際会計基準による前連結会計年度に係る連結財務諸表」の項を設け、当該連結財務諸表を記載することができる。
- i 連結財務諸表規則第1条の3に規定する修正国際基準特定会社が連結財務諸表規則（第7章及び第8章を除く。）、指定国際会計基準又は米国基準により作成した最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した最近事業年度に係る有価証券報告書を法第24条第1項の規定により提出しており、当該有価証券報告書の提出後第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書を提出するまでの間において、最近連結会計年度に係る連結財務諸表を修正国際基準により作成した場合には、当該四半期報告書において(19)から(24)までの規定により記載した四半期連結財務諸表の下に「修正国際基準による前連結会計年度に係る連結財務諸表」の項を設け、当該連結財務諸表を記載することができる。

[開示ガイドライン]

- 5-21 有価証券届出書に記載された財務諸表、連結財務諸表、四半期連結財務諸表、四半期財務諸表、中間財務諸表及び中間連結財務諸表並びに財務書類の金額単位を変更したときは、当該事業年度の有価証券届出書の「経理の状況」の冒頭にその内容を記載するものとする。

(有価証券届出書等に関する取扱いの準用)

- 24の4の7-7 5-3、5-6、5-7-3、5-10、5-12-2、5-13、5-14、5-16、5-16-2、5-17 から5-21、5-22-2、5-23、5-23-2、5-44 及び24-13は、四半期報告書に関する取扱いについて準用する。

- 24の4の7-9 法第24条の4の7第1項又は第2項の規定により提出する第1四半期会計期間又は第3四半期会計期間（第2四半期会計期間の翌四半期会計期間をいう。）に係る四半期報告書の「経理の状況」に、四半期連結財務諸表規則第5条の2第2項又は第3項の規定により作成した四半期連結キャッシュ・フロー計算書（四半期連結財務諸

MEMO

表を作成していない場合は、四半期財務諸表等規則第4条の2第2項又は第3項の規定により作成した四半期キャッシュ・フロー計算書)を記載する場合には、当該四半期報告書の「経理の状況」の冒頭にその旨を記載しなければならないことに留意する。

24の4の7-10 法第24条の4の7第1項又は第2項の規定により提出する四半期報告書の「経理の状況」に、四半期連結財務諸表規則第64条第3項若しくは第4項又は第83条の2第3項の規定により作成した四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書(四半期連結財務諸表を作成していない場合は、四半期財務諸表等規則第56条第3項又は第4項の規定により作成した四半期会計期間に係る四半期損益計算書)を記載する場合には、当該四半期報告書の「経理の状況」の冒頭にその旨を記載しなければならないことに留意する。

#### 〔四半期連結財規〕

(金額の表示の単位)

第29条 四半期連結財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額は、百万円単位又は千円単位をもって表示するものとする。

#### 作成にあたってのポイント

- ① 第2四半期及び第3四半期において四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を記載した場合には、経理の状況の冒頭記載においてその旨(例えば、「四半期連結財務諸表規則第64条第3項及び第83条の2第3項により、四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書を作成している。」)を記載することとされています。なお、第1四半期及び第3四半期において四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を記載した場合も冒頭にその旨の記載が必要となります。
- ② 公認会計士又は監査法人が交代した場合には、その旨を記載することとされています。この場合の比較対象は、直前の四半期連結会計期間(第1四半期連結会計期間の場合は、前連結会計年度)であると解されています。また、「当四半期連結会計期間において」とされていることから、第1四半期連結会計期間の場合は、前連結会計年度のみが比較対象となります。なお、同一監査法人内における業務執行社員の変更は、記載の対象にはならないと解されています。

## 1 【四半期連結財務諸表】

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

記載事例（直接法による場合）

（単位：百万円）

	前第2四半期連結累計期間 （自〇年4月1日 至〇年9月30日）	当第2四半期連結累計期間 （自〇年4月1日 至〇年9月30日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
営業収入	XXX	XXX
原材料又は商品の仕入れによる支出	△XXX	△XXX
人件費の支出	△XXX	△XXX
その他の営業支出	△XXX	△XXX
小計	XXX	XXX
利息及び配当金の受取額	XXX	XXX
利息の支払額	△XXX	△XXX
損害賠償金の支払額	△XXX	△XXX
・・・・・・・・・・	XXX	XXX
法人税等の支払額	△XXX	△XXX
営業活動によるキャッシュ・フロー	XXX	XXX
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△XXX	△XXX
有価証券の売却による収入	XXX	XXX
有形固定資産の取得による支出	△XXX	△XXX
有形固定資産の売却による収入	XXX	XXX
投資有価証券の取得による支出	△XXX	△XXX
投資有価証券の売却による収入	XXX	XXX
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△XXX	△XXX
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	XXX	XXX
貸付けによる支出	△XXX	△XXX
貸付金の回収による収入	XXX	XXX
・・・・・・・・・・	XXX	XXX
投資活動によるキャッシュ・フロー	XXX	XXX

(記載上の注意)

(23) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書

当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間である場合又は当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間以外の四半期連結会計期間である場合であって、四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成したときは、当四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を掲げること。

[四半期連結キャッシュ・フロー計算書に関する主な四半期連結財規の規定]

項目	四半期連結財規
四半期連結キャッシュ・フロー計算書	第5条の2
四半期連結キャッシュ・フロー計算書の記載方法	第84条
四半期連結キャッシュ・フロー計算書の表示区分	第85条
営業活動によるキャッシュ・フローの表示方法等	第86条(連結財規第84条～第89条を準用)

[四半期連結財規]

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書)

- 第5条の2 四半期連結財務諸表提出会社は、第2・四半期連結累計期間(連結会計年度の開始の日から当該連結会計年度の最初の四半期連結会計期間(以下「第1・四半期連結会計期間」という。))の翌四半期連結会計期間(以下「第2・四半期連結会計期間」という。))の末日までの期間をいう。)に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しなければならない。
- 2 四半期連結財務諸表提出会社は、第1・四半期連結累計期間(連結会計年度の開始の日から第1・四半期連結会計期間の末日までの期間をいう。以下同じ。))に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成することができる。
- 3 四半期連結財務諸表提出会社は、第1・四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成する場合には、第3・四半期連結累計期間(連結会計年度の開始の日から第2・四半期連結会計期間の翌四半期連結会計期間(以下「第3・四半期連結会計期間」という。))の末日までの期間をいう。以下同じ。))に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、第3・四半期連結会計期間において大規模な企業結合が行われたことその他の事情により、第3・四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成することが実務上困難なときは、当該第3・四半期連結キャッシュ・フロー計算書の作成を要しない。この場合においては、当該第3・四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成することができない旨及びその理由を注記しなければならない。

(営業活動によるキャッシュ・フローの表示方法等)

第86条 連結財務諸表規則第84条から第89条までの規定は、四半期連結キャッシュ・フロー計算書の記載方法について準用する。この場合において、連結財務諸表規則第84条第2号中「税金等調整前当期純利益金額又は税金等調整前当期純損失金額」とあるのは「税金等調整前四半期純利益金額又は税金等調整前四半期純損失金額」と、同号イ及びハ中「連結損益計算書」とあるのは「四半期連結損益計算書」と読み替えるものとする。

[連結財規]

(営業活動によるキャッシュ・フローの表示方法)

第84条 前条第1号に掲げる営業活動によるキャッシュ・フローの区分には、次の各号に掲げるいずれかの方法により、営業利益又は営業損失の計算の対象となった取引に係るキャッシュ・フロー並びに投資活動及び財務活動以外の取引に係るキャッシュ・フローを、その内容を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、その金額が少額なもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもって一括して掲記することができる。

- 一 営業収入、原材料又は商品の仕入れによる支出、人件費の支出その他適当と認められる項目に分けて主要な取引ごとにキャッシュ・フローを総額により表示する方法
- 二 税金等調整前当期純利益金額又は税金等調整前当期純損失金額に、次に掲げる項目を加算又は減算して表示する方法

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自〇年4月1日 至〇年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自〇年4月1日 至〇年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	XXX	XXX
短期借入金の返済による支出	△XXX	△XXX
長期借入れによる収入	XXX	XXX
長期借入金の返済による支出	△XXX	△XXX
社債の発行による収入	XXX	XXX
社債の償還による支出	△XXX	△XXX
株式の発行による収入	XXX	XXX
自己株式の取得による支出	△XXX	△XXX
配当金の支払額	△XXX	△XXX
非支配株主への配当金の支払額	△XXX	△XXX
連結の範囲の変更を伴わない子会社 株式の取得による支出	△XXX	△XXX
連結の範囲の変更を伴わない子会社 株式の売却による収入	XXX	XXX
・・・・・・・・・・・・・・・・	XXX	XXX
財務活動によるキャッシュ・フロー	XXX	XXX
現金及び現金同等物に係る換算差額	XXX	XXX
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	XXX	XXX
現金及び現金同等物の期首残高	XXX	XXX
現金及び現金同等物の四半期末残高	XXX	XXX

- イ 連結損益計算書に収益又は費用として計上されている項目のうち資金の増加又は減少を伴わない項目
- ロ 売上債権、棚卸資産、仕入債務その他営業活動により生じた資産及び負債の増加額又は減少額
- ハ 連結損益計算書に収益又は費用として計上されている項目のうち投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローの区分に含まれる項目

(投資活動によるキャッシュ・フローの表示方法)

第 85 条 第 83 条第 2 号に掲げる投資活動によるキャッシュ・フローの区分には、主要な取引ごとにキャッシュ・フローを総額により表示する方法により、有価証券（現金同等物を除く。以下この条において同じ。）の取得による支出、有価証券の売却による収入、有形固定資産の取得による支出、有形固定資産の売却による収入、投資有価証券の取得による支出、投資有価証券の売却による収入、貸付けによる支出、貸付金の回収による収入その他投資活動に係るキャッシュ・フローを、その内容を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、その金額が少額なもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもって一括して掲記することができる。

(財務活動によるキャッシュ・フローの表示方法)

第 86 条 第 83 条第 3 号に掲げる財務活動によるキャッシュ・フローの区分には、主要な取引ごとにキャッシュ・フローを総額により表示する方法により、短期借入れによる収入、短期借入金の返済による支出、長期借入れによる収入、長期借入金の返済による支出、社債の発行による収入、社債の償還による支出、株式の発行による収入、自己株式の取得による支出その他財務活動に係るキャッシュ・フローを、その内容を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、その金額が少額なもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもって一括して掲記することができる。

(現金及び現金同等物に係る換算差額等の記載)

第 87 条 第 83 条第 4 号に掲げる現金及び現金同等物に係る換算差額の区分には、外貨建ての資金の円貨への換算による差額を記載するものとする。

- 2 第 83 条第 5 号に掲げる現金及び現金同等物の増加額又は減少額の区分には、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローの収支差額の合計額に前項に規定する外貨建ての資金の円貨への換算による差額を加算又は減算した額を記載するものとする。

(利息及び配当金に係るキャッシュ・フローの表示方法)

第 88 条 利息及び配当金に係るキャッシュ・フローは、次の各号に掲げるいずれかの方法により記載するものとする。

- 一 利息及び配当金の受取額並びに利息の支払額は第 83 条第 1 号に掲げる営業活動によるキャッシュ・フローの区分に記載し、配当金の支払額は同条第 3 号に掲げる財務活動によるキャッシュ・フローの区分に記載する方法
  - 二 利息及び配当金の受取額は第 83 条第 2 号に掲げる投資活動によるキャッシュ・フローの区分に記載し、利息及び配当金の支払額は同条第 3 号に掲げる財務活動によるキャッシュ・フローの区分に記載する方法
- 2 配当金の支払額は、連結財務諸表提出会社による配当金の支払額と非支配株主への配当金の支払額とに分けて記載しなければならない。

(連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得又は売却に係るキャッシュ・フロー等の表示方法)

第 89 条 連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得又は売却に係るキャッシュ・フローは、第 83 条第 2 号に掲げる投資活動によるキャッシュ・フローの区分にその内容を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。

- 2 前項の規定は、現金及び現金同等物を対価とする事業の譲受け若しくは譲渡又は合併等に係るキャッシュ・フローについて準用する。

	前第2四半期連結累計期間 （自〇年4月1日 至〇年9月30日）	当第2四半期連結累計期間 （自〇年4月1日 至〇年9月30日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益 （又は税金等調整前四半期純損失）	XXX	XXX
減価償却費	XXX	XXX
減損損失	XXX	XXX
のれん償却額	XXX	XXX
貸倒引当金の増減額（△は減少）	XXX	XXX
受取利息及び受取配当金	△XXX	△XXX
支払利息	XXX	XXX
為替差損益（△は益）	XXX	XXX
持分法による投資損益（△は益）	XXX	XXX
有形固定資産売却損益（△は益）	XXX	XXX
損害賠償損失	XXX	XXX
売上債権の増減額（△は増加）	XXX	XXX
棚卸資産の増減額（△は増加）	XXX	XXX
仕入債務の増減額（△は減少）	XXX	XXX
・・・・・・・・・・・・・・・・	XXX	XXX
小計	XXX	XXX
利息及び配当金の受取額	XXX	XXX
利息の支払額	△XXX	△XXX
損害賠償金の支払額	△XXX	△XXX
・・・・・・・・・・・・・・・・	XXX	XXX
法人税等の支払額	△XXX	△XXX
営業活動によるキャッシュ・フロー	XXX	XXX
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△XXX	△XXX
有価証券の売却による収入	XXX	XXX
有形固定資産の取得による支出	△XXX	△XXX
有形固定資産の売却による収入	XXX	XXX
投資有価証券の取得による支出	△XXX	△XXX
投資有価証券の売却による収入	XXX	XXX
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△XXX	△XXX
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	XXX	XXX
貸付けによる支出	△XXX	△XXX
貸付金の回収による収入	XXX	XXX
・・・・・・・・・・・・・・・・	XXX	XXX
投資活動によるキャッシュ・フロー	XXX	XXX



〔四半期連結財規〕

様式第五号 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】（直接法）及び 様式第六号 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】（間接法）

（記載上の注意）

1. 四半期連結累計期間に係るキャッシュ・フローの状況に関して、利害関係者の判断を誤らせないと認められる範囲内で、上記の様式を集約して記載することができる。
2. 「配当金の支払額」には、四半期連結財務諸表提出会社による配当金の支払額を記載すること。
3. 「利息及び配当金の受取額」については、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、「利息の支払額」については、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載することができる。
4. 主要な項目のみを記載し、他の項目については、「その他」として一括して記載することができる。
5. 「小計」の記載は省略することができる。
6. 連結会社が営む事業のうち別記事業がある場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自〇年4月1日 至〇年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自〇年4月1日 至〇年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	XXX	XXX
短期借入金の返済による支出	△XXX	△XXX
長期借入れによる収入	XXX	XXX
長期借入金の返済による支出	△XXX	△XXX
社債の発行による収入	XXX	XXX
社債の償還による支出	△XXX	△XXX
株式の発行による収入	XXX	XXX
自己株式の取得による支出	△XXX	△XXX
配当金の支払額	△XXX	△XXX
非支配株主への配当金の支払額	△XXX	△XXX
連結の範囲の変更を伴わない子会社 株式の取得による支出	△XXX	△XXX
連結の範囲の変更を伴わない子会社 株式の売却による収入	XXX	XXX
・・・・・・・・・・・・・・・・	XXX	XXX
財務活動によるキャッシュ・フロー	XXX	XXX
現金及び現金同等物に係る換算差額	XXX	XXX
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	XXX	XXX
現金及び現金同等物の期首残高	XXX	XXX
現金及び現金同等物の四半期末残高	XXX	XXX

#### 作成にあたってのポイント

- ① 第2四半期連結累計期間においては、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を必ず作成しなければなりませんので、ご注意ください。
- ② 第1四半期連結累計期間において、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成することはできますが、当該四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成した場合には、第3四半期連結累計期間においても四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しなければなりません。  
また、第1四半期連結累計期間において四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成した場合であっても、第3四半期連結会計期間において大規模な企業結合が行われたこと等により、第3四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成することが実務上困難な場合は、第3四半期連結キャッシュ・フロー計算書の作成は要しません。この場合においては、作成することができない旨及びその理由を注記しなければなりません。
- ③ 前第1四半期連結累計期間及び前第3四半期連結累計期間に四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しなかった場合、当第1四半期連結累計期間及び当第3四半期連結累計期間において四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成することはできると考えられます。また、前第1四半期連結累計期間及び前第3四半期連結累計期間に四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成した場合においても、当第1四半期連結累計期間及び当第3四半期連結累計期間の四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しないことはできると考えられます。ただし、継続性の観点から、みだりに変更することは好ましくないと考えられます。

注記事項

(会計方針の変更等)

記載事例 (第 1 四半期連結会計期間において「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(2022 年 10 月 28 日。以下「2022 年改正会計基準」という。)等を以下の前提で早期適用する場合)

- ・2022 年改正会計基準第 20-3 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の累積的影響額を、適用初年度の期首の利益剰余金に加減するとともに、対応する金額を資本剰余金又はその他の包括利益累計額のうち、適切な区分に加減し、当該期首から新たな会計方針を適用する。
- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(2022 年 10 月 28 日。以下「2022 年改正適用指針」という。)第 65-2 項(2)ただし書きに定める、子会社に対する投資を売却した時の親会社の持分変動による差額に対する法人税等及び税効果(2022 年改正適用指針第 9 項(3)、第 30 項、第 31 項及び第 51 項(3))の改正については、適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の累積的影響額を、適用初年度の期首の利益剰余金に加減するとともに、対応する金額を期首の資本剰余金に加減し、当該期首から新たな会計方針を適用する。

当第 2 四半期連結累計期間

(自 ○年 4 月 1 日

至 ○年 9 月 30 日)

(会計方針の変更)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第 27 号 2022 年 10 月 28 日。以下「2022 年改正会計基準」という。)等を第 1 四半期連結会計期間の期首から適用している。.....

.....(会計方針の変更の具体的な内容).....。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022 年改正会計基準第 20-3 項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 28 号 2022 年 10 月 28 日。以下「2022 年改正適用指針」という。)第 65-2 項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、.....(経過措置の概要を記載).....。この結果、.....

.....(税金等調整前四半期純損益金額に対する影響額及びその他の重要な項目に対する影響額を記載).....

.....。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022 年改正適用指針を第 1 四半期連結会計期間の期首から適用している。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前年四半期及び前連結会計年度については遡及適用後の四半期連結財務諸表及び連結財務諸表となっている。この結果、.....(税金等調整前四半期純損益金額

に対する前連結会計年度の対応する四半期連結累計期間における影響額及びその他の重要な項目に対する影響額(前連結会計年度の期首における純資産額に対する累積的影響額等)を記載).....。

#### 〔四半期連結財規〕

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更に関する注記)

第10条の2 四半期財務諸表等規則第5条の規定は、会計基準等(財務諸表等規則第8条の3第1項本文に規定する会計基準等をいう。以下同じ。)の改正等(同項本文に規定する会計基準等の改正等をいう。次条において同じ。)に伴い会計方針の変更を行った場合について準用する。この場合において、同条中「税引前四半期純損益金額」とあるのは「税金等調整前四半期純損益金額」と、「事業年度」とあるのは「連結会計年度」と、「四半期累計期間」とあるのは「四半期連結累計期間」と、「四半期会計期間」とあるのは「四半期連結会計期間」と読み替えるものとする。

(会計基準等の改正等以外の正当な理由による会計方針の変更に関する注記)

第10条の3 四半期財務諸表等規則第5条の2の規定は、会計基準等の改正等以外の正当な理由により会計方針の変更を行った場合について準用する。この場合において、同条中「税引前四半期純損益金額」とあるのは「税金等調整前四半期純損益金額」と、「事業年度」とあるのは「連結会計年度」と、「四半期累計期間」とあるのは「四半期連結累計期間」と、「四半期会計期間」とあるのは「四半期連結会計期間」と読み替えるものとする。

#### 〔四半期財規〕

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更に関する注記)

第5条 会計基準等(財務諸表等規則第8条の3第1項本文に規定する会計基準等をいう。以下同じ。)の改正等(同項本文に規定する会計基準等の改正等をいう。次条において同じ。)に伴い重要な会計方針の変更を行った場合(当該会計基準等に遡及適用に係る経過措置が規定されていない場合に限る。)には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

- 一 当該会計基準等の名称
  - 二 当該会計方針の変更の内容
  - 三 税引前四半期純損益金額に対する前事業年度の対応する四半期累計期間における影響額及びその他の重要な項目に対する影響額
- 2 前項の規定にかかわらず、遡及適用に係る原則的な取扱い(財務諸表等規則第8条の3第2項本文に規定する遡及適用に係る原則的な取扱いをいう。以下同じ。)が実務上不可能な場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。
- 一 当該会計基準等の名称
  - 二 当該会計方針の変更の内容
  - 三 税引前四半期純損益金額に対する影響額及びその他の重要な項目に対する影響額
  - 四 遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由
  - 五 当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日
- 3 会計基準等に規定されている遡及適用に関する経過措置に従って会計処理を行った場合において、遡及適用を行っていないときは、次に掲げる事項を注記しなければならない。
- 一 当該会計基準等の名称
  - 二 当該会計方針の変更の内容
  - 三 当該経過措置に従って会計処理を行った旨及び当該経過措置の概要
  - 四 税引前四半期純損益金額に対する影響額及びその他の重要な項目に対する影響額
- 4 第2項第3号及び前項第4号に規定する影響額について、適時に、正確な影響額を算定することが困難な場合には、適当な方法により概算額を記載することができる。
- 5 第1項から第3項までの規定による注記は、会計方針の変更を行った四半期会計期間に係る事業年度に属する四半期会計期間において、記載しなければならない。

(会計基準等の改正等以外の正当な理由による会計方針の変更に関する注記)

第5条の2 第1・四半期会計期間に会計基準等の改正等以外の正当な理由により重要な会計方針の変更を行った場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

- 一 当該会計方針の変更の内容
  - 二 当該会計方針の変更を行った正当な理由
  - 三 税引前四半期純損益金額に対する前事業年度の対応する四半期累計期間における影響額及びその他の重要な項目に対する影響額
- 2 第2・四半期会計期間以降に会計基準等の改正等以外の正当な理由により重要な会計方針の変更を行った場合には、前項の規定による注記に加え、第2・四半期会計期間以降に会計方針の変更を行った旨及びその正当な理由を注記しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

記載事例（第 1 四半期連結会計期間において、会計方針の変更を行い、遡及適用を行った場合）

当第 2 四半期連結累計期間

（自 ○年 4 月 1 日

至 ○年 9 月 30 日）

（会計方針の変更）

当社における、商品及び製品の評価方法は、従来、主として総平均法によっていたが、  
（正当な理由を記載）

のため、第 1 四半期連結会計期間より、先入先出法に変更した。当該会計方針の変更は遡及適用され、前年四半期及び前連結会計年度については遡及適用後の四半期連結財務諸表及び連結財務諸表となっている。

この結果、遡及適用を行う前と比べて、前第 2 四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれ XX 百万円増加している。また、前連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、利益剰余金の前期首残高は XX 百万円増加している。

[当第 2 四半期連結会計期間において、上記会計方針の変更を行った場合]

当社における、商品及び製品の評価方法は、従来、主として総平均法によっていたが、  
（正当な理由を記載）

のため、当第 2 四半期連結会計期間より、先入先出法に変更した。当該会計方針の変更は遡及適用され、前年四半期及び前連結会計年度については遡及適用後の四半期連結財務諸表及び連結財務諸表となっている。

この結果、遡及適用を行う前と比べて、前第 2 四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれ XX 百万円増加している。また、前連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、利益剰余金の前期首残高は XX 百万円増加している。

また、  
（第 2 四半期に変更した正当な理由を記載）

- 一 当該会計方針の変更の内容
  - 二 当該会計方針の変更を行った正当な理由
  - 三 税引前四半期純損益金額に対する影響額及びその他の重要な項目に対する影響額
  - 四 遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由
  - 五 当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日
- 4 前項第 3 号に規定する影響額について、適時に、正確な影響額を算定することが困難な場合には、適当な方法により概算額を記載することができる。
  - 5 第 1 項から第 3 項までの規定による注記は、会計方針の変更を行った四半期会計期間に係る事業年度に属する四半期会計期間において、注記しなければならない。
  - 6 前事業年度の第 2・四半期会計期間以降に会計基準等の改正等以外の正当な理由により重要な会計方針の変更を行っており、かつ、当事業年度に属する四半期会計期間に係る四半期財務諸表に含まれる比較情報に適用した会計方針と前事業年度の対応する四半期会計期間に係る四半期財務諸表に適用した会計方針との間に相違がみられる場合には、その旨を注記しなければならない。

#### 〔四半期連結財規ガイドライン〕

10-2 「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項（以下「四半期財務諸表等規則ガイドライン」という。）5 の取扱いは、規則第 10 条の 2 及び第 10 条の 3 に規定する会計方針の変更に関する注記について準用する。

#### 〔四半期財規ガイドライン〕

- 5 規則第 5 条及び第 5 条の 2 の規定の適用については、次の点に留意する。
  - 1 同一の四半期会計期間において複数の会計方針を変更した場合には、実務上可能な範囲において、会計方針の変更の内容ごとに、規則第 5 条及び第 5 条の 2 の規定を適用するものとする。ただし、当該会計方針の変更の内容ごとに影響額を区分することが困難な場合には、その旨を記載するものとする。
  - 2 規則第 5 条第 1 項第 3 号及び第 5 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する税引前四半期純損益金額に対する前事業年度の対応する四半期累計期間における影響額とは、遡及適用（規則第 3 条第 39 号に規定する「遡及適用」をいう。以下同じ。）を行った場合において、当四半期累計期間に係る四半期損益計算書に含まれる比較情報に計上された税引前四半期純損益金額と、前事業年度の対応する四半期累計期間に係る四半期損益計算書に計上された税引前四半期純損益金額との差額をいうものとする。
  - 3 規則第 5 条第 1 項第 3 号及び第 5 条の 2 第 1 項第 3 号に規定するその他の重要な項目に対する影響額とは、前事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額等をいうものとする。
  - 4 規則第 5 条第 2 項第 3 号及び第 5 条の 2 第 3 項第 3 号に規定する税引前四半期純損益金額に対する影響額とは、
    - (1) 及び (2) に掲げる金額をいうものとする。
      - (1) 当事業年度の期首における遡及適用による累積的影響額を算定することができ、かつ、前事業年度の期首における累積的影響額を算定することが実務上不可能な場合  
当四半期累計期間に係る四半期損益計算書に計上された税引前四半期純損益金額と、変更前の会計方針を当四半期累計期間に適用した場合において計上されるべき税引前四半期純損益金額との差額
      - (2) 当事業年度の期首における遡及適用による累積的影響額を算定することが実務上不可能な場合には次に掲げる事項
        - ① 前事業年度の期首以前から変更後の会計方針を適用したとき 当四半期累計期間に係る四半期損益計算書に含まれる比較情報に計上された税引前四半期純損益金額と、前事業年度の対応する四半期累計期間に係る四半期損益計算書に計上された税引前四半期純損益金額との差額
        - ② 当事業年度の期首から変更後の会計方針を適用したとき 当四半期累計期間に係る四半期損益計算書に計上された税引前四半期純損益金額と、変更前の会計方針を当四半期累計期間に適用した場合において計上されるべき税引前四半期純損益金額との差額
        - ③ 前事業年度の期中から変更後の会計方針を適用したとき 当四半期累計期間に係る四半期財務諸表に含まれる比較情報に計上された税引前四半期純損益金額と、前事業年度の対応する四半期累計期間に係る四半期損益計算書に計上された税引前四半期純損益金額との差額、及び当四半期累計期間に係る四半期損益計算書に計上された税引前四半期純損益金額と、変更前の会計方針を当四半期累計期間に適用した場合において計上されるべき税引前四半期純損益金額との差額
- 5 規則第 5 条第 3 項に規定する事項の注記に際しては、会計基準等に規定された遡及適用に関する経過措置の内容に応じて、必要な事項を記載するものとする。

MEMO



**作成にあたってのポイント**

第 2 四半期連結会計期間以降に会計基準等の改正等以外の正当な理由により重要な会計方針の変更を行った場合には、当該会計方針の変更の内容、当該会計方針の変更を行った正当な理由、税金等調整前四半期純損益金額に対する前連結会計年度の対応する四半期連結累計期間における影響額及びその他の重要な項目に対する影響額に加え、第 2 四半期連結会計期間以降に会計方針の変更を行った旨及びその正当な理由を注記することとなります。

(四半期連結貸借対照表関係)

記載事例 (商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品の科目を棚卸資産の科目をもって一括して掲記している場合)

※○ 棚卸資産の内訳は、次のとおりである。

	前連結会計年度 (○年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (○年9月30日)
商品及び製品	XXX 百万円	XXX 百万円
仕掛品	XXX 百万円	XXX 百万円
原材料及び貯蔵品	XXX 百万円	XXX 百万円

〔四半期連結財規〕

(流動資産の区分表示)

第 35 条 流動資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、当該項目に属する資産の金額が資産の総額の 100 分の 1 以下のもので、他の項目に属する資産と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもって一括して掲記することができる。

- 一 現金及び預金
  - 二 受取手形、売掛金及び契約資産
  - 三 有価証券
  - 四 商品及び製品（半製品を含む。）
  - 五 仕掛品
  - 六 原材料及び貯蔵品
  - 七 その他
- 2 前項の規定は、同項各号の項目に属する資産で、別に表示することが適当であると認められるものについて、当該資産を示す名称を付した科目をもって別に掲記することを妨げない。
- 3 第 1 項第 7 号に掲げる項目に属する資産のうち、その金額が資産の総額の 100 分の 10 を超えるもの又は資産の総額の 100 分の 10 以下であっても区分して表示することが適切であるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもって別に掲記しなければならない。
- 4 第 1 項本文の規定にかかわらず、同項第 4 号から第 6 号までに掲げる項目に属する資産については、棚卸資産の科目をもって一括して掲記することができる。この場合においては、当該項目に属する資産の科目及びその金額を注記しなければならない。
- 5 前項後段の規定にかかわらず、第 1・四半期連結会計期間及び第 3・四半期連結会計期間においては、同項後段の規定による注記を省略することができる。

作成にあたってのポイント

「商品及び製品（半製品を含む。）」、「仕掛品」、「原材料及び貯蔵品」に属する資産については、「棚卸資産」の科目で一括して掲記することができます。その場合、第 2 四半期連結会計期間においてはその内訳科目及び金額を注記することとされています。なお、第 1 四半期連結会計期間及び第 3 四半期連結会計期間においては、当該注記は省略することができます。

(四半期連結損益計算書関係)

記載事例 (販売費及び一般管理費の科目を一括して掲記している場合)

※○ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりである。

	前第2四半期連結累計期間 (自○年4月1日 至○年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自○年4月1日 至○年9月30日)
広告宣伝費	XXX百万円	XXX百万円
給料	XXX百万円	XXX百万円
退職給付費用	XXX百万円	XXX百万円
減価償却費	XXX百万円	XXX百万円
△△△△△	XXX百万円	XXX百万円
△△△△△	XXX百万円	XXX百万円

〔四半期連結財規〕

(販売費及び一般管理費の表示方法)

- 第 69 条 販売費及び一般管理費は、適当と認められる費目に分類し、当該費用を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、販売費の科目若しくは一般管理費の科目又は販売費及び一般管理費の科目に一括して掲記し、その主要な費目及びその金額を注記することを妨げない。
- 2 前項ただし書に規定する主要な費目とは、退職給付費用及び引当金繰入額（これらの費目のうちその金額が少額であるものを除く。）並びにこれら以外の費目でその金額が販売費及び一般管理費の合計額の 100 分の 20 を超える費用又は販売費及び一般管理費の合計額の 100 分の 20 以下であっても区分して表示することが適切と認められる費用をいう。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、第 1・四半期連結累計期間及び第 3・四半期連結累計期間並びに四半期連結会計期間においては、販売費及び一般管理費について、販売費の科目若しくは一般管理費の科目又は販売費及び一般管理費の科目に一括して掲記することができる。この場合において、販売費又は一般管理費の費目及びその金額については、注記することを要しない。

作成にあたってのポイント

「販売費及び一般管理費」の科目を一括して掲記している場合、第 1 四半期連結累計期間及び第 3 四半期連結累計期間においては、当該注記の記載は要しませんが、第 2 四半期連結累計期間においてはその主要な費目及び金額を注記することとされています。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

記載事例

※○ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりである。

	前第2四半期連結累計期間 (自 ○年4月1日 至 ○年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 ○年4月1日 至 ○年9月30日)
現金及び預金勘定	X,XXX 百万円	X,XXX 百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	△XXX 百万円	△XXX 百万円
取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資 (有価証券)	X,XXX 百万円	X,XXX 百万円
現金及び現金同等物	X,XXX 百万円	X,XXX 百万円

〔四半期連結財規〕

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書に関する注記事項)

第 87 条 四半期連結キャッシュ・フロー計算書には、現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係を注記しなければならない。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しない場合の注記)

第 27 条の 2 第 1・四半期連結累計期間及び第 3・四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しない場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

- 一 当四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）
- 二 当四半期連結累計期間に係るのれんの償却額

〔四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（平成 23 年内閣府令第 10 号）〕

附則

第 1 条 この府令は、平成 23 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第 2 条 (略)

2~4 (略)

5 施行日以後に開始する連結会計年度の開始の日に、負ののれんの未償却残高がある場合において、新四半期連結財務諸表規則第 27 条の 2 本文の規定に基づき第 1・四半期連結累計期間及び第 3・四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しないときは、当該第 1・四半期連結累計期間及び第 3・四半期連結累計期間に係る負ののれんの償却額を注記しなければならない。

作成にあたってのポイント

四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成する第 2 四半期においては、現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係を注記する必要があります。

なお、第 1 四半期及び第 3 四半期において四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しない場合は、重要性が乏しいものを除き、当四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれんの償却額を注記し、また、当連結会計年度の開始の日に負ののれんの未償却残高がある場合は、当四半期連結累計期間に係る負ののれんの償却額を注記することとなりますので、ご注意ください。

(金融商品関係)

記載事例

[有価証券及び長期借入金が、企業集団の事業の運営において重要なものであり、かつ、四半期連結貸借対照表計上額その他の金額に前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められる場合]

I 前連結会計年度末 (〇年3月31日)

(記載事例の省略)

II 当第2四半期連結会計期間末 (〇年9月30日)

有価証券及び長期借入金が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められる。

(百万円)

科目	四半期連結貸借対照表計上額	時価	差額
有価証券	XXX	XXX	XXX
長期借入金	XXX	XXX	XXX

[時価で四半期連結貸借対照表に計上している有価証券について、適切な項目に区分し、その項目ごとに、当該金融商品の時価を当該時価の算定に重要な影響を与える時価の算定に係るインプットが属するレベルに応じて分類し、それぞれの金額に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる場合]

なお、有価証券に含まれる項目のうち、時価で四半期連結貸借対照表に計上している株式及び国債・地方債等の時価のレベルごとの金額について、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる。

(百万円)

科目	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
株式	XXX	—	—	XXX
国債・地方債等	XXX	XXX	—	XXX



## 〔四半期連結財規〕

### (金融商品に関する注記)

第15条の2 金融商品については、当該金融商品に関する四半期連結貸借対照表の科目ごとに、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、四半期連結貸借対照表計上額その他の金額に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる場合には、四半期連結貸借対照表の科目ごとの四半期連結貸借対照表日における四半期連結貸借対照表計上額、時価及び当該四半期連結貸借対照表計上額と当該時価との差額を注記しなければならない。ただし、当該四半期連結貸借対照表計上額と時価との差額及び前連結会計年度に係る連結貸借対照表計上額と時価との差額に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

2 前項本文の規定にかかわらず、四半期連結貸借対照表の科目ごとの四半期連結貸借対照表日における金融商品の時価について、適時に、正確な金額を算定することが困難な場合には、概算額を記載することができる。

3 時価で四半期連結貸借対照表に計上している金融商品については、当該金融商品に関する四半期連結貸借対照表の科目ごとに、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、当該金融商品を適切な項目に区分し、その項目ごとに、当該金融商品の時価を当該時価の算定に重要な影響を与える時価の算定に係るインプットが属するレベルに応じて分類し、それぞれの金額に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一 当該項目ごとの次に掲げる事項

イ 四半期連結貸借対照表日におけるレベル一に分類された金融商品の時価の合計額

ロ 四半期連結貸借対照表日におけるレベル二に分類された金融商品の時価の合計額

ハ 四半期連結貸借対照表日におけるレベル三に分類された金融商品の時価の合計額

二 前号ロ又はハの規定により注記した金融商品の時価の算定に用いる評価技法又はその適用を変更した場合には、その旨及びその理由

4 前項の規定にかかわらず、四半期連結貸借対照表に計上している金融商品を適切な項目に区分し、その項目ごとの四半期連結貸借対照表日における金融商品の時価について、適時に、正確な金額を算定することが困難な場合には、概算額を記載することができる。

5 第1項本文及び第2項の規定にかかわらず、四半期連結貸借対照表日における市場価格のない株式、出資金その他これらに準ずる金融商品については、第1項本文に定める事項の記載を要しない。この場合には、その旨並びに当該金融商品の概要及び四半期連結貸借対照表計上額を注記しなければならない。

6 第1項本文及び第2項の規定にかかわらず、四半期連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）への出資については、第1項本文に定める事項の記載を要しない。この場合には、その旨及び当該出資の四半期連結貸借対照表計上額を注記しなければならない。

7 投資信託等（法第2条第1項第10号に掲げる投資信託又は外国投資信託の受益証券、同項第11号に掲げる投資証券又は外国投資証券その他これらに準ずる有価証券を含む金融商品をいう。以下この項及び次項において同じ。）について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託等の基準価額を時価とみなす場合には、第1項本文に定める事項の記載については、当該投資信託等が含まれている旨を注記しなければならない（当該投資信託等の四半期連結貸借対照表計上額に重要性が乏しい場合を除く。）。)

8 第3項及び第4項の規定にかかわらず、投資信託等について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託等の基準価額を時価とみなす場合には、第3項各号に掲げる事項の記載を要しない。この場合には、その旨及び当該投資信託等の四半期連結貸借対照表計上額を注記しなければならない。

### (金融商品に関する注記等の特例)

第17条の2 第15条の2、第16条及び第17条第1項の規定にかかわらず、連結財務諸表提出会社（当該連結財務諸表提出会社を含む企業集団の総資産の大部分を金融資産が占め、かつ、総負債の大部分を金融負債及び保険契約から生じる負債が占める場合を除く。）は、第1・四半期連結会計期間及び第3・四半期連結会計期間において、これらの規定による注記を省略することができる。

## 〔財規〕

### (金融商品に関する注記)

第8条の6の2 (略)

一 (略)

二 金融商品の時価に関する次に掲げる事項

イ 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの貸借対照表計上額

MEMO

- ロ 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの時価
  - ハ 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの貸借対照表計上額と貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの時価との差額
  - ニ ロ及びハに掲げる事項に関する説明
  - 三 (略)
  - イ 時価で貸借対照表に計上している金融商品の場合には、当該金融商品を適切な項目に区分し、その項目ごとの次の(1)から(3)までに掲げる事項
    - (1)～(3) (略)
  - ロ 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品の場合には、当該金融商品を適切な項目に区分し、その項目ごとの次の(1)から(3)までに掲げる事項
    - (1)～(3) (略)
  - ハ (略)
    - (1) (略)
    - (2) 時価の算定に用いる評価技法又はその適用を変更した場合には、その旨及びその理由
  - ニ (略)
- (以下略)

#### 〔四半期連結財規ガイドライン〕

15の2 財務諸表等規則ガイドライン8の6の2-1-2(6を除く。)、8の6の2-1-3(3から6までを除く。)及び8の6の2-4の取扱いは、規則第15条の2に規定する金融商品に関する注記について準用する。この場合において、財務諸表等規則ガイドライン8の6の2-1-2中「貸借対照表に」とあるのは「四半期連結貸借対照表に」と、「貸借対照表の」とあるのは「四半期連結貸借対照表の」と、8の6の2-1-3中「貸借対照表の」とあるのは「四半期連結貸借対照表の」と読み替えるものとする。

#### 〔財規ガイドライン〕

8の6の2-1-2 規則第8条の6の2第1項第2号に掲げる事項の注記については、次の点に留意する。

- 1 有価証券及びデリバティブ取引については、当該有価証券又はデリバティブ取引により生じる正味の債権又は債務等の内容を示す名称を付した科目をもって貸借対照表に計上していない場合であっても、当該有価証券又はデリバティブ取引により生じる正味の債権又は債務等の内容を示す名称を付して注記するものとする。
- 2 有価証券については、流動資産項目と固定資産項目とを合算して注記することができる。また、デリバティブ取引については、資産項目と負債項目とを合算して注記することができる。
- 3 「金融商品に関する会計基準」により金利スワップの特例処理を行っているデリバティブ取引及び「外貨建取引等会計処理基準」により外貨建金銭債権債務等に振り当てたデリバティブ取引(予定取引をヘッジ対象としている場合を除く。)については、ヘッジ対象と一体として取扱い、当該デリバティブ取引の時価をヘッジ対象の時価に含めて記載することができる。
- 4 金融商品の時価は、「時価の算定に関する会計基準」に従って算定するものとする。
- 5 現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものについては、注記を省略することができる。
- 6 (略)
- 7 規則第15条第3号の2に掲げる契約資産を規則第17条第4項の規定に基づき他の項目に属する金融資産と一括して貸借対照表に表示している場合には、当該貸借対照表の科目については、規則第8条の6の2第1項第2号に掲げる事項を記載するものとする。この場合には、当該貸借対照表の科目から契約資産を除いた金融資産について、当該事項を記載することができる。

8の6の2-1-3 規則第8条の6の2第1項第3号に規定する注記については、次の点に留意する。

- 1 規則第8条の6の2第1項第3号に規定する適切な項目とは、例えば、金融商品の性質、特性及びリスク並びに時価のレベル等に基づいて決定する項目をいう。また、金融商品を区分するにあたり、貸借対照表の科目を細分化する場合には、貸借対照表の科目への調整が可能となるような情報を記載する必要があることに留意する。
  - 2 規則第8条の6の2第1項第3号ハ(2)に規定する評価技法の適用とは、例えば、複数の評価技法を用いる場合のウエイト付け及び評価技法への調整をいう。
- 3～6 (略)

MEMO

8の6の2-4 規則第8条の6の2第4項に規定する「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託等の基準価額を時価とみなす場合」とは、投資信託等について、市場価格が存在せず、かつ、解約又は買戻請求（以下「解約等」という。）に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限があるときであって、投資信託等の基準価額を時価とみなす場合をいい、信託財産又は資産を主として金融商品に対する投資として運用することを目的とする投資信託等については、次のいずれかに該当する必要がある。

- (1) 当該投資信託等の財務諸表が国際会計基準又は米国会計基準に従い作成されている場合
- (2) 当該投資信託等の財務諸表が国際会計基準及び米国会計基準以外の会計基準に従い作成され、当該会計基準における時価の算定に関する定めが国際会計基準又は米国会計基準と概ね同等であると判断される場合
- (3) 当該投資信託等を構成する個々の信託財産又は資産について、一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」に従い評価が行われている場合

#### 作成にあたってのポイント

金融商品に関する四半期連結貸借対照表の科目ごとに、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、四半期連結貸借対照表計上額その他の金額に前連結会計年度の末日と比較して著しい変動が認められる場合には、注記をする必要があります。ただし、当該四半期連結貸借対照表計上額と時価との差額及び前連結会計年度に係る連結貸借対照表計上額と時価との差額に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができるとされています。なお、金融機関等（総資産の大部分を金融資産が占め、かつ、総負債の大部分を金融負債及び保険契約から生じる負債が占める企業又は企業集団）以外は、第1四半期連結会計期間及び第3四半期連結会計期間において、（金融商品関係）の注記を省略することができるとされています。

(有価証券関係)

記載事例 (その他有価証券が企業集団の事業の運営において重要なものであり、かつ、四半期連結貸借対照表計上額その他の金額に前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められる場合)

I 前連結会計年度末 (〇年 3 月 31 日)

(記載事例の省略)

II 当第 2 四半期連結会計期間末 (〇年 9 月 30 日)

その他有価証券が企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められる。

	(百万円)		
	取得原価	四半期連結貸借対照表計上額	差額
(1) 株式	XXX	XXX	XXX
(2) 債券	XXX	XXX	XXX
① 国債・地方債等	XXX	XXX	XXX
② 社債	XXX	XXX	XXX
③ その他	XXX	XXX	XXX
(3) その他	XXX	XXX	XXX
計	XXX	XXX	XXX

#### [四半期連結財規]

(有価証券に関する注記)

第 16 条 前条に定める事項のほか、有価証券（次の各号に掲げる有価証券に限る。）については、当該有価証券が企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、当該有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる場合には、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、適時に、正確な金額を算定することが困難な場合には、概算額を記載することができる。

- 一 満期保有目的の債券 次に掲げる事項
  - イ 四半期連結決算日における四半期連結貸借対照表計上額
  - ロ 四半期連結決算日における時価
  - ハ 四半期連結決算日における四半期連結貸借対照表計上額と時価との差額
- 二 その他有価証券 株式、債券その他の有価証券の種類ごとの次に掲げる事項
  - イ 取得原価
  - ロ 四半期連結決算日における四半期連結貸借対照表計上額
  - ハ 四半期連結決算日における四半期連結貸借対照表計上額と取得原価との差額

(金融商品に関する注記等の特例)

第 17 条の 2 第 15 条の 2、第 16 条及び第 17 条第 1 項の規定にかかわらず、連結財務諸表提出会社（当該連結財務諸表提出会社を含む企業集団の総資産の大部分を金融資産が占め、かつ、総負債の大部分を金融負債及び保険契約から生じる負債が占める場合を除く。）は、第 1・四半期連結会計期間及び第 3・四半期連結会計期間において、これらの規定による注記を省略することができる。

#### [四半期連結財規ガイドライン]

16 四半期財務諸表等規則ガイドライン 9 の取扱いは、規則第 16 条に規定する有価証券に関する注記について準用する。

#### [四半期財規ガイドライン]

- 9 規則第 9 条に規定する有価証券に関する注記については、次の点に留意する。
  - 1 注記の対象となる有価証券には、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号。以下「財務諸表等規則」という。）第 15 条第 4 号、第 31 条第 1 号及び第 32 条の 2 に規定する有価証券のほか、財務諸表等規則第 31 条第 4 号に属する保証差入有価証券等が含まれるものとする。
  - 2 有価証券の時価は、「時価の算定に関する会計基準」に定める時価に基づいて算定するものとする。
  - 3 規則第 9 条第 1 号及び第 2 号の記載に当たっては、債券について債券の種類ごとに区分して記載することができる。
  - 4 取得原価には、償却原価法に基づいて算定された価額を含むものとする。

#### 作成にあたってのポイント

有価証券が企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、当該有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額に前連結会計年度の末日と比較して著しい変動が認められる場合には、注記をする必要があります。なお、金融機関等（総資産の大部分を金融資産が占め、かつ、総負債の大部分を金融負債及び保険契約から生じる負債が占める企業又は企業集団）以外は、第 1 四半期連結会計期間及び第 3 四半期連結会計期間において、(有価証券関係)の注記を省略することができるとされています。

(デリバティブ取引関係)

記載事例 (対象物の種類が通貨及び金利であるデリバティブ取引が、企業集団の事業の運営において重要なものであり、かつ、取引の契約額その他の金額に前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められる場合)

I 前連結会計年度末 (〇年 3 月 31 日)

(記載事例の省略)

II 当第 2 四半期連結会計期間末 (〇年 9 月 30 日)

対象物の種類が通貨及び金利であるデリバティブ取引が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められる。

(百万円)

対象物の種類	取引の種類	契約額等	時価	評価損益
通貨	為替予約取引 .....	XXX .....	XXX .....	XXX .....
金利	スワップ取引 .....	XXX .....	XXX .....	XXX .....

(注) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は除いている。



#### 〔四半期連結財規〕

(デリバティブ取引に関する注記)

第 17 条 第 15 条の 2 に規定する事項のほか、デリバティブ取引（ヘッジ会計（財務諸表等規則第 8 条第 69 項に規定する会計処理をいう。）が適用されているものは除くことができる。）については、当該取引が企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、当該取引の契約額その他の金額に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる場合には、通貨、金利、株式、債券及び商品その他の取引の対象物の種類ごとの四半期連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益を注記しなければならない。ただし、適時に、正確な金額を算定することが困難な場合には、概算額を記載することができる。

2 前項に規定する事項は、先物取引、オプション取引、先渡取引、スワップ取引及びその他のデリバティブ取引その他の取引の種類に区分して記載しなければならない。

(金融商品に関する注記等の特例)

第 17 条の 2 第 15 条の 2、第 16 条及び第 17 条第 1 項の規定にかかわらず、連結財務諸表提出会社（当該連結財務諸表提出会社を含む企業集団の総資産の大部分を金融資産が占め、かつ、総負債の大部分を金融負債及び保険契約から生じる負債が占める場合を除く。）は、第 1・四半期連結会計期間及び第 3・四半期連結会計期間において、これらの規定による注記を省略することができる。

#### 〔四半期連結財規ガイドライン〕

17-1 四半期財務諸表等規則ガイドライン 10-1 の取扱いは、規則第 17 条第 1 項に規定するデリバティブ取引に関する注記について準用する。

#### 〔四半期財規ガイドライン〕

10-1 規則第 10 条第 1 項の注記に関しては、次の点に留意する。

- 1 取引の対象物の種類には、それぞれインデックスが含まれるものとする。
- 2 「外貨建取引等会計処理基準」により外貨建金銭債権債務等に振り当てたデリバティブ取引については、注記の対象から除くものとする。
- 3 デリバティブ取引の時価は、「時価の算定に関する会計基準」に従って算定するものとする。

#### 作成にあたってのポイント

デリバティブ取引が企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、当該取引の契約額その他の金額に前連結会計年度の末日と比較して著しい変動が認められる場合には、注記をする必要があります。なお、金融機関等（総資産の大部分を金融資産が占め、かつ、総負債の大部分を金融負債及び保険契約から生じる負債が占める企業又は企業集団）以外は、第 1 四半期連結会計期間及び第 3 四半期連結会計期間において、（デリバティブ取引関係）の注記を省略できるとされています。

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

## 四半期報告書の作成要領

---

2023年6月発行[◎]

編者 企業会計基準委員会 事務局  
公益財団法人 財務会計基準機構

---

発行所 公益財団法人 財務会計基準機構  
〒100-0011 東京都千代田区内幸町2丁目2番2号  
富国生命ビル20階  
TEL 03(5510)2711  
FAX 03(5510)2712

印刷 宝印刷株式会社  
〒171-0033 東京都豊島区高田3-28-8  
TEL 03(3971)3101

---

《無断転載・複写・磁気媒体への入力を禁ず》





公益財団法人 財務会計基準機構



企業会計基準委員会

---

〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-2 富国生命ビル20階  
TEL.03-5510-2711 URL <https://www.asb.or.jp/>